

官報

号外 平成六年六月六日

○第百二十九回 参議院會議録第十九号

平成六年六月六日(月曜日)
午後零時五十分開議

○議事日程 第十八号

平成六年六月六日

正午開議

- 第一 國務大臣の報告に関する件(ウルグアイ・ラウンド交渉について)
- 第二 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件
- 第三 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件
- 第四 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件
- 第五 千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件
- 第六 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第八 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
一、請願の件
以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

大脇雅子君から海外旅行のため十日間、横尾和伸君から海外旅行のため八日間、それぞれ請願の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(ウルグアイ・ラウンド交渉について)

内閣総理大臣から發言を求められております。發言を許します。羽田内閣総理大臣。

〔國務大臣羽田内閣総理大臣 拍手〕

○國務大臣(羽田内閣総理大臣) ウルグアイ・ラウンドの交渉につきましては御報告を申し上げます。

四月十二日から十五日まで、ウルグアイ・ラウンド閣僚会合がモロッコのマラケシュにおきまして開催され、我が国を含む各国の代表がウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の成果として作成さ

れた文書を添付した最終文書に署名し、これによりウルグアイ・ラウンド交渉は正式に終了いたしました。

交渉の成果は、最終的に世界貿易機関を設立する協定として取りまとめられ、現在、各国とも同協定の一月一日の発効を目指して鋭意国内手続を進めております。我が国もいたしまして、同協定の締結につきましても、国会の御承認を得た上で年内の締結を目指す所存であります。

ウルグアイ・ラウンド交渉の子細につきましては、同協定の締結について国会の御承認をいただきます際、国会の御審議を通じて御報告してまいりたいと考えておりますが、交渉の結果が我が国の国民生活全体に及ぼす影響は他の外交交渉に類を見ないものであると考えられますので、交渉の概要及び意義につきましても一言申し述べさせていただきます。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、鉱工業品の関税引き下げのみならず、今までガット体制のもとで必ずしも十分な貿易ルールがなかった農業、あるいは新たな貿易ルールを定めるべき分野である特許権や商標権などの知的所有権、貿易に関連する投資についての政府の措置、さらには金融、運輸などのサービス貿易分野を含む交渉でありました。

最終的には百二十五の国や地域が参加して、七年以上にわたって交渉を行ったかつてない包括的かつ歴史的な一大事業であったと申し上げることができま。

この交渉が成功裏に終結しましたことは、各国がそれぞれの抱える困難を乗り越え、多角的自由貿易体制を維持し、さらに強化することについての強い意思を示したものであり、国際経済秩序に対する信頼を確保する上で極めて重要なことであつたと信じます。

我々は、一九三〇年代の保護主義の台頭が世界貿易、そして世界経済の低迷を招いた苦い経験を持つております。このような経験に照らせば、今

回の交渉の成否が今後の世界の自由貿易体制、ひいては世界経済の拡大と活性化にとりいかに重要な意味を持つものであつたかは明らかであります。

政府は、貿易立国である我が国にとって世界経済の拡大と繁栄なくして我が国経済の繁栄もないという信念のもとに、歴代政権の努力の積み重ねを踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉を成功に導くため、一貫して強い意思を持って交渉に臨んでまいりました。私自身、ウルグアイ・ラウンド交渉開始以来七年間にわたって、米、E.C.を始め多くの国、地域の人々と折衝し、我が国の主張について理解を訴えるべく最大限の努力を行ってきたところであります。

我が国は、農業交渉では米などの困難な問題を抱えておりましたが、将来にわたる国益を考えて断然決断を行い、調整案を受け入れることといたしました。これはウルグアイ・ラウンド交渉の成功のために、我が国の国際的責務であるとの観点から、まさに断腸の思いで行ったものであります。また、鉱工業品の関税引き下げ、サービス、貿易関連投資措置等の分野では終始積極的な交渉姿勢を示し、多大の成果を得ることができました。ガット事務局による分析によりますと、ウルグアイ・ラウンド交渉による市場アクセスの改善がもたらす経済的利益は、世界全体で二〇〇五年の時点で約二千三百五十億ドルに達すると見積もられております。

交渉の妥結によって我が国が受ける利益を具体的に挙げれば、鉱工業品の市場アクセスに関しては、例えば我が国や米国、欧州連合も含め先進国間で関税率が約四割引き下げられることとなり、我が国はこのような関税引き下げの利益を受けることができます。

農業に関しては、世界の農産物貿易を大きく攪乱していた輸出補助金が総予算額及び数量ベースの双方で削減されることにより、農産物貿易の安定化が図られることとなります。

また、サービス、知的所有権、貿易関連投資措置等、従来、貿易に関するルールが設けられていなかった分野に初めて国際的かつ包括的なルールが設けられ貿易の自由化が進められるので、貿易立国である我が国としては、特に途上国を含む世界の国々がこれらのルールを尊重し、今後、次第に自由化を圖っていくことにより大きな利益を受けることとなります。

さらに、紛争解決手続についても、手続が強化されることにより一方的な措置の発動を抑止する効果があり、貿易環境が安定的なものになるとの利点があります。

私は、この機会に、政府が交渉をまとめるため尽力するに当たり、国の各方面より得た御理解と御協力に改めて深く感謝を申し上げます。

今後の課題として、各国とも世界貿易機関設立協定が発効するまでの間、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果を損なうような措置をとらないようにするとともに、同協定が発効した後は、交渉の結果で上がった国際的ルールを遵守、活用する必要があります。

また、我が国としては、新しいルールに順応していくために多くの国内努力をしていかなければなりません。特に、農業につきましては、我が国農業の将来展望を切り開いていくために政府としての万全の施策を講じていく所存であります。また、国内経済面における規制緩和を一層促進し、日本経済の一層の活性化を実現していく必要があると考えており、今後とも皆様の一層の御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大河原太一郎君。

〔大河原太一郎君登壇 拍手〕

○大河原太一郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま羽田総理から御報告がございました。

ガット・ウルグアイ・ラウンド協定について質問をいたします。

我が国の貿易と経済の今後において最も重要な意味を持つガット・ウルグアイ・ラウンド協定は、半年前、昨年十二月十五日実質合意され、七年半に及ぶ交渉の幕がおりました。その間における関係者の御苦労を多とするものであります。本協定の交渉の過程、合意の内容を見ますと、遺憾ながらそのような努力の積み重ねが十分生かされず、その成果は国益から見て問題を残し、また解釈の違いやあいまいな部分等も見られるのであります。

このため、我が党はガット・ウルグアイ・ラウンドの最終合意について全体像を速やかに国会に報告するよう要求してまいりましたが、政府はこれを怠ったまま、羽田総理御自身、前内閣の外務大臣として四月十五日マラケシュで最終合意に署名されてまいりました。

米国においては、ファストトラックの審議に先立ち既に議会において予備審議が開始されておりますが、我が国の要請により、政府はようやく本日、本院に報告の運びとなった次第であります。いずれ承認を求めるべき重要な協定の国会に対する報告がこのようにおくれたことは、農業合意の受け入れに続く国会軽視としてまことに問題であると言わざるを得ないのであります。このような報告のおくれについて、総理の率直な反省の弁を承りたいのであります。

また、多岐にわたる今次の交渉の終局段階において、我々はその多くを官僚にゆだねた交渉に危機感を抱き、各分野を統合して政府全体としての戦略的視点に立ち閣僚ベースで交渉することを強く要望してまいりましたが、結果的には農業の分野はもちろんのこと、金融、海運等のサービス分野、知的所有権等を見ても、米、欧の利害が優先されたものと受けとめざるを得ず、我々の危惧が現実のものとなったのであります。

羽田総理、総理は前内閣において外交の最高指

揮者の立場にありながら、交渉の多くを譲割りの官僚任せにしてリーダシップの発揮が十分でなかったという批判に対し、また、米の部分開放を初め他の分野においても多くの問題を残した点についていかにお考えか、答弁を求めます。

なお、前回の東京ラウンドの際、牛場国務大臣が対外経済担当として活躍されましたが、このラウンド交渉の反省に立ち、今後、日米包括経済協議を初めます多岐にわたる経済外交から見ても、総合的に対外経済交渉を担当する閣僚のポストを設けるべきであると思うが、あわせて所存を承りたい。

さて、今次ラウンドの最大の結論の一つは、世界貿易機構、いわゆるWTOの設立であります。自由貿易体制の維持発展のためには、WTOの設立とともに、今後、その機構の肥大化の防止や特定国の影響の排除等、その運営は大きな問題となります。我が国がWTOの運営にいかに参加していくか、世界の経済大国としていかに主導権を発揮していくことができるか、総理の御見解を承りたいのであります。

次に、我が国はWTOにおける新たな紛争処理方式がスパー三〇一条の発動など一方的制裁措置に対する歯どめの効果を期待しているのに対し、これによってスパー三〇一条の発動が必ずしも制約されることはないとの趣旨の発言が既に米国側から伝えられ、その認識にギャップがあるように思われます。

細川前総理は、昨年十二月、農業合意の受け入れ表明において、世界の自由貿易を守るためにやむなく受け入れた旨の説明をなされておりますが、WTOの自由貿易を守る機能についてこのように解釈の食い違いが出ており、果たしてWTOの設立によって米国の三〇一条の発動に足かせがかけられるかどうか、お伺いしたいのであります。

さらに、アンチダンピングに関する措置について、パネルの権限を原案より縮小する内容が織

り込まれるなど、米国の意向がかなり反映されております。鉄鋼や半導体などのダンピング提訴に苦しんだ我が国が、自由貿易の新しいルールづくりから見ても当然とも言えるべき主張を通し得なかったこと、特に迂回防止の規定が合意に至らず各国の恣意的運用の余地を残したことは、企業の海外投資を行う場合大きな障害となりますが、いかがお考えか、お答え願います。

また、サービス分野においても問題が残っております。金融においては継続協議となっており、その成り行き次第では各国とも自由化約束の後退を余儀なくされる可能性が大であります。海運については、米国が最後まで外航海運の自由化を拒否し、基本テレコムは独断が国営であることなどのために実質的な自由化交渉が行われず、先送り、継続交渉となつております。

オーデオビジュアルに至っては、欧州が文化政策上の保護の必要性を理由に自由化を拒否し、継続交渉の対象にもなっておりません。知的所有権についても、特許につき先願主義と先発明主義の根本問題が解決せず、我が国の経済界は将来特許紛争が多発することを懸念しております。

総理、貿易立国を是とされるなら、このような重大な問題について今後引き続き我が国の主張、立場が反映されるよう最大限努力すべきであると思ひますが、総理の決意を伺います。

米、欧各国とも自由貿易主義を標榜する中でどうしても譲れない一線については守り通しました。それぞれの事情を互いに認め合つて閣僚交渉の場でギブ・アンド・テークを行ったようでありましたが、それに比べ我が国は一体どのような交渉を行つてこられたのか、譲歩を重ねての交渉であったのか、どうであったのでしょうか。

さらに、食糧の自給率が先進国の中で際立って低い我が国が、国民の生命、農村、国土を守るために何で主食である米を守り切れなかったのか、米の部分開放を譲歩して、そのかわり我が国は何

を得たのか。農民を初め国民全体に、この際改めて御説明を願いたいのであります。

次に、農業協定についてお伺いいたします。農業合意の中においても大きなアンバランスがあり、輸出補助金が一部の削減のまま温存され、包括関税化が採用され、例外といっても加重的な負担を伴い、輸入国である我が国にとって著しく不利なものとなりました。

このたび、国内の凶作に伴い緊急輸入の手当て、配送のおくれにより各地で米パニックが起こり、国民の皆さんは国内産米の自給の必要性を痛感されましたが、このままいくと農業、農村は大きな打撃を受け、食糧の安定確保の懸念だけでなく後世に大きな禍根を残すこととなります。

このため、食糧の安全保障に不可欠な国内生産体制の安定、改善を緊急に進める必要があります。政府は、国境措置、価格所得政策等を含めどのような対策を講じられようとしているか、お伺いいたします。

なお、我が党はこれらの重要課題について目下具体的な抜本対策の検討を進めており、いずれ成果を得て政府に強く要請したいと考えております。特に、関税化、自由化に伴う国境措置については万全を期する必要がある。例えば、牛肉の輸入増大に対応するため、我が党から既に議員立法として提出している法案のように、国産への影響を極力少なくするためセーフガードを設けるべきだと思いますが、総理並びに農林水産大臣のお考えを承りたいと存じます。

次に、政府は、昨年十二月の閣議了解において米のミニマムアクセス導入に伴う転作の強化を行わない旨定めておりますが、それでも農民は減反が増加するのではないかと不安を抱いております。

ミニマムアクセスにより、外米が毎年累増して減反を強化しないまま平年作が続くとしたら、六年後の平成十二年には恐らく膨大な在庫を抱えることになると思われすが、一体どのようなことになるか、お聞かせください。

積み上げる外米を備蓄米として保管し、一たん緊急に備え、更新する場合は飼料米、海外援助米として利用する方策等を真剣に今日ただいまから検討すべきであります。当然大きな財政負担を伴いますが、二十一世紀に向けて世界人口急増等により食糧の恒常的な不足時代が予想されることに備え、食糧の安全保障のコストとして国民的コンセンサスが得られるよう努力すべきであります。

さらに、グローバルな視点に立ち、世界人口会議やFAO等において各国の食糧の安全保障の必要性を積極的に主張し、国際的なコンセンサスづくりに努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

なお、問題となっているミニマムアクセスの義務の範囲については、政府は我が党の要求によって統一見解を文書をもって示しました。しかし、その内容を見ると、客観的に輸入が困難な状況では輸入しなくても法的義務違反が生ずるものではないと理解しているとなつております。しかし、政府がそのように一方的に理解しているだけであって、国際的に約束されたものではないのであります。この点については、将来問題を起こさないためにも各国の了解をはっきりとおくことが必要であります。総理と農林水産大臣の明確な答弁を求めます。

締めくくりに当たりまして確かめておきたい点がござります。

今回の最終文書の構成を見ると、世界貿易機関を設立する協定と関係協定、宣言の二部で構成されております。WTO設立協定については、その附属書一の中に物、サービス、知的財産権など各般にわたる十五の独立した協定が含まれております。さらに、附属書二では紛争解決について、附属書三では貿易政策検討制度、同四では複数国間貿易協定などが包含され、全体としてWTOの設立協定となつていふのであります。

このように複雑多岐にわたるウルグアイ・ラウンド協定のうち、国会承認を求めるところはどの部分になるのか、もし国会承認を必要としない部分があるとすればその理由は何か、国会提出の時期を含めて羽田総理の見解を求めたいのであります。

また、膨大な内容の各論審査については関係委員会に早期に提出して十分審議されるようにすべきでありますので、この点も確約願いたいのであります。

なお、食糧法の改正を初め批准に必要な国内法の整備について、どのような検討を進めていっている国会に提出するのか、あわせてお聞かせ願います。

最後に、いづれにいたしましても、今日までの国会論議の経緯やWTOの紛争処理体制の整備、個別分野における内容等について多くの問題が残っておりますので、本協定の国会承認等については、農政、国政に対する信頼を今後政府がどう回復していくか、そのための抜本対策をいかに講じていくかに、すべてがかかっております。このことを十二分に肝に銘じて対応をすべきことを強く主張して、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣羽田孜君登壇、拍手】

○国務大臣(羽田孜君) 報告のおくれについてでございますけれども、政府としては、国会にこれは御報告しなければならぬ、そのために準備を進めてまいりました。今般、国会の日程との折り合いがございましたために報告が行われることになった次第であります。

もっと早く報告すべきだったとの御指摘は謙虚にこれは受けとめてまいりたいと思つております。ただ、国会を軽視する意図というのは毛頭なかったことは、これは御理解をいただきたいと思つております。

縦割りの官僚任せにしているということでありまして、これはもう自民党内閣の時代から大河原太一郎議員ともどもに各国を回り話しかけてきたところでありまして、また細川総理大臣ですとか外務大臣であった私自身もあらゆる機会をとらえて我が国の立場を主張してきたことでございまして、まさに関係みずから第一線で国会決議の趣旨を体しながら最大限我が国の考え方を主張してきたことでもあります。

今後の交渉におきましても、従来にも増して関係みずから先頭に立つて交渉に当たるとともに、今後とも政府が一体となつて対応をしていきたいということを申し上げます。

総合的に対外経済交渉を担当する関係ポストということがありますけれども、従来の経験等を見ながら、これは二重構造になつてしまつてはいかぬということがあります。そういう問題の中で我々としては、今般の内閣の改造に当たりましては、対外経済相というような話もあつたわけでありまして、しかし既存の機構の一層の活用ですとか、あるいは機能強化等を通じて体制の整備充実を図っていくことが重要であるというふうに考え、そのようなつもりでこれから対応をしていきたいと思つております。

また、WTOの運営に日本はどのような主導権をという御指摘であります。

我が国としては、WTOの運営に当たりましては積極的に貢献していく考えであります。具体的には無用な機構の肥大化を避けること、一方では、WTO事務局に対する人の派遣、そして分担金の分担などを含めましてどのような形の貢献が可能か、これはまた国会の御指摘等もいただきながら十分検討していきたいというふうに考えます。

WTOの設立によって米国の三〇一条の発動に足かせがかけられるかということでありまして、これも、この機関の開設の対象事項といつたしまして、紛争が生じた場合に所定の紛争解決手続を経ることなく一方的措置をとることは禁止をされております。また、ガットに比しまして、サービスあるいは知的財産権を含みます幅広い分野を対象

としておりまして、また紛争解決手続の実効性、これが著しく改善されておりますことから、一方的措置の抑制機能は格段に向上しているものであるというふうに私も理解をいたします。

また、迂回防止規定がないのは企業の海外投資の障害となるのではないのかということでありまして、私もダンピング防止税というものは関係当局の調査に基づいてダンピング輸入の事実あるいは国内産業の損害及び両者の因果関係が認定された場合にのみ賦課することができるとのことでありまして、そのような認定なしにダンピング防止税を賦課することはできません。

仮に、輸入国がそのような調査を行うことなく恣意的に迂回防止措置としてダンピング防止税を賦課する場合には、企業の海外投資の障害となる可能性もありますけれども、いずれにしても、このような恣意的な措置がとられる場合には、アンチダンピング協定の規定に基づきまして、我が国として必要な対応措置というものをとるということであります。

また、金融、海運等残された問題についての御指摘でありますけれども、ラウンド交渉の結果まとまったサービスの貿易に関する一般協定、また知的所有権の貿易に関する側面に関する協定、これはこれまでガットルールのもとに置かれていなかったサービスの貿易等について新たな多国間の一般的貿易関連ルールが定められるものでありまして、ラウンド交渉の成果の一つとしてその意義は高く評価されるべきものであらうというふうに考えます。

御指摘の残された問題の取り組みのうち、金融及び海運につきましては、サービスの貿易に関する

多角的枠組みを強化していく上で重要な意義を有しております。我が国としましては今後ともこれらにつきまして国益を踏まえた一層の努力を重ねてまいります。

また、オーディオビジュアルにつきましては、関係諸外国におきまして一層の自由化が図られますよう私も引き続きこれは努力していく課題であらうというふうに考えております。

知的所有権については、各国制度の一層の調和に向けまして、世界知的所有権機関、いわゆるWIPO及び二国間協議などの場で我が国の主張を行っていく考えであります。

また、ECは必死に交渉してギブ・アンド・テークを行ったというお話があったわけでありまして、農業交渉におきまして、包括的関税化に例外を設けるべきでないとする国が大勢を占めておいたことはもうよく御案内のとおりであります。そういう中でありましてぎりぎりの調整案を我が国は最終的に受け入れたわけでございまして、このことがラウンド交渉の要諦、ひいては多角的自由貿易体制の維持強化に大きく寄与したことは疑いを入れないものというふうに信じます。

このラウンド交渉の結果、紛争解決手続の強化、知的所有権、サービスの貿易についての新たなルール策が定められたといった我が国経済にとって大きな利益をもたらす成果も見られたものでございまして、交渉の結果、我が国の困難な事情にも配慮されたものであると同時に、全体として我が国経済に利益をもたらすものであるということこそ私は確信をいたします。

国内生産体制の安定、改善のための対策という

ことでありますけれども、我が国は今回のウルグアイ・ラウンド農業交渉におきまして、米につきまして関税化の特例措置が認められたほか、関税化の受け入れを行った農産物につきましては関税率の適切な設定を行うなど最大限の努力を払ってきたところであります。

また、今回のウルグアイ・ラウンド農業協定の実施に伴います国内対策につきましては、緊急農業農村対策本部におきまして検討の上、私自身その先頭に立って万全を期していきたい、これをはっきり申し上げたいと思います。

また、国内食糧への影響を極力少なくするためセーフガードを実施すべきという御指摘でありまして、関税化した品目につきましては特別なセーフガードの措置をとることが認められておりまして、輸入量が一定の水準を上回った場合には、また輸入価格が一定の水準を下回った場合には追加関税を賦課することができることになっております。また、我が国の牛肉及び豚肉の輸入につきましては、輸入数量が一定量を超えて急増した場合にはセーフガード措置をとることができるとなっております。したがって、政府といたしましては、こういった措置というものを適切に運用してまいりたい、このことを申し上げます。

ミニムムアクセスによる外米の輸入が果増する中で、減反は強化せず、平年作で平成十二年にはどれくらい在庫になるのか、これをどうするかという点でありますけれども、この問題について在庫が十二年でどうなのかということにつきましては、これは今予測するということは非常に難しいと思います。

ということとは、平年作であらうと今度入って

る米というのは非常に安い価格で入ってくるわけですから、今までのような需要拡大、需要創出効果というものは全然違ったものがあると思えます。そういう中で、新たなものがどのようになされてくるのかということを考えたときに、これは簡単にどのくらい備蓄といえますか、在庫になるかということも申し上げることはできないというふうに思っております。

国産米と輸入米を一体とした全体需給のバランスの維持が図られるよう中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡、これを確保することができると新たな米の管理システム、こういったものも検討していかなければならないだろうというふうに考えます。

また、外米の在庫を備蓄米とすることについて、食糧の安全保障のコストとしてコンセンサスを獲得する努力すべきということでありまして、ミニムムアクセスの導入のもとにおきましても、国民への安定供給が可能となるような新たな米管理システムの整備が求められており、現在その内容について検討を進めておるところであります。その際には、中期的観点に立った備蓄のあり方ですとか、輸入米について先ほども申し上げましたような新規需要の開発等が議論の対象になるものと考えております。

いずれにしても、国民の主食である米の管理のあり方やこれに要する費用などにつきまして、できる限り幅広い観点から議論、検討が必要であるとの考えでございまして、このため、農政審議会を初め関係方面の御議論、御検討をいただいていたし、また国会での御議論もちょうだいしたいと存じます。

グローバルな視点に立ち食糧の安全保障の必要性についての御指摘でありますけれども、食糧安全保障につきましては、これまでF.A.O.、これを中心とした国際機関の場において議論されておるところでございます。我が国は世界最大の農産物輸出国であるという立場から、世界の食糧需給の安定による食糧安全保障の確保には大きな関心を有しております。この議論には今後とも引き続き積極的に参加すると同時に、貢献を行っていくのが我が国の立場であらうというふうに考えております。

ミニマムアクセスの義務に関する統一見解についての御指摘でありますけれども、これは輸出国が凶作で輸出余力がないなどの客観的に輸入が困難な状況のあった場合の例外的な場合をあらかじめすべて列挙することは困難と考えられます。将来具体的なケースが生じた場合には、ケース・バイ・ケースで関係国と議論をしていく問題であらうというふうに存じます。

また、協定の部分をどのような方法で国会に対し承認を求めるかということでありますけれども、この交渉の結果、作成された法的文書のうち、世界貿易機関を設立する協定、W.T.O.の設立の協定でありますけれども、本体及びその不可分の一部をなす附属書一から三までに含まれる諸協定につきましては、一体をなす国際約束といたしまして、その締結につきましては一括して国会の承認をいただくこととなります。

他方、附属書四に含まれる諸協定は、いずれも世界貿易機関を設立する協定本体の不可分の一部をなすものではないという中で、この中には牛肉協定ですとかあるいは国際酪農協定など、行

政府の権限の範囲内で締結し得るものがあり、これにつきましては国会の御承認を求めることにはなりませんけれども、そうでないものについては、別途、締結について国会の御承認をいただくことにしたいと存じます。

そして、政府といたしまして、協定の本体及び附属書一から三までに含まれる諸協定等は年内に締結することを目指して政府部内におきまして鋭意作業中でございますので、ぜひともまた御議論の上、国会で御承認をいただきたいと存じます。

また、各論の審査について関係委員会に早目に十分審議されるべしというお話でございますけれども、W.T.O.を設立する協定の本体及び附属書一から三までに含まれます諸協定は一括して国会の承認を求めることとなりますが、各協定について関係常任委員会に報告すべしという御趣旨であれば、どんなふうに申し上げるか、これから検討してまいりたいと思っております。

国内法制度の整備につきまして、どう検討し、いつ国会に提出するかということでありますけれども、国内法の整備につきましては、現在どのような措置というものが必要であるのか、政府部内におきまして検討中でございます。必要な法改正につきましては、この協定の締結について国会の御承認を求める際に、あわせて国会にお諮りすることとしたいと存じております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)
〔国務大臣加藤六月君登壇 拍手〕
○国務大臣(加藤六月君) 大河原議員の御質問にお答えいたします。
まず、国境措置としてのセーフガードはどうだ

と、こういう御質問でございました。

関税化した品目につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業協定におきまして特別セーフガード措置をとることが認められております。これによりまして、実施期間中に輸入量が一定の発動水準を超過した場合、または輸入価格が一定の発動水準を下回った場合には追加関税を賦課することができるとなっております。

また、我が国の牛肉及び豚肉の輸入につきましては、輸入数量が一定量を超えて急増した場合のセーフガードが今回の合意の一環として認められております。

政府としましては、これらの措置を適切に運用し、輸入量の急増等の事態に備えてまいりたいと考えておるところでございます。

また、ミニマムアクセスの統一見解についての御尋ねでございましたが、先ほど総理から御答弁申し上げたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 野別隆俊君。

〔野別隆俊君登壇 拍手〕

○野別隆俊君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま総理が報告されましたガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の問題と国内対策をめぐって、総理大臣を初め関係大臣に質問を行います。

今や世界の人口は五十五億人に達し、生産される食糧はアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア等の余剰国もありますが、アフリカを初め十数カ国では飢餓住民が数億人を超すという状況にあります。

また、世界の人口は年間一億人以上の増加を続けており、十年後の西暦二〇〇四年には六十五億人に達すると推定されております。一方、世界の食糧生産量は、環境の悪化等に伴い、毎年我が国の全農耕地に匹敵する面積が減少していると言われております。世界の食糧危機は目前に迫っており、真剣に食糧安全保障や自給体制の確立が国際貢献の第一歩であると確信するものであります。

このような世界の食糧危機に対する総理の御見解を伺います。

ウルグアイ・ラウンド交渉の最終合意文書の署名が、過ぐる四月十五日、モロッコのマラケシュでの閣僚会議で行われ、日本から当時の外務大臣、現羽田総理が出席され、署名が行われましたが、これで初めて米の部分開放、乳製品などの関税化、牛肉・オレシジの関税引き下げなど、新たなラウンドの農業合意を政府として正式に受け入れたことになりました。

これから食糧管理法など関係法制度の整備や国内対策の検討が進められ、今秋予定される臨時国会で批准し、関係法制度の改正が行われ、農業関係の合意事項は来年四月から実施されることになるようでありますが、この批准については国内対策の約束が果たされることが前提であります。特に、農林関係予算は、米の備蓄対策、土地基盤の整備、中山間地対策、担い手対策、畜産対策など抜本的な対策が必要であります。

農村対策本部長として、財政措置を含めて、ガット後の国内対策について総理の御決意を伺いたいと思います。
次に、食糧管理制度と減反政策についてであります。

ガット・ウルグアイ・ラウンドの米部分開放をめぐる、厳しい論議の末、決着がつけました。次期国会で批准がされれば、平成七年度から年間三十七万九千トン、漸次増加し、六年後には七十五万八千トンの輸入米が入ることになります。今後、これによる影響は極めて大きいものがあると思われ、これを受けて、国内対策としては、食糧制度の改正と減反政策のあり方が大きな問題となるであります。

農政審議会や地方公聴会でも、また最近の新聞報道等でも、間接統制への移行を含む食糧制度の見直し、抜本改革を初め、極端な方は食糧無用論も飛び出す始末であります。

このことは国民食糧の生産と消費者への需給調整、安全、安定確保の上からも重要な課題であり、軽々しく扱うべきではないと思っております。政府として、責任ある見解を明らかにしていただきたいと思います。

また、このような問題は、農林水産省や農政審議会の意見だけではなく、広く国民各界各層、農林関係諸団体、消費者団体等の意見や、国民を代表する国会の場で幅広い視点から、時間をかけて慎重な審議が必要だと思っておりますが、総理並びに農水大臣の御所見をお伺いいたします。

また、減反問題については、一律減反制や選択的減反制が取りざたされておりますが、政府としての公式見解をお伺いいたします。

次に、農業基盤の整備についてであります。ガット対応を含め、二十一世紀の農業、農村の基盤を築くため、効率的な生産と収益性の高い新農業を展開していかなければなりません。そのためには、何といっても担い手対策、農業基盤整備

が欠くことのできない最重要課題であります。総理の御見解をお伺いします。

また、農業の効率化を進めるためには、徹底した省力化、コストの低減、対外競争のできる足腰の強い農業づくりが重要であります。

ガット合意に臨む細川前総理は、国民に向けて、断腸の思いで米の部分開放を認めると切々と訴えられたのであります。また、我が党の全国大会にもおいでになりました。みずから農業改革の本部長となつて、必ず日本の農業は抜本的な対応を図つて、対外競争にたえ得る農業を目指す、この約束されたのであります。

私も、三たびにわたる輸入自由化反対の国会決議を守り、国内食糧を守る立場を貫いて闘つてまいりましたが、国際的な我が国の立場や細川総理の言動を信頼し、当日の時間ぎりぎり苦渋の選択をしたのであります。

羽田総理も、当時は細川さんを補佐する副総理兼外務大臣として全面的に支持し取り組んでこられたものと確信します。また、農水大臣も、我が国農業の厳しい状況や基盤整備、中山間地問題、担い手対策等の重要性については十分認識をいただいていると思ひますが、最も重要な土地基盤の整備が農家の先行き不安や負担増によってスムーズに進んでおりません。いま一つ、農家負担を軽減するために国の一部負担増を図つて土地基盤の整備を行い、農業の安定化に道を開いてほしいのであります。総理、農水大臣の御所見をお伺いします。

次に、米の備蓄対策について伺います。昨年の米大凶作に端を発する一連の平成米騒動は、その後やや平静を取り戻してきております。

当面、政府においても米不足に備えた備蓄制度について鋭意前向きな検討がなされているものと思ひますが、昨年のように相次ぐ長雨、台風災害、冷害によって、作況指数は七四、二百二十万トンの米が不足し、外国産米を輸入するという大変な米パニックが起こり、大きな問題となりました。

農政審議会においても、生産者、消費者、農業団体等からも二百萬トン程度の備蓄米が必要であると強い意見が出されているのであります。政府は、水田活性化対策として百三十萬トン程度の在庫積み増しを公約しておりますが、ここで思い切つて最低二百萬トン程度の備蓄を目標にその実現を図るべきだと思ひますが、総理並びに農水大臣にお伺いをいたします。

次は、中山間地域対策についてであります。

我が国の中山間地は、国土の六割の山を守り、農業生産の四〇％を担い、また水資源の確保、環境の保全など重要な役割を果たしております。しかしながら、中山間地は定住条件が悪化し、過疎、高齢化が一層深刻化し、後継者不足の中で集落の維持が困難な状態にあります。数年の間に全国的に多くの集落が崩壊し、一段とその度は深まっております。昭和四十年を境に山村の人口は急激に減少し、多くの農村は半滅から極端な地区は三分の一に減るなど全国的に山村崩壊の危機にありますが、総理、どのように受けとめておられるかお伺いをいたします。

川上が崩壊すれば川下も崩壊する、農村が崩壊すれば都市も衰退する、これは自然の法則、歴史が証明しています。総理、今こそ中山間地の活性化は、デカッブリ

ングで農山村の環境整備、農産加工場の建設、公共事業等への雇用対策、さらに申せば、かつて竹下総理が打ち出されたふるさと創生の思い切つた中山間地に羽田型対策を打ち出す考えはないか、総理にその決意のほどをお伺いいたします。

次に、農家負債対策について。

新たに経営規模拡大を図るための田畑の購入資金として超長期、超低利資金制度の創設、かつて国や自治体が囃り物入りで進めてまいりました農業構造改善事業の失敗、土地基盤整備事業を行った時代の大きな負債、特に既存の高金利時代の借金は農家負担に耐えがたきものが残っております。こういったものの長期低利資金への切りかえ、また利子の一部減免措置などで対応し、負債農家に対する救済対策を考えないか、大臣にこの対応をお聞きしたいのであります。

次に、森林、林業の活性化についてであります。森林は、木材の生産と供給ばかりでなく、国土の保全、涵養、年間四十兆にも及ぶ公益的機能を果たしており、広く私たちの豊かな生活を実現していくために不可欠な要素を持っております。

特に、林業利回りは一％を切るという危機的な状況の中で、近い将来の国産材時代に備えて担い手の確保は急務であります。

昭和四十年、四十四万人の山林労働者、当時は平均三十八歳、今日平成四年にはその四分の一、十一万人に減じておりまして、平均年齢は何と五十六歳、高いところでは六十歳の状態でありまして、このまま推移すれば、六年後の西暦二〇〇〇年には六万人を割り込み、平均年齢は六十三歳という深刻な事態になると推定されております。良

好な森林の管理は望むべくもない状態が参っておりますが、一体どのようにこの対応をされていくのか、農林大臣にお伺いいたします。

次に、国産材の利用促進対策についてであります。

我が国の資源は、一千万ヘクタールの人工林を中心にして成熟しつつありますが、地球環境の時代にあつてこの森林を適正に整備し、有効に活用していくことは我が国の世界と人類に対する使命であります。

また、守り育てた林材の有効利用を図るとともに、木の文化に支えられた国民生活の質の向上にも寄与できる来るべき国産材時代を展望し、木材の生産、加工、流通体制の整備についてどのような施策を講じようとしておられるのか、農林水産大臣の御見解を伺います。

次に、国有林の再建対策についてであります。国有林は、御承知のとおり、森林面積の三割を占め、広大な保安林できれいな空気、水を初め鳥獣類や魚などを養い、災害防止、保健休養など多くの公益的機能を果たして、農山村地域振興にも重要な役割を果たして、大きな期待が持たれているところであります。

しかし、木材価格の低迷、そして七五割に及ぶ輸入材によって国内の自給率は二五割に低下しています。円高傾向で材価が安いのと、いまだ八割以上の森林は保育期でありまして、除間伐材では採算ベースに乗らないのが現状であります。あと数年間はいわゆる投資期間でありまして、経営の努力はなされておりますけれども、現在大変厳しい状況に置かれております。あと七、八年後には

伐期に入り明るい展望が開けると思ふのであります。

国有林再建について、財政対策を含めてどのように対応していくか、この点については大蔵大臣、農林大臣に御見解を伺います。

○議長(原文兵衛君) 野別君、時間が超過しております。

○野別隆俊君(続) 次に、水産業の振興について伺います。

水産業については、二百海里問題を初め、公海漁業に対する規制が一段と強まっております。我が国の周辺の資源状況の悪化、漁村の活力低下など厳しい状況にあります。

このような中で、第九次漁港整備長期計画及び第四次沿岸漁場整備計画の取り組みや、とる漁業からつくる漁業の振興、調査研究体制の整備、担い手対策、また、特に立ちおくれしております漁村の生活環境の整備の取り組み状況、水産業の振興、活力ある漁村づくりについてどのように取り組んでいかれるおつもりか、農林水産大臣にお伺いいたします。

次に、最後になりますが、捕鯨問題について伺います。

南氷洋鯨類サンクチュアリー設定に対し条約による異議申し立てを行い、科学調査継続の保障措置を速やかに講ずべきだと考えます。また、北西太平洋におけるミンククジラの科学調査を計画どおり実施すべきだと考えますが、いかが考えられておりますか、お伺いをいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(農務大臣羽田孜君登壇 拍手)

○農務大臣(羽田孜君) まず、食糧危機が目前に迫つておるといふことで、自給体制の確立が大事であるというお話でございました。

世界の中長期的な食糧需給につきましては、開発途上国を中心とします人口増加からきます需要の増加、また、途上国の生活がだんだん上がつていくという中で需要の増加もあつて、それから、地球環境問題から生ずる生産面での制約などから不透明であると思つておりますし、今後不安定な面があらわれてくるというふうに私自身も考えておりました。この点については同感であります。

食糧は国民生活にとって最も基礎的な物資でございますから、国民に対する食糧の安定供給の確保というものを図っていくことは、これは国の何といつても基本であらうというふうに考えております。

このため、可能な限り効率的な生産を行うというところ、あるいはみずからの国土資源を有効に活用するということ、これが大事でありますけれども、何としても安定して供給するためには、その生産に携わる人たちがやる気を持つこと、やはり誇りを持てるようなものでなければいかぬだろうというふうに考えます。そのための対応が今望まれているというふうに考えます。

また、この批准は根本的な対策が条件と考えるがという御指摘でありますけれども、今回のラウンドの農業協定の実施に伴います国内対策につきましまして、昨年暮れに閣議了解された基本方針、これに沿ひまして中長期的な観点から農業政策というものを今農政審議会の中で議論をいただいております。

私も対策本部といたしましては、この議論というものを踏まえながら、この問題に対してきちんと農業が成り立つていく方向、そして今申し上げた誇りを持って携われる方向、そして農村と関連産業、こういった問題にも目を転じながら、私どもは積極的にこの問題について進めていくというところをこの機会に申し上げたいと存じます。

なお、間接統制への移行を含む抜本的改革への方向が検討されているという報道があるようですが、最近、食糧法の改正についてはいろいろと報道がなされておることは承知しております。そのような内容をまだ固めておるといふ事実はございません。

いずれにいたしましても、食糧制度につきましては、生産者に対する再生産の確保と消費者への安定的な供給を図るという制度の基本的な考え方、これをしっかり持ちながら、農政審議会における議論、検討、あるいは国会また与野党における議論等を踏まえながら、私どももこの制度の改正につきましましてその考え方をまとめてまいりたいというふうに考えておるところであります。

さらに、食糧法の改正がまとめられた際には、この法案の審議におきましても存分に御議論をいただきたいというふうに思っております。

また、二十一世紀の農業、農村基盤の構築のための担い手対策、あるいは土地基盤整備が農家の先行き不安から進んでいないということでありまして、担い手の確保、育成につきましましては、これは昨年制定されております農業経営基盤強化促進法の適切な運用、これによります認定農業者への農地利用の集積あるいは法人化の推進な

官 報 (号 外)

ど、それぞれの施策というものの推進を図ってまいりたいというふうに考えます。

また、農業基盤整備につきましましては、圃場の大区画化等の事業に重点化する等その充実を図っており、今後とも第四次の土地改良長期計画、これに沿いまして着実に推進してまいりたいと思っております。

また、農業基盤整備の農家負担の軽減を考えるようにというお話があったわけでございますけれども、土地改良事業というのは事業効果が個別農家に及ぶことから受益農家にも応分の負担を求めています。しかし、農家負担の軽減に資するため大区画圃場整備について負担金の一部に無利子資金というものを導入するなど、農業基盤整備というものが円滑に進んでいくように我々これからさらに努めていきたいというふうに申し上げます。

また、備蓄を二百万トンに、それから安全保障の観点から考えるべきだというお話でありますけれども、主食である米につきましては作柄の変動にも対応し得る安定供給というものが必要であるということございまして、今度のいわゆる不作というものによって私どもはそのことを強く思わされました。ただ問題は、大変多くのお金を使いながら過剰米を処理したという過去の経験、これもやはり踏まえてみなければいけないというふうに思っております。

在庫保有のあり方につきましては、食糧法の役割というものを十分に果たし得るよう検討していく必要があると考えておまして、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄を含む新たな米管理システムの整備についてさら

に我々も検討していきたいというふうに存じます。

また、中山間地域の活性化につきまして御意見があったわけでありますけれども、この対策につきましては、何といたしても自主性と創意工夫を生かした農林業の振興というものを基本といたしていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、今ふるさと創生的な考え方ということでありましたけれども、農山村には自然あるいは人の触れ合いというなかなか都会では得られないものがあるわけでございますから、こういったものを生かしながら、ちょうど特定農山村法という法律ができておりますので、こういったものを積極的に活用していくこと。

それから、これは農林水産省だけではなかなかできないものでありますから、関係省庁と連絡、連携あるいは協力しながら進めていくことが必要であります。その中で、また就業ですとかあるいは所得機会というものの確保、あるいは生活環境の整備など定住条件なんかも整備していく必要があるというふうに思っております。今後さらに広い角度から検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

なお、デカップリングの導入につきましては、これは本当に地域全体の活性化や定住の促進に資するものかということ、あるいはこの効果についてECの方でも実は大変な議論を呼んでおるところであります。日本の農業は実はさらに小さいという現実もあります。それともう一つは、就業の機会が割合と近くにあるというところもヨーロッパなんかと多少違うところがあるとう

思っておりますけれども、いずれにしても、こういった問題を含めまして我々としても検討してみたいというふうに考えております。

残余につきましては、また関係大臣から答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣加藤六月君登壇 拍手〕

○国務大臣(加藤六月君) 野別議員の御質問にお答え申し上げます。総理から大分両方の質問に対してのお答えもございましたから、なるべくダブルしないようにお答えしたいと思っております。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

まず、食糧制度の改革、減反問題、米の備蓄水準についてのお尋ねでございますが、食糧制度及び米の備蓄につきましては、先ほど総理から御答弁申し上げたとおりでございます。

将来の米の生産調整のあり方につきましては、現在、農政審議会においていろいろ御意見をいただいております。段階でありまして、安定的な米の生産と営農の安定の確保に配慮しながら、農家の意向や自主性を尊重した稲作農業の展開に向け、こうした議論を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、農家負債対策についてのお尋ねでございます。

現下の厳しい農業情勢のもとで、地域や経営部門等により個別の事例をとってみますと、負債に苦しむ農家が存在することも十分認識しておるところでございます。従来から固定化負債対策として、農林漁業金融公庫の再建整備資金、大家畜経営活性化資金等の融通を行ってきたところでございます。なお、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策としてさらに充

実する必要があるか否かについては、今後関係者の御意見を踏まえながら検討していく必要があると考えております。

次に、林業振興策、国産材等についてでございます。

私が改めて申し上げるまでもございません。森林は緑と水の源泉であり、地球環境の保全、豊かな国民生活の実現のためにも、これを大切にして次の世代へ引き継いでいくことが大切でございます。

こうした観点に立ちまして、森林を守り育てきた山村と林業の振興を図ることが重要な課題となっておるわけでございます。このため、流域を単位に森林整備と木材の生産、流通、加工を一体として効率的に行う仕組みとしての森林の流域管理システムの推進を基本としまして、多様な森林整備、林業の担い手の確保、国産材の低コスト安定供給体制の確立を初めとした各般の施策を総合的に展開してまいり所存でございます。

さらに、国有林野事業の再建についてのお尋ねでございます。

国有林野事業は、長期にわたる木材価格の低迷、組織、要員規模の面でなお改善途上にあることなどから、財務状況は依然として厳しい状況にあります。このような中で、国有林野事業といたしましては、その使命を十分に果たしていくために、平成三年七月に策定した国有林野事業の改善に関する計画に即しまして、事業運営の改善合理化、要員規模の適正化、組織、機構の簡素化、合理化、自己収入の確保などの自主的改善努力を尽くすとともに、所要の財源措置を講じ経営改善を推進しているところでございます。今後とも、国

有林野事業の経営の健全性を確立し重要な使命を適切に果たしていくため、現行改善計画のもと、長期的視点に立つて経営改善に努めてまいる所存でございます。

その次は、水産政策の拡充強化でございます。

これまで私が改めて申し上げるまでもございませぬけれども、我が国水産業は、二百海里体制の定着に加え、公海漁業に対する規制の強化、我が国周辺水域の資源水準の低下、水産物輸入の増大と魚価の伸び悩み等厳しい状況下でございます。このような状況に対処しまして、栽培漁業などつくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進を施策の柱に据えまして、先ほどもお述べになりましたが、漁港、漁村の計画的整備、新技術の開発研究、若者を中心とする担い手の養成確保等々の各般の施策を総合的に展開してまいらなければならないと考えておるところでございます。

最後に、捕鯨問題についてのお尋ねでございます。

鯨を含む海洋生物資源の持続的利用をすべきことの我が国の基本的立場は、国連海洋法条約や国連環境開発会議における合意の趣旨にも沿ったものであると考えております。したがって、南氷洋鯨類サンクチュアリーへの対応については、異議申し立て等を行うか否かを含めまして、このような我が国の基本的立場や国益を総合的に検討し、最善の結論を出してまいりたいと考えております。

また、北西太平洋のミンクジラ捕鯨調査につきましては、我が国が今回初めて計画をIWCの科学委員会に提出いたしましたわけでございますが、科学委員会の検討結果、IWC総会における議論の成果を踏まえ、我が国沿岸の捕鯨再開のためには

捕鯨調査による情報収集が不可欠であるという状況を勘案しまして結論を出していくべきものであると考えておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣藤井裕久君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤井裕久君) 国有林野事業についてのお尋ねでございますが、財政当局といたしまして、事業の健全な経営を確立して今後ともその使命を十分に果たしていくため、今、農林水産大臣からも申されましたが、平成三年七月に策定いたしました国有林野事業の改善に関する計画に即して経営改善を推進してまいる所存でございます。

平成六年度予算でもそのような観点から前年対比約一四％増の四百十四億円を一般会計から繰り入れておるところでございますが、今後ともこの趣旨に従って、自主的改善努力と相まって所要の財源措置を講ずることによって国有林野事業の経営改善を着実に進めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 林紀子君。

〔林紀子君登壇、拍手〕

○林紀子君 私、日本共産党を代表して、ただいま報告されたガット最終合意について、これに署名した羽田総理に対し強く抗議し、質問いたします。

初めに指摘しなければならない重大な問題は、この最終合意の全体を貫いている基本的特徴が各国の主権を著しく制限する内容となっていることです。

これまでのガットでは、各締結国の加入時にお

ける国内法を優先させるという、いわゆる祖父条項がありました。また、各国は各貿易分野ごとにそれぞれ自国の利益を勘案して、自国の不利益になる協定、いわゆるコードを留保できることになっていました。

ところが、今回の最終合意では、祖父条項を削除した上、コードの留保をも認めず、世界貿易機関設立や農業その他の分野別協定について一括して受諾可否を決めるものとなっているのです。そのため、異なった条件下にある諸国がみずからの立場を主張し、適切な取り扱いを求めることができない仕組みとなっています。

これは、通常多数国間の条約批准に当たっては部分的な留保が認められていることに照らしても極めて強権的で、多国籍企業と大国の利益を優先させるものと言わなければならない。

今回の最終合意は、このように各国の主権を著しく制限し、従来ガットが曲がりなりにも掲げてきた自由公正、平等互恵という原則を棄置させるものであり、断じて容認することはできません。

まず、総理の基本認識を伺います。次に、この最終合意によって、主食である米だけでなく、乳製品など農産物の全面自由化が迫られることになり、我が国の食糧と農業の将来に重大な損傷を残すものであることを指摘しなければなりません。

クリントン・アメリカ大統領はウルグアイ・ラウンドの妥結について、アメリカ製品に対し諸外国の市場を開放させる歴史的勝利と誇示しました。こうして、我が国が世界最大の農産物輸入国となつていく事態に対して反省と批判が高まり、対米追従に反対し、我が国の農業と食糧を守れと

いう声は、農民はもとより国民の中に大きく広がっています。

国民は、この間の米不足の中で食糧自給の大切さを痛切に学びました。昨年十一月に調査した総理府の世論調査においても、米を含む食糧の自給強化を求める声は約八割にも達していることを総理も御存じのことでしょう。我が国には自国の主食である米を完全自給できる能力があります。また、多くの消費者、国民も自給率の向上を望んでいます。にもかかわらず、なぜ羽田総理は農民には減反を押しつけ、外国から大量の米を輸入するのでしょうか。どうして自給率の向上を願う国民の声を踏みにじって農産物の全面自由化を受け入れるのでしょうか。このような農業つぶしの路線は直ちに転換すべきです。総理の見解を求めるものです。

また、連立与党の政策合意は、「ウルグアイ・ラウンド合意に関する協定及び関連法案を本年中に国会に提出し、速やかに審議し成立させる。」とありますが、これは昨年七月の連立与党の総選挙での公約や八党派宣言の「コメの例外なき関税化には反対」との態度とは全く矛盾するものであることは明白です。

言うまでもなく、政党的公約違反は国民に対する重大な背信行為であり、民主政治の根本理念に背くものです。総理として、また新生党の党首として、どのような言いわけをするつもりですか。明確な答弁を求めます。

次に、今回の最終合意が我が国に及ぼす重大な影響は、米を初めとする農業の問題だけではなく、皮革・革靴製品では、関税率の大幅な引き下げで外国製品が大量に輸入されます。このた

め、東京の台東区や荒川区など、この産業が集中する地域を初め、従業員九人未満の零細企業が七割を占める皮革・革靴産業は、家族を含めておよそ三十万人が倒産や解雇など、深刻な事態に陥ることは必至と言わなければなりません。

また、繊維製品については、関税率の大幅引き下げと十年以内の数量制限の廃止などを約束しており、今でも深刻な状況に陥っている京都の西陣織や丹後ちりめんなど、我が国の繊維産地に壊滅的な打撃を与えることもこれまた明らかです。特に、昨年から三十人にも上る中小業者の自殺者を出している丹後地域ではまさに死活問題です。

総理、最終合意がこうした中小企業にさらに大きな犠牲を強いという事態をどう認識されているのですか。また、中小企業の深まる不安と苦しみなどのように対処するおつもりですか。

さらに羽田総理は、当時外相であったにもかかわらず何ら具体的な行動をとらないばかりか、我が党の不破委員長が衆議院本会議で指摘したように、自民党政府の時代から何も傷つかないことはあり得ないとの立場から、今日まで輸入自由化への道を意図的に進めてきたのであり、唯々諸々と最終合意を受け入れました。ましてや、自分の腹は七年半前から固まっていたなどという総理の発言はまさに国民を欺くもので、その責任は重大ではあります。明確な答弁を求めます。

これに対してフランスは、アメリカから映画、テレビ番組の制作放映などオーディオビジュアルの自由化を強硬に求められましたが、きっぱりと拒否しました。また、アメリカやECは、昨年十二月に最終合意が示されてから四月に署名するまで、自国の国益を守る立場から、既に提出した関

税の国別表のうち、電子部品などの一部を撤回させたではありませんか。これと比べても、日本政府の立場は自主性を放棄した外交姿勢と断ぜざるを得ません。総理、なぜ我が国も毅然とした外交政策をとれないのですか。明確な答弁を求めます。

最終合意に羽田総理が署名しても、国会の承認を得て批准しなければ合意の効力が生じるものではありません。そもそも農業合意は国会決議にも選挙公約にも明白に反するものであり、これら諸協定案の批准は当然否定されるべきものです。議会制民主主義の根本に立ち返り、国民にその信を問わずしてこれを強行することはやめるべきではありません。総理の見解を求めます。

最後に、日本共産党は、米の輸入自由化にあくまで反対し、我が国の農業と食糧を守り、労働者や中小企業に犠牲を強いることがないよう、主権を尊重した平等互恵の貿易の発展のため全力を挙げて闘い抜くことを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣羽田孜君登壇 拍手〕

○國務大臣(羽田孜君) 八党合意・覚書の態度と矛盾するのではないかといいことでありますけれども、八党合意は関税化に反対ということでありました。

いづれにいたしましても、政府といたしましては、国会決議あるいは八党合意、これの趣旨を体しまして最大限の努力をしたところであります。最終的には調停案を受け入れたわけでありましてけれども、その内容は、我が国の主張というものは相当程度反映されておるものであるというふうに考えております。

また、本調停案の受け入れは、ラウンド交渉の成功のために貢献を果たすことが我が国の国際的な責務であるという観点から、これはつらい厳しい思いはありましたが、断腸の思いでこの態度を決定したわけでありました。

また、皮革・革靴製品の問題、繊維製品についての御指摘がありました。皮革・革靴製品等につきましては、この業界というものは社会的にも歴史的にも困難な地域の主要な業界でございます。厳しい状況に直面していること、これは十分認識しております。交渉におきまして最大限の努力を払うとともに、関税の引き下げの影響を緩和すべく、基金規模四十八億円の基金を関係団体に設置をいたしたところであります。

繊維製品につきましては、輸入の増大及び消費の低迷に直面しております現状にかんがみまして、関税の引き下げ率を小幅にとどめるなどの配慮をされております。

いづれにいたしましても、政府としては、ラウンド合意によりまして世界の市場拡大が図られ、長期的な国内中小企業の安定的な発展に資することを期待するとともに、今後ともこれらの産業の中小企業の動向等を十分注視してまいりたいというふうに考えます。

なお、自分の腹は七年半前から固まっていたというところ、ラウンドの合意に対する態度は国民を欺くものであるということでありましてけれども、これは政府といえますよりは私個人も共産党の皆さんにも、この間に何回も御要請があり、私はそのときどきの状況というものを率直に皆様に申し上げてきたところであります。そしてしかも、

私は、国会の決議というものをとにしながら、それこそ各国の一人一人と語りながら今日までやってきた人間なんです。

七年半前に腹が固まっていたなんていうものじゃありません。七年半前にそういった問題が提起されたということなんです。そして、それ以来今日まで闘ってきたということなんです。そういう中で、私は、最終的に日本だけが本場に全然傷つかないことはあり得ない、各国ともやはり苦しい問題はみんな克服しているんです。そういう中での対応であったということで、欺くとかそういう言葉は一切当たらないということを申し上げておきたいと思っております。

また、オーディオビジュアルの自由化の拒否というところでありますけれども、このラウンドの交渉というのは多角的自由貿易体制の維持強化を目指した歴史的な事業でございます。我が国はその中で国益を守るべく最大限の努力を行ったところでありまして、交渉の結果は、我が国の困難な事情に配慮したものでございまして同時に、全体として我が国の経済に利益をもたらすということであります。我が国が毅然とした自主的な政策をとらなかつたというこの指摘も当たらないところでございまして。

また、農業合意に関するこの諸協定の批准というものは否定されるべきものであるという御指摘でありますけれども、我が国が農業合意への反対を理由として万が一世界貿易機関設立協定を締結しない場合には、同協定の締結がもたらす数々の利益というものは当然享受できないものというだけではなくて、多角的自由貿易体制の維持強化

に對する我が國の姿勢が各國から察問視されることになりかねません。

また、ウルグアイ・ラウンド交渉の主要参加國の一つである我が國が世界貿易機關に参加しない場合には、多角的自由貿易体制にとって極めて大きな打撃を与えることになるというふうに考へております。そういう意味で、この協定の締結の重要性につきましてはぜひとも國民各層の皆様の御理解をいただきますと思つております。

ただ、私どもも農業に對しては、これからの行く先については不安あるいは不安定な思い、これは農民の皆さんがお持ちであろうということにはよく理解しておりますので、こういったものに対しては、私どもも農政審の答申等を受けながら、私自身が本部長として適切に對処していくことを申し上げたいと存じます。

以上であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 答弁の補足があります。羽田内閣総理大臣。

〔國務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○國務大臣(羽田孜君) 二点抜けておりましたことをお呼び申し上げます。

一括受諾を決めるウルグアイ・ラウンド合意はガットの自由公正、平等互惠の原則を要するものではありません。この附屬書の一から三までに含まれます諸協定を一括して受諾するという方式は、このラウンド交渉の参加國が交渉開始時から合意していた原則に基づいたものであります。これらの諸協定を一括して受諾することによりまして、諸協定等に定める貿易ルールが可能な限り多くの國の中で適用され、貿易の自由化が進展することのみならず、W

T O加盟國間の權利義務關係が均一化されて貿易關係がより安定的なものになるというふうに考へております。ですから、ガット原則を要するとの御指摘はこれは全く当たらないというふうに存じます。

また、合意などの路線の変更を求めるといふことでありますけれども、農業交渉の調停案につきましてはこれは我が國の主張がすべて取り入れられていたわけじゃないですね。しかし、相当程度の配慮がなされているものでございまして、ラウンド交渉の成功あるいは世界經濟の發展、自由貿易体制の維持強化によつてもたらされる國民的な利益という観点からはぎりぎりの決断として受け入れることとしたものでございます。

この結果、我が國の農業は新たな環境措置のもとで厳しい環境に置かれることとなりますけれども、この影響を最小限に食い止めると同時に、我が國農業の將來というものをさらに可能性のある、希望のある、そういったものに展開をしていく、そのために我々としては全力を傾注していくということをお願いしたいと存じます。

どうも失礼いたしました。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第三 國際電気通信連合憲章及び國際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 千九百九十三年の國際コカア協定の締結について承認を求めるの件

以上四件を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長井上章平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔井上章平君登壇、拍手〕

○井上章平君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を保護するための措置を強化する観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲の拡大等を図ろうとするものであります。

次に、國際電気通信連合の憲章及び条約並びに紛争の義務的解決に関する選択議定書は、現行の一九八二年の國際電気通信条約及び選択追加議定書にかわるものでありまして、憲章等の恒久文書化に伴う規定の整備、連合の組織の改革等を図るとともに、憲章等の解釈、適用に関する紛争の義務的仲裁の手続について定めるものであります。

次に、千九百九十三年の國際コカア協定は、千九百八十六年の國際コカア協定にかわるものでありまして、これまで採用していた緩衝在庫制度を廃止し、ココアの生産管理制度及び消費振興策等

を採用することにより、世界のココア市場の安定に寄与しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、會議録によつて御承知お願います。

質疑を終え、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより四件を一括して採決いたします。

四件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よつて、四件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第六 特定農産加工業經營改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長長浦田勝君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浦田勝君登壇、拍手〕

○浦田勝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長し、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農産加工品の輸入増大に伴う農産加工工業への影響と対策、食品産業の振興策と予算の確保、外国産加工原料の輸入増加に対処するための国産原料農産物の供給体制の強化、新政策における食品産業の位置づけ、食品の日付表示のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

日程第八 建築基準法の一部を改正する法律案 (いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物建築の促進を図るため、病院、劇場等の不特定多数の者が利用する建築物について、出入口、廊下等の施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため、建築主の努力義務、建築主の判断の基準となるべき事項の策定及び都道府県知事による指導等、さらに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築をしようとする者に対する支援措置等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案は、近年の既成市街地等における土地の有効利用に対する要請の高まりや住宅建築に関する技術開発の進展等にかんがみ、住宅の地階の容積に関する規制の合理化を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

題とし、高齢者、身体障害者への対応を図るべき建築物の範囲、将来的義務づけの是非、地下室つき住宅普及のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第九 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

本法律案は、消防作業に従事した者に係る災害補償に関し、現在、応急消火義務者として補償の対象とはされていない出火した建築物等の関係者であっても、マンションや雑居ビル等の場合においては、火災が発生した部分の関係者以外の者については、新たに補償の対象とするともに、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の都道府県知事による受験資格の認定制度を廃止し、かわって受験資格を認める場合を自治省令で定めること等を主な内容としたしております。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、補償範囲拡大の具体的内容、消防職員の勤務条件等の改善、補償対象者の認定のあり方等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 原 文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
松谷蒼一郎君 矢野 哲朗君
山崎 正昭君 吉村剛太郎君
太田 豊秋君 南野知恵子君
服部三男雄君 野間 赴君
楠崎 泰昌君 清水 達雄君
佐藤 泰三君 鹿熊 安正君
片山虎之助君 鎌田 要人君
清水嘉与子君 須藤良太郎君
成瀬 守重君 合馬 敬君
尾辻 秀久君 石渡 清元君
井上 章平君 陣内 孝雄君
二木 秀夫君 野沢 太三君
宮崎 秀樹君 岡野 裕君
竹山 裕君 柳川 覺治君
香掛 哲男君 田辺 哲夫君
西田 吉宏君 大浜 方榮君
増岡 康治君 村上 正邦君
森山 眞弓君 宮澤 弘君
大木 浩君 田沢 智治君
世耕 政隆君 井上 吉夫君
遠藤 要君 林田悠紀夫君
沢田 一精君 伊江 朝雄君
岩崎 純三君 大河原太一郎君
山本 富雄君 笠原 潤一君
溝手 顯正君 新岡 正次君
狩野 安君 佐藤 静雄君
河本 三郎君 加藤 紀文君
岡 利定君 前島英三郎君

野村 五男君 大島 慶久君
関根 則之君 上野 公成君
喜岡 淳君 真島 一男君
中曾根弘文君 鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君 小野 清子君
志村 哲良君 木宮 和彦君
吉田 達男君 斎藤 文夫君
松浦 孝治君 守住 有信君
石井 道子君 青木 幹雄君
上杉 光弘君 浦田 勝君
菅野 壽君 佐々木 満君
倉田 寛之君 久世 公亮君
永田 良雄君 松浦 功君
岡部 三郎君 上野 雄文君
斎藤 十朗君 平井 卓志君
鈴木 省吾君 坂野 重信君
前田 勲男君 井上 孝君
板垣 正君 鈴木 栄治君
岩崎 昭弥君 中尾 則幸君
栗原 君子君 峰崎 直樹君
安恒 良一君 椎名 素夫君
川橋 幸子君 藤科 満治君
谷畑 孝君 山田 健一君
岩本 久人君 堀 利和君
櫻井 規順君 西岡瑞璃子君
三上 隆雄君 堂本 暁子君
森 暢子君 深田 肇君
谷本 嶺君 会田 長策君
大淵 絹子君 竹村 泰子君
千葉 景子君 一井 淳治君
渡辺 四郎君 山口 哲夫君
山本 正和君 前畑 幸子君

村田 誠醇君 村田 貞雄君
糸久入重子君 本岡 昭次君
佐藤 三吾君 久保田真田君
堀原 敬義君 浜本 万三君
大森 昭君 鈴木 和美君
及川 一夫君 志苦 裕君
矢田部 理君 今井 澄君
小島 慶三君 山崎 順子君
河本 英典君 直嶋 正行君
上山 和人君 武田邦太郎君
釘宮 磐君 江本 孟紀君
北村 哲男君 日下部徳代子君
萩野 浩基君 北澤 俊美君
泉 信也君 長谷川 清君
清水 澄子君 野別 隆俊君
庄司 中君 乾 晴美君
井上 哲夫君 小林 正君
星野 朋市君 平野 貞夫君
稻村 稔夫君 菅野 久光君
栗森 喬君 磯村 修君
笹野 貞子君 木暮 山人君
足立 良平君 松前 達郎君
穂山 篤君 村沢 牧君
古川太三郎君 池田 治君
林 寛子君 田村 秀昭君
勝木 健司君 久保 亘君
青木 新次君 瀬谷 英行君
星川 保松君 野末 陳平君
中村 鋭一君 石井 一二君
永野 茂門君 荒木 清寛君
風間 昶君 西川 潔君
西野 康雄君 西山登紀子君

國務大臣

山下 栄一君 島袋 宗康君
阪 正敏君 高崎 裕子君
浜四津敏子君 武田 節子君
猪熊 重二君 青島 幸男君
國弘 正雄君 林 紀子君
寺崎 昭久君 中川 嘉美君
木庭健太郎君 白浜 一良君
刈田 貞子君 下村 泰君
三石 久江君 吉川 春子君
猪木 寛至君 牛嶋 正君
常松 克安君 片上 公人君
統 訓弘君 田 英夫君
橋本 敦君 山田 勇君
矢原 秀男君 及川 順郎君
中西 殊子君 有働 正治君
吉岡 吉典君 井上 計君
吉田 久之君 和田 教美君
大久保直彦君 鶴岡 洋君
黒柳 明君 高桑 栄松君
藤澤 弘君 立木 洋君
上田耕一郎君

政府委員

内閣総理大臣 羽田 孜君
外務大臣 柳澤 弘治君
大蔵大臣 藤井 裕久君
農林水産大臣 加藤 六月君
建設大臣 森本 晃司君
自治大臣 石井 一君
農林水産大臣官 房長 高橋 政行君

議長の報告事項

去る五月二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

岩崎 純三君

溝手 顯正君

遠藤 要君

狩野 安君

前島英三郎君

岡 利定君

岩崎 昭弥君

上山 和人君

三重野栄子君

篠崎 年子君

山本 正和君

一井 淳治君

決算委員

補欠

溝手 顯正君

岩崎 純三君

岡 利定君

前島英三郎君

上山 和人君

岩崎 昭弥君

補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

(閣法第七三三号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成六年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成六年度特別会計暫定補正予算(特第一号)

平成六年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成六年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成六年度特別会計暫定補正予算(特第一号)

平成六年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

(閣法第七三三号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成六年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成六年度特別会計暫定補正予算(特第一号)

平成六年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成六年度一般会計暫定補正予算(第一号)

平成六年度政府関係機関暫定補正予算(機第一号)

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく平成五年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

去る五月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

石渡 清元君

野村 五男君

岡 利定君

林田悠紀夫君

狩野 安君

遠藤 要君

溝手 顯正君

岩崎 純三君

篠崎 年子君

三重野栄子君

西川 潔君

喜屋武眞榮君

補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

議院運営委員

補欠

前島英三郎君

岡 利定君

去る五月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

補欠

岩崎 純三君

溝手 顯正君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

議院運営委員

補欠

前島英三郎君

岡 利定君

去る五月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

岩崎 純三君

溝手 顯正君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

議院運営委員

補欠

前島英三郎君

岡 利定君

決算委員

補欠

清水 澄子君

肥田美代子君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

消防法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

地方行政委員会に付託

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第五号)

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一四号)

外務委員会に付託

事業法の一部を改正する法律案(閣法第六一號)

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第六二號)

厚生委員会に付託

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

農林水産委員会に付託

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三號)

商工委員会に付託

船員法の一部を改正する法律案(閣法第三三號)

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案(閣法第五二號)

運輸委員会に付託

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五號)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五六號)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六七號)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七號)

労働委員会に付託

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(閣法第三三號)

建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七二號)

建設委員会に付託

去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

清水 澄子君

肥田美代子君

同日内閣から次の議案が提出された。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第七四號)

二號)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五號)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五六號)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六七號)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七號)

労働委員会に付託

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(閣法第三三號)

建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七二號)

建設委員会に付託

去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

清水 澄子君

肥田美代子君

同日内閣から次の議案が提出された。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第七四號)

去る五月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

清水 澄子君

肥田美代子君

同日内閣から次の議案が提出された。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第七四號)

内閣委員

辞任

補欠

三重野栄子君

川橋 幸子君

通信委員

辞任

補欠

川橋 幸子君

三重野栄子君

決算委員

辞任

補欠

泉 信也君

野末 陳平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 稲村 稔夫君 (清水澄子君の補欠)

理事 今井 澄君 (今井澄君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

動力炉・核燃料開発事業法人形勢事業所に関する質問主意書(森嶋子君提出)

去る五月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

川橋 幸子君

三重野栄子君

田村 秀昭君

林 寛子君

運輸委員

辞任

補欠

林 寛子君

田村 秀昭君

通信委員

辞任

補欠

三重野栄子君

川橋 幸子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

航空業務に関する日本国政府とグイエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百二十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくモザンビーク国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくモザンビーク国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくエル・サルヴァドル国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成五年度環境の状況に関する年次報告及び同法第十二条第二項の規定に基づく平成六年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書を受領した。

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

林 寛子君

田村 秀昭君

外務委員

辞任

補欠

笠原 潤一君

田辺 哲夫君

大蔵委員

辞任

補欠

牛嶋 正君

広中和歌子君

運輸委員

辞任

補欠

田村 秀昭君

林 寛子君

通信委員

辞任

補欠

中川 嘉美君

木庭健太郎君

労働委員

辞任

補欠

田辺 哲夫君

笠原 潤一君

建設委員

辞任

補欠

木庭健太郎君

中川 嘉美君

予算委員

辞任

補欠

野村 五男君

合馬 敬君

林田悠紀夫君

吉村剛太郎君

上山 和人君

堀 利和君

決算委員

辞任

補欠

堀 利和君

上山 和人君

議院運営委員

辞任

補欠

吉村剛太郎君

林田悠紀夫君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
動力炉・核燃料開発事業法人形勢事業所に関する質問主意書(森嶋子君提出)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

狩野 安君

南野知恵子君

法務委員

辞任

補欠

大森 昭君

山口 哲夫君

外務委員

辞任

補欠

正敏君

西野 康雄君

大蔵委員

辞任

補欠

田辺 哲夫君

笠原 潤一君

文教委員

辞任

補欠

広中和歌子君

牛嶋 正君

厚生委員

辞任

補欠

南野知恵子君

狩野 安君

農林水産委員

辞任

補欠

菅野 久光君

谷本 巖君

商工委員

辞任

補欠

谷本 巖君

菅野 久光君

通信委員

辞任

補欠

山下 栄一君

広中和歌子君

労働委員

辞任

補欠

山口 哲夫君

大森 昭君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

建設委員

辞任

補欠

牛嶋 正君 山下 栄一君
西野 康雄君 正敏君

予算委員

辞任

補欠

堀 利和君 上山 和人君
喜屋武眞榮君 青島 幸男君

決算委員

辞任

補欠

上山 和人君 堀 利和君
野末 陳平君 泉 信也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
規制緩和に関する特別委員

辞任

補欠

喜岡 淳君 中尾 則幸君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

辞任

補欠

日下部博代子君 篠崎 年子君
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

三重野栄子君 渡辺 四郎君
田村 秀昭君 星野 朋市君

地方行政委員

辞任

補欠

南野知恵子君 狩野 安君
渡辺 四郎君 三重野栄子君

法務委員

辞任

補欠

西野 康雄君 正敏君

文教委員

辞任

補欠

狩野 安君 南野知恵子君

厚生委員

辞任

補欠

谷本 巖君 菅野 久光君

農林水産委員

辞任

補欠

菅野 久光君 谷本 巖君

商工委員

辞任

補欠

広中和歌子君 山下 栄一君

通信委員

辞任

補欠

星野 朋市君 田村 秀昭君
木庭健太郎君 中川 嘉美君

建設委員

辞任

補欠

中川 嘉美君 木庭健太郎君
山下 栄一君 広中和歌子君
正敏君 西野 康雄君

決算委員

辞任

補欠

稲村 稔夫君 岩崎 昭弥君

議院運営委員

辞任

補欠

林田悠紀夫君 吉村剛太郎君
岩崎 昭弥君 稲村 稔夫君
寺崎 昭久君 直嶋 正行君
橋本 敦君 吉岡 吉典君

内閣委員会

理事 小島 慶三君 (寺澤芳男君の補欠)

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

辞任 篠崎 年子君 日下部博代子君
中尾 則幸君 喜岡 淳君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

辞任 篠崎 年子君 日下部博代子君
中尾 則幸君 喜岡 淳君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国民生活に関する調査会委員

放送法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(閣法第三三三号)審査報告書
建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)審査報告書
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第五五号)審査報告書
国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)審査報告書
国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)審査報告書
千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一四号)審査報告書
消防法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省総合外交政策局長柳井俊二君の第百二十九回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局長事務代理 野上 義二君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長事務代理野上義二君(同日議長承認)を、第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めめるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月三日

外務委員長 井上 章平
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の下で生産、消費等の規則の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してオゾン層の保護に関する国際的な取組に一層積極的に参加することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

二、費用

別に要しない。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めめるの件

右
国会に提出する。

平成六年四月一日

内閣総理大臣 細川 護熙

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めめるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

第一条 改正

A 第一条 4

議定書第一条4中「又は附属書B」を、「附属書B、附属書C又は附属書E」に改める。

B 第一条 9

議定書第一条9を削る。

C 第二条 5

議定書第二条5中「第二条のEまで」の下に「及び第二条のH」を加える。

D 第二条 5の二

議定書第二条5の次に5の二として次のように加える。

5の二 議定書第五条1の規定の適用を受けない締約国は、一又は二以上の規制期間において

て、第二条のFに定める消費量の算定値の一部又は全部を議定書第五条1の規定の適用を受けない他の締約国に移転することができ。ただし、自国の消費量の算定値の一部又は全部を移転する締約国の附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年において一人当たり〇・二五キログラムを超えていないこと及び関係締約国の消費量の算定値の合計が第二条のFに定める消費量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この消費量の算定値の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

E 第二条 8(a)及び11

議定書第二条8(a)及び11中「第二条のE」を「第二条のH」に改める。

F 第二条 9(a)(i)

議定書第二条9(a)(i)中「又は附属書B」を、「附属書B、附属書C又は附属書E」に改める。

G 第二条のF ハイドロクロロフル

オロカーボン

議定書第二条のEの次に次の一条を加える。

第二条のF ハイドロクロロフルオロ

カーボン

1 締約国は、千九百九十六年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が次の(a)と(b)の和を超えないことを確保する。

(a) 附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における消費量の算定値の三・一パーセント

(b) 附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九年における消費量の算定値

2 締約国は、二千四年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が1に定める和の六十五パーセントを超えないことを確保する。

3 締約国は、二千十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が1に定める和の三十五パーセントを超えないことを確保する。

4 締約国は、二千十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が1に定める和の十パーセントを超えないことを確保する。

5 締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が1に定める和の〇・五パーセントを超えないことを確保する。

6 締約国は、二千三十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。

7 締約国は、千九百九十六年一月一日以降次のことを確保するよう努める。

(a) 附属書CのグループIに属する規制物質は、より環境に適切な他の代替物質又は代

替技術が利用可能でない場合に限つて使用すること。

(b) 附属書CのグループIに属する規制物質は、人命又は人の健康を保護するための極めて限られた場合を除くほか、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる規制物質が現在使用されている用途以外の用途に使用しないこと。

(c) 附属書CのグループIに属する規制物質は、オゾンの破壊を最小限にするように、かつ、他の環境、安全及び経済上の考慮にも適合するように使用するため選択すること。

H 第二条のG ハイドロクロロフルオロカーボン

議定書第二条のFの次に次の一条を加える。

第二条のG ハイドロクロロフルオロカーボン

カーボン

締約国は、千九百九十六年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIIに属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。この条の規定は、不可欠なものとして合意された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、適用しない。

I 第二条のH 臭化メチル

議定書第二条のGの次に次の一条を加える。

第二条のH 臭化メチル

締約国は、千九百九十五年一月一日に始まる

十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Eに掲げる規制物質の消費量の算定値が千九百九十一年における当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百九十一年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百九十一年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値を超えることができる。この条に規定する消費量及び生産量の算定値には、締約国が検査、及び出荷前の処理のために使用する量を含めない。

J 第三条

議定書第三条中「又は附属書Bを」を「附属書B、附属書C又は附属書Eに」改める。

K 第四条1の三

議定書第四条1の二の次に1の三として次のように加える。

1の三 締約国は、この議定書の締約国でない国から附属書CのグループIIに属する規制物質を輸入することをこの1の三の規定の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

L 第四条2の三

議定書第四条2の二の次に2の三として次のように加える。

2の三 締約国は、この2の三の規定の効力発生の日の後一年を経過した日以降この議定書の締約国でない国に対し附属書CのグループIIに属する規制物質を輸出することを禁止す

るものとする。

M 第四条3の三

議定書第四条3の二の次に3の三として次のように加える。

3の三 締約国は、この3の三の規定の効力発生の日から三年以内に、条約第十条に定める手続に従つて、附属書CのグループIIに属する規制物質を含んでいる製品の表を附属書として作成するものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

N 第四条4の三

議定書第四条4の二の次に4の三として次のように加える。

4の三 締約国は、この4の三の規定の効力発生の日から五年以内に、この議定書の締約国でない国から附属書CのグループIIに属する規制物質を用いて生産された製品（規制物質を含まないものに限り）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合に、条約第十条に定める手続に従つて、当該製品の表を附属書として作成する。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

O 第四条6から7まで

議定書第四条6から7までの規定中「規制物質」を「附属書A及び附属書Bに掲げる規制物質並びに附属書CのグループIIに属する規制物質」に改める。

P 第四条8

議定書第四条8中「1、1の二、3、3の二、4及び4の二の輸入並びにこの議定書の締約国でない国への2及び2の二の輸出」を「輸入及びこれらの国への輸出であつて、1から4の三までに規定するもの」に改め、「第二条のEまで」の次に「第二条のG」を加える。

Q 第四条10

議定書第四条10として次のように加える。
10 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、この条に定める措置を締約国とこの議定書の締約国でない国との間の附属書CのグループIに属する規制物質及び附属書Eに掲げる規制物質の貿易に適用するためにこの議定書を改正するかしないかを検討する。

R 第五条1

議定書第五条1に次のただし書を加える。

ただし、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、8に規定する検討が行われた後に、かつ、当該検討の結果に従つて、この1の規定の適用を受ける締約国に適用する。

S 第五条1の二

議定書第五条1の次に1の二として次のように加える。

1の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定する検討、第六条の規定に従つて行われる評価及び他の関連情報を考慮し、第二条9に定める手続に従つて、1の規定の適用を受ける締約国に適用する次の事項を決定する。

(a) 第二条のF1から6までの規定に関しては、附属書CのグループIに属する規制物質の消費量について、基準となる年、基準となる算定値、規制の計画及び算定値が等を超えないことを確保する期間の開始日

(b) 第二条のGの規定に関しては、附属書CのグループIIに属する規制物質の生産量及び消費量の算定値が等を超えないことを確保する期間の開始日

(c) 第二条のHの規定に関しては、附属書Eに掲げる規制物質の消費量及び生産量について、基準となる年、基準となる算定値及び規制の計画

T 第五条4
議定書第五条4中「第二条のE」を「第二条のH」に改める。

U 第五条5

議定書第五条5中「定める規制措置」の下に「及び1の二の規定に従つて決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置」を加える。

V 第五条6

議定書第五条6中「義務」の下に「又は1の二の規定に従つて決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る義務」を加える。

W 第六条

議定書第六条中「第二条のEまでに定める規制

措置並びに附属書CのグループIに属する過渡的物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する状況」を「第二条のHまでに定める規制措置」に改める。

X 第七条2及び3

議定書第七条2及び3を次のように改める。

2 締約国は、次に掲げる年における附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を、当該規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

附属書B及び附属書Cに掲げる規制物質については、千九百八十九年

千九百九十年

3 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた年及びその後の各年につき、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国の年間生産量（第一条5に定義されるもの）及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量

締約国により承認された技術によつて破壊された量

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量

統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

Y 第七条3の二

議定書第七条3の次に3の二として次のように

加える。

3の二 締約国は、附属書AのグループII及び附属書CのグループIに属する規制物質であつて、再利用されたものについて、当該規制物質ごとの自国の年間の輸入量及び輸出量の統計資料を事務局に提出する。

Z 第七条4

議定書第七条4中「8」を「3の二」に改める。

AA 第九条1(a)

議定書第九条1(a)中「及び過渡的物質」を削る。

BB 第十条1

議定書第十条1中「第二条のEまでに定める規

制措置」の下に「及び第五条1の二の規定に従つて決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置」を加える。

CC 第十一条4(四)

議定書第十一条4(四)中「及び過渡的物質に関する状況」を削る。

DD 第十七条

議定書第十七条中「第二条のE」を「第二条のH」に改める。

EE 附属書

1 附属書C
議定書の附属書Cを次のように改める。

グループ	物 質	異性体数	オゾン破壊係数(注1)
I	CHFCI ₂ (HCF ₂ -21)(注2)	一	〇・〇四
	CHF ₂ Cl(HCF ₂ -22)(注2)	一	〇・〇五五
	CH ₂ FCl(HCF ₂ -31)	一	〇・〇二
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -121)	二	〇・〇一
	CHFCl ₂ (HCF ₂ -122)	三	〇・〇二
	CHF ₂ Cl ₂ (HCF ₂ -123)	三	〇・〇二
	CHCl ₂ CF ₃ (HCF ₂ -128)(注2)	二	〇・〇二
	CHFCl ₂ (HCF ₂ -124)	二	〇・〇二
	CHFClCF ₃ (HCF ₂ -124)(注2)	三	〇・〇二
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -131)	三	〇・〇七
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -132)	四	〇・〇八
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -133)	三	〇・〇二
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -141)	三	〇・〇五
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -141b)(注2)	三	〇・〇一
II	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -142)	三	〇・〇八
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -142b)(注2)	三	〇・〇六五
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -151)	二	〇・〇三
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -151)	二	〇・〇一五
	CH ₂ FCl ₂ (HCF ₂ -221)	五	〇・〇一七

第二条 千九百九十年の改正との関係

いづれの国又は地域の経済統合のための機関も、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された改正の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除くほか、この改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することができない。

第三条 効力発生

1 この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域の経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されてから効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

3 1の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

審査報告書

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月三日

外務委員長 井上 章平

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この憲章及びその補足文書としての条約は、一九八二年の国際電気通信条約に代わる国際電気通信連合の新たな基本文書であつて、同連合の組織等に関する規定に所要の改正を加えたものである。我が国が憲章及び条約を締結することとは、我が国の国際電気通信業務を引き続き円滑に運営し、また、電気通信分野における国際協力を一層推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

平成六年度一般会計予算に、国際電気通信連合分担金(郵政省所管)として、七億四千八百八十九万三千円が計上されている。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

平成六年四月一日

内閣総理大臣 細川 護熙

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際電気通信連合憲章

前文

一 国際電気通信連合の基本的文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約(以下「条約」という。)の締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の経済的及び社会的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的關係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的をもって、次のとおり協定した。

第一章 基本規定

第一条 連合の目的

- 二 1 連合の目的は、次のとおりとする。
 - 三 (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のためすべての連合員の間における国際協力を維持し及び増進すること。
 - 四 (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること並びにその実施に必要な物的資源及び資金の移動を促進すること。
 - 五 (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
 - 六 (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。
 - 七 (e) 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。
 - 八 (f) これらの目的に対する連合員の努力を調和させること。
 - 九 (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に関係がある非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。
- 一〇 2 このため、連合は、特に次のことを行う。
 - 一一 (a) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を避けるため、無線周波数スペクトル帯の分配、無線周波数の割り振り及び周波数割当ての登録(対地静止衛星軌道上の関連する軌道位置の登録を含む。)を行うこと。
 - 一二 (b) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を除去するため並びに無線周波数スペクトルの使用及び無線通信業務に係る対地静止衛星軌道の使用を改善するための努力を調整すること。
 - 一三 (c) 満足すべき業務の質を保ちつつ、電気通信の世界的な標準化を促進すること。
 - 一四 (d) 連合が有するすべての手段(必要な場合には、連合が国際連合の適当な計画に参加すること及び自己の資源を使用することを含む。)により、開発途上国に対する技術援助

- 一五 (e) 電氣通信手段、特に宇宙技術を使用する電氣通信手段が有する可能性を十分に利用することができるよう、これらの手段の発達を調和させるための努力を調整すること。
 - 一六 (f) 電氣通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員の間の協力を促進すること。
 - 一七 (g) 電氣通信業務の協力によって人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。
 - 一八 (h) 電氣通信に関し、研究を行い、規則を定め、決議を採択し、勧告及び希望を作成し、並びに情報の収集及び公表を行うこと。
 - 一九 (i) 國際的な金融機関及び開發機関と共に、社会的な事業計画、特に、電氣通信業務を各国において最も孤立した地域にまで提供することを目的とするものを進展させるための優先的かつ有利な信用枠の形成を促進することに従事すること。
 - 二〇 第二条 連合の構成
國際電氣通信連合は、普遍性の原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国で構成する。
 - 二一 (a) この憲章及び条約の効力発生前にいずれかの國際電氣通信条約の締約国として連合員である国
 - 二二 (b) 國際連合加盟国であるその他の国で、第五十三条の規定に従つてこの憲章及び条約に加入したもの
 - 二三 (c) 國際連合加盟国でないその他の国で、連合員となることを申請し、かつ、その申請が連合員の三分の二によつて承認された後、第五十三条の規定に従つてこの憲章及び条約に加入したもの。連合員としての加盟の申請が全權委員會會議までの間において提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとなす。
 - 二三 第三条 連合員の権利及び義務
連合員は、この憲章及び条約に定める権利を有し、義務を負う。
 - 二四 1 連合の會議、会合及び協議への参加に関し、
 - 二五 2 (a) 連合員は、會議に参加する権利を有し、理事会に対する被選舉資格を有し、及び連合の役員又は無線通信規則委員會の委員の選舉に対する候補者を指名する権利を有する。
 - 二六 (b) 連合員は、また、第一六九号及び第二二〇号の規定が適用される場合を除くほか、すべての全權委員會會議、すべての世界會議、すべての無線通信總會、すべての研究委員會の会合及び、当該連合員が理事会の構成員であるときは、理事会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。地域會議においては、關係地域の連合員のみが投票の権利を有する。
 - 二七
-
- 二八 (c) 連合員は、また、第一六九号及び第二二〇号の規定が適用される場合を除くほか、通信によつて行ひ協議において、一の票を投ずる権利を有する。地域會議に関する協議については、關係地域の連合員のみが投票の権利を有する。
 - 二九 第四条 連合の文書
一 連合の文書は、國際電氣通信連合憲章、國際電氣通信連合条約及び業務規則とする。
 - 三〇 二 この憲章は、連合の基本的文書とし、条約によつて補足される。
 - 三一 三 この憲章及び条約は、電氣通信の利用を規律し及びすべての連合員を拘束する次に掲げる業務規則によつて、更に補足される。
 - 三二 國際電氣通信規則
無線通信規則
 - 三三 四 この憲章の規定と条約又は業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この憲章の規定が優先する。条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、条約の規定が優先する。
 - 三四 第五条 定義
文脈に矛盾を生じない限り、
 - 三五 (a) この憲章において使用し、かつ、この憲章の不可分の一部を成す附屬書で定義する用語は、当該附屬書において与えられる意味を有する。
 - 三六 (b) この憲章の附屬書で定義する用語以外の用語であつて、条約において使用し、かつ、条約の不可分の一部を成す附屬書で定義するものは、当該附屬書において与えられる意味を有する。
 - 三七 (c) 業務規則で定義するその他の用語は、当該業務規則において与えられる意味を有する。
 - 三八 第六条 連合の文書の実施
一 連合員は、自己が設置し又は運用するすべての電氣通信の局で、國際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのあるものについて、この憲章、条約及び業務規則に従う義務を負う。ただし、第四十八条の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。
 - 三九 二 連合員は、また、自己が電氣通信に関する設置及び運用を許可した事業体で、國際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのある局を運用するものにこの憲章、条約及び業務規則を遵守させるため、必要な措置をとる義務を負う。
 - 四〇 第七条 連合の組織
連合は、次のものから成る。
 - 四一 (a) 全權委員會會議(連合の最高機關)
 - 四二 (b) 理事会(全權委員會會議の代理者として行動する。)
 - 四三 (c) 世界國際電氣通信會議
 - 四四 (d) 無線通信部門(世界無線通信會議、地域無線通信會議、無線通信總會及び無線通信規則委員會を含む。)

- 四四 (e) 電気通信標準化部門(世界電気通信標準化会議を含む)。
四五 (f) 電気通信開発部門(世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議を含む)。
四六 事務総局
- 四七 1 全権委員会議は、連合員を代表する代表団で構成する。同会議は、四年ごとに招集する。
- 四八 2 全権委員会議は、次のことを行う。
- 四九 (a) 第一条に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。
五〇 (b) 前回の全権委員会議の後の連合の活動並びに連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関して理事會が作成した報告を審査の上、適当と認めるすべての決定を採択すること。
- 五一 (c) 次回の全権委員会議までの期間における連合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、連合の予算の基準を定め、及び第五〇号に規定する報告に基づいて行われた決定を考慮して連合の経費の限度額を定めること。
- 五二 (d) 連合の職員編成に関するすべての一般的指示を作成し、また、必要な場合には、連合のすべての職員の基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。
- 五三 (e) 連合の会計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。
- 五四 (f) 理事會を構成する連合員を選出すること。
- 五五 (g) 連合の役員として、事務総局長、事務総局次長及び各部門の局長を選出すること。
- 五六 (h) 無線通信規則委員會議の委員を選出すること。
- 五七 (i) 必要な場合には、第五十五条の規定及び条約の関連規定にそれぞれ従って、この意章及び条約の改正案を検討し及び採択すること。
- 五八 (j) 連合と他の國際機關との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し、並びに理事會が連合を代表してこれらの國際機關と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに関し適当と認める措置をとること。
- 五九 (k) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。
- 六〇 1 全権委員會議は、第五四号から第五六号までに規定する選挙を行うに当たり、次のことを確保する。
- 六一 (a) 理事會の議席が世界のすべての地域に衡平に配分されることの必要性に妥当な考慮を払い、理事會の構成員を選出すること。
六二 (b) 事務総局長、事務総局次長、各局長及び無線通信規則委員會議の委員は、それぞれ、異なる連合員の國民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うこと。全権委員會議は、役員に関して、更に、第一五四号に定める原則についても妥当な考慮を払うべきである。
- 六三 (e) 連合員が指名する候補者のうちから無線通信規則委員會議の委員を個人の資格で選出すること。各連合員は、自國民である候補者を一人に限り指名することができる。

- 六四 2 第六一号から第六三号までに規定する選挙の手続は、全権委員會議が定める。就任、空席及び再選資格に関する規定については、条約で定める。
- 六五 1 (1) 理事會は、第六一号の規定に従って全権委員會議が選出した連合員で構成する。
六六 (2) 理事會の各構成員は、理事會に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によって補佐されることが出来る。
- 六七 2 理事會は、その内部規則を定める。
- 六八 3 全権委員會議から全権委員會議までの間においては、理事會は、連合の指導的機關として、全権委員會議が委任した権限の範囲内で、同會議の代理者として行動する。
- 六九 4 (1) 理事會は、連合員がこの憲章、条約、業務規則、全権委員會議の決定並びに必要な場合には連合の他の會議及び會合の決定を実施することを容易にするための適当なすべての措置をとるものとし、また、全権委員會議が課するその他のすべての任務を行う。
- 七〇 (2) 理事會は、連合の政策の方向及び戦略が、電気通信を取り巻く環境の絶えざる変化に完全に適合するようにするため、全権委員會議の一般的指示に従って電気通信政策の広範な問題を検討する。
- 七一 (3) 理事會は、連合の活動の効果的な調整を確保し、並びに事務総局及び三部門に対する効果的な会計上の監督を行う。
- 七二 (4) 理事會は、連合の目的に従い、連合が有するすべての手段(連合による國際連合の適当な計画への参加を含む)により、開発途上国における電気通信の発展に貢献する。
- 七三 1 (1) 事務総局長は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局次長によって補佐される。
- 七四 (2) 事務総局長は、調整委員會議の協力を得て、連合の戦略的な政策及び計画を立案し、並びにその活動を調整する。
- 七五 (3) 事務総局長は、連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び会計上の事項の全体につき理事會に対して責任を負う。
- 七六 (4) 事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。
- 七七 2 事務総局次長は、事務総局長に対して責任を負う。事務総局次長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、事務総局長から委任される特定の任務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局次長が事務総局長の職務を行う。
- 七八 1 (1) 無線通信部門は、次に定めるところにより、第一条に定める無線通信に関する連合の目的を達成することを任務とする。
- 七九 1 (1) 無線通信部門は、次に定めるところにより、第一条に定める無線通信に関する連合の目的を達成することを任務とする。

信業務を含むすべての無線通信業務が無線周波数スペクトルを合理的、公平、効果的かつ経済的に使用することを確保すること。

周波数の範囲を問わず研究を行い、無線通信に関する勧告を採択すること。

七九 (2) 無線通信部門及び電気通信標準化部門の双方に關係がある問題に關しては、両部門の正確な権限について、条約の関連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。

八〇 2 無線通信部門の運営は、次のものによって行ふ。

八一 (a) 世界無線通信会議及び地域無線通信会議

八二 (b) 無線通信規則委員会

八三 (c) 無線通信総会(世界無線通信会議と連携する。)

八四 (d) 研究委員会

八五 (e) 無線通信局(選出された局長が統括する。)

八六 3 無線通信部門の構成員は、次のとおりとする。

八七 (a) すべての連合員の主管庁(権利として構成員となる。)

八八 (b) 条約の関連規定により承認された団体又は機関

八九 第十三条 無線通信会議及び無線通信総会

九〇 1 世界無線通信会議は、無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他の世界的性質を有する問題(同会議の権限内のものであり、かつ、その議事日程に關するものに限る)を取り扱うことができる。同会議のその他の任務は、条約で定める。

九一 2 世界無線通信会議は、通常二年ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を二年ごとに招集しないこと又は追加的に招集することができる。

九二 3 無線通信総会は、同様に通常二年ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信会議と連携する。無線通信総会は、世界無線通信会議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同会議のすべての要請に應ずる。同総会の任務は、条約で定める。

九三 4 世界無線通信会議、無線通信総会及び地域無線通信会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。無線通信総会及び地域無線通信会議の決定は、また、いかなる場合にも、無線通信規則の規定に適合するものでなければならない。世界無線通信会議、無線通信総会及び地域無線通信会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならない。また、全権委員會議の定めた最高限度額を超える支出をたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第十四条 無線通信規則委員会

九三 1 無線通信規則委員会は、無線通信の分野において十分な能力を有し、かつ、周波数の割当て及び使用について実務上の経験を有する選出された委員で構成する。各委員は、

世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口の事情に精通していなければならない。委員は、独立して、また、非常勤で、連合のために自己の職務を行う。

九四 2 無線通信規則委員会の任務は、次のとおりとする。

九五 (a) 無線通信規則及び権限のある無線通信会議の決定に適合した手続規則(技術基準を含む)を承認すること。この手続規則は、無線通信局長及び無線通信局が連合員の行う周波数割当てを登録するために無線通信規則を適用するに当たって使用する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合に、その問題は、次回の世界無線通信会議に提出する。

九六 (b) 第九五号の手続規則の適用によって解決することができないその他の問題を検討すること。

九七 (c) 第七八号に規定する周波数の割当て及び使用に關して、無線通信規則に定める手続に従い、権限のある会議が定め、又はこの会議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。

九八 3 (1) 無線通信規則委員会の委員は、その所属国又は一地域を代表する者としてではなく、國際的な公的責任を有する者として、同委員会における職務を行う。同委員会の各委員は、特に、自国の主管庁に直接關係する決定に参加することを差し控えなければならない。

九九 (2) 無線通信規則委員会の委員は、連合のために自己の職務を行うことに關し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機關若しくは人からも指示を求め又は受けてはならない。委員は、第九八号に定める委員としての地位と両立しないおそれのあるいかなる措置をとることも、また、そのようなおそれのあるいかなる決定に關与することも差し控えなければならない。

一〇〇 (3) 連合員は、無線通信規則委員会の委員の職務の専ら國際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの委員に對し、同委員会における職務の遂行について影響を及ぼそうとすることを差し控えなければならない。

一〇一 4 無線通信規則委員会の運営方法は、条約で定める。

第十五条 無線通信研究委員会

一〇二 無線通信研究委員会の任務は、条約で定める。

第十六条 無線通信局

一〇三 無線通信局長の任務は、条約で定める。

第三章 電気通信標準化部門

第十七条 任務及び組織

一〇四 1 (1) 電気通信標準化部門は、電気通信を世界的規模で標準化するため、技術、運用及び料金の問題についての研究を行うこと並びにこれらの問題に關する勧告を採択することにより、第一条に定める電気通信の標準化に關する連合の目的を十分に達成することとを任務とする。

一〇五 (2) 電気通信標準化部門及び無線通信部門の双方に關係がある問題に關しては、両部門の正確な権限について、条約の関連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しな

ければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間にあっては、緊密な調整を確保しなければならない。

一〇六 2 電気通信標準化部門の運営は、次のものによつて行ふ。

一〇七 (a) 世界電気通信標準化会議

一〇八 (b) 電気通信標準化研究委員会

一〇九 (c) 電気通信標準化局(選出された局長が統括する。)

一一〇 3 電気通信標準化部門の構成員は、次のとおりとする。

一一一 (a) すべての連合員的主管(権利として構成員となる。)

一一二 (b) 条約の関連規定により承認された団体又は機関

第十八条 世界電気通信標準化会議

一一三 1 世界電気通信標準化会議の任務は、条約で定める。

一一四 2 世界電気通信標準化会議は、四年ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を追加的に開催することができる。

一一五 3 世界電気通信標準化会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならない。同会議は、決議及び決定を採択する場合に、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならない。また、全権委員会議の定めた最高限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第十九条 電気通信標準化研究委員会

一一六 電気通信標準化研究委員会の任務は、条約で定める。

第二十條 電気通信標準化局

一一七 電気通信標準化局長の任務は、条約で定める。

第四章 電気通信開発部門

第二十一条 任務及び組織

一一八 1 (1) 電気通信開発部門は、第一条に定める連合の目的を達成することを任務とする。同部門は、また、技術協力及び技術援助のための活動を行い、組織し及び調整することにより電気通信の開発を促進し及び向上させるため、国際連合の専門機関としての及び国際連合の開発のための体制その他の資金供与のための制度の下で事業を実施するための執行機関としての連合の二重の責任を、特定の権限の範囲内で、遂行することを任務とする。

一一九 (2) 無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の活動で、開発に係る事項に関するものについては、この憲章の関連規定に従い、緊密な協力の対象とする。

一二〇 2 第一一八号及び第一一九号の規定の範囲内において、電気通信開発部門の具体的な任務は、次のとおりとする。

一二一 (a) 経済的及び社会的発展のための国内計画における電気通信の重要な役割について決定権者の関心を高めること並びに政策及び体制に関する可能な選択肢について情報及び助言を提供すること。

一二二 (b) 他の関係機関の活動を考慮して、人的資源の開発、計画の立案、経営管理、資源の移動及び研究開発の能力を強化することにより、電気通信網及び電気通信業務(特に

開発途上国におけるもの)の開発、拡充及び運用を奨励すること。

一二三 (c) 地域的な電気通信機関並びに世界的及び地域的な開発金融機関との協力により、電気通信開発部門の開発計画に含まれている事業の良好な実施を確保するため当該事業の進捗状況を注視しつつ、電気通信の開発を促進すること。

一二四 (d) 電気通信の分野において開発途上国に対して援助を与えるため、優先的かつ有利な信用枠の形成を奨励すること並びに国際的及び地域的な金融機関及び開発機関と協力することによって、資源の移動を促進すること。

一二五 (e) 先進国における電気通信網の発展及び変容を考慮して、開発途上国への適当な技術の移転を促進する計画を推進し及び調整すること。

一二六 (f) 開発途上国における電気通信の開発への産業の参加を奨励し、並びに適当な技術の選択及び移転に関する助言を与えること。

一二七 (g) 技術、経済、財政、経営管理、規制及び政策に関する事項について、必要に応じ、助言を与え又は研究を行ひ若しくは支援すること。その研究は、電気通信の分野における特定の事業に関するものを含む。

一二八 (h) 電気通信業務の提供を目的として国際的及び地域的な電気通信網を開発することについての調整を円滑にするため、そのような電気通信網に関する総合的な計画の立案に当たり、その他の部門、事務総局その他の関係機関と協力すること。

一二九 (i) 第一二二号から第一二八号までに定める任務の遂行に当たり、後発開発途上国のニーズに特別の注意を払ふこと。

一三〇 3 電気通信開発部門の運営は、次のものによつて行ふ。

一三一 (a) 世界電気通信標準化会議及び地域電気通信開発会議

一三二 (b) 電気通信開発研究委員会

一三三 (c) 電気通信開発局(選出された局長が統括する。)

一三四 4 電気通信開発部門の構成員は、次のとおりとする。

一三五 (a) すべての連合員的主管(権利として構成員となる。)

一三六 (b) 条約の関連規定により承認された団体又は機関

第二十二條 電気通信開発会議

一三七 1 電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題、事業及び計画を検討するため並びに電気通信開発局に対して指針を与えるための討議の場とする。

一三八 2 電気通信開発会議は、次のものから成る。

一三九 (a) 世界電気通信標準化会議

一四〇 (b) 地域電気通信開発会議

一四一 3 全権委員会から全権委員会までの間において、世界電気通信開発会議並びに、資力及び優先度に応じて、地域電気通信開発会議を開催する。

一四二 4 電気通信開発会議は、最終文書を作成しないものとする。同会議の結論は、決議、決定、勧告又は報告の形式によるものとし、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならない。同会議は、決議及び決定を採択する場合に、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならない。また、全権委員会議の定め

た最高限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

一四三 5 電氣通信開発会議の任務は、条約で定める。

一四四 電氣通信開発研究委員会の任務は、条約で定める。

一四五 電氣通信開発局長の任務は、条約で定める。

一四六 1 世界國際電氣通信会議は、國際電氣通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正

一四七 2 世界國際電氣通信会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章及び条約の規定に適合するものとする。同会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならない。また、全権委員會議の定めた最高限度額を超える支出をもたらすことがある決議及び決定の採択を避けるべきである。

一四八 1 調整委員会は、事務総局長、事務総局次長及び三部門の局長で構成する。同委員会は、事務総局長が議長となり、事務総局長が不在のときは、事務総局次長が議長となる。

一四九 2 調整委員会は、事務総局長に助言を与え、並びに事務、会計、情報システム及び技術協力に関する事項で特定の部門又は事務総局の専属的な権限内にはないすべてのもの並びに對外關係及び広報の分野のすべての事項について事務総局長に実務上の援助を与える内部の運営組織としての任務を行う。同委員会がこれらの事項を検討する場合には、この憲章及び条約の規定、理事会の決定並びに連合全体の利益を十分に考慮する。

一五〇 1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。連合の役員及び職員は、國際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も差し控えなければならない。

一五一 (2) 連合員は、連合の役員及び職員の職務の専ら國際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの者に対し、その職務の遂行について影響を及ぼそうとすることを差し控えなければならない。

一五二 (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかなる問わず、電氣通信に關係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的關係を有してはならない。もっとも、「金銭的關係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。

一五三 (4) 連合員は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次

長又は局長に選出された場合には、全権委員會議から全権委員會議までの間にその者を召還することのできる限り差し控えなければならない。

一五四 2 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない。また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても妥当な考慮を払わなければならない。

第二十八條 連合の会計

一五五 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。

一五六 (a) 理事会

一五七 (b) 事務総局及び連合の各部門

一五八 (c) 全権委員會議及び世界國際電氣通信會議

一五九 2 連合の経費には、連合員並びに条約の関連規定に従って連合の活動に参加することを承認された団体及び機關の分担金をもって充てて、分担金額は、各連合員及び承認された団体又は機關が条約の関連規定に従って選定した分担等級の単位数に応じて決定される。

一六〇 3 (1) 連合員は、連合の経費を負担するための分担等級を任意に選定する。

一六一 (2) 分担等級の選定は、条約に定める分担等級表に従って、全権委員會議の終了後六箇月以内に行う。

一六二 (3) 全権委員會議が条約に定める分担等級表の改正を採択した場合には、事務総局長は、その改正の効力発生の日を各連合員に通報する。各連合員は、その通報の日の後六箇月以内に、改正された効力を有する分担等級表に従って選定した分担等級を事務総局長に通知する。

一六三 (4) 各連合員が第一六一号又は第一六二号の規定に従って選定した分担等級は、第一六一号又は第一六二号に規定する六箇月の期間の満了後一年の期間が経過した後の一月一日から適用する。

一六四 4 第一六一号及び第一六二号にそれぞれ定める期限内に決定を通知しない連合員は、従前の分担等級を維持する。

一六五 5 連合員が選定した分担等級は、第一六一号から第一六三号までの規定の適用によってのみ、減少させることができる。ただし、國際的な救援計画の発動を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、連合員がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなったことを立証した場合に、理事会は、これを承認することができる。

一六六 6 連合員は、同様に、第一六三号に定める日から開始する分担金の新たな期間において、分担金に関する自己の相対的な地位が従前のものに比べて著しく不利になっている場合には、理事会の承認を得て、第一六一号の規定に従って選定した分担等級よりも下位の分担等級を選定することができる。

一六七 7 第四三号の地域無線通信會議の経費は、關係地域のすべての連合員及び必要な場合には当該會議に参加したその他の地域の連合員がその分担等級に従って負担する。

一六八 8 連合員並びに第一五九号に規定する団体及び機関は、理事会が決定した二年予算に基
づいて、かつ、理事会が採択することができる調整額を考慮に入れて計算した毎年の分
担金額を前払する。

一六九 9 連合員に対する支払が延滞している連合員は、その延滞している額が直前の二年度につ
いて当該連合員の支払うべき分担金の額以上であるときは、第二七号及び第二八号に定
める投票の権利を失う。

一七〇 10 第一五九号に規定する団体及び機関並びに他の国際機関の分担金に関する具体的な規
定は、条約で定める。

第二十九条 言語

一七一 1 (1) 連合の公用語及び業務用言語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フラン
ス語及びロシア語とする。

一七二 (2) 第一七一号に定める言語は、全権委員会決議の関連決定に従い、連合における文書の
作成及び公表（その作成及び公表は、各言語による文書が形式及び内容において同様
となるように行う。）のため、並びに連合の会議中及び会合中における相互間の通訳の
ために、使用する。

一七三 (3) 矛盾又は紛議がある場合には、フランス文による。

一七四 2 会議又は会合のすべての参加者が同意するときは、討論は、第一七一号に定める言語
よりも少ない数の言語により行うことができる。

第三十条 連合の所在地

一七五 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

第三十一条 連合の法律上の能力

一七六 連合は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各連合員の
領域において享有する。

第三十二条 会議及び他の会合の内部規則

一七七 1 連合の会議及び会合は、その業務の組織及び討論の方法について、条約で定める内部
規則を適用する。

一七八 2 会議及び理事会は、内部規則を補足するために不可欠と認める規則を採択することが
できる。もつとも、このような補足的規則は、この憲章及び条約の規定に抵触するもの
であってはならない。会議が採択した補足的規則は、会議の文書として公表する。

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条 国際電気通信業務を利用する公衆の権利

一七九 連合員は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の
通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特惠
も与えることなく同一とする。

第三十四条 電気通信の停止

一八〇 1 連合員は、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良
の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私

報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害
すると認められる場合は、この限りでない。

一八一 2 連合員は、また、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又は
その法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を
留保する。

第三十五条 業務の停止

一八二 連合員は、国際電気通信業務を全般的に、又は一定の関係若しくは通信の一定の種類
（発信、着信又は中継）に限って、停止する権利を留保する。この場合には、停止する旨を
事務総局長を経由して直ちに他の連合員に通知する。

第三十六条 責任

一八三 連合員は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかな
る責任も負わない。

第三十七条 電気通信の秘密

一八四 1 連合員は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合す
るすべての可能な措置をとることを約束する。

一八五 2 もつとも、連合員は、国内法令の適用又は自国が締結国である国際条約の実施を確保
するため、国際通信に限り、権限のある当局に通報する権利を留保する。

第三十八条 電気通信の迅速なかつ不中断の交換を確保するための必要な通信路及び設備

一八六 1 連合員は、国際電気通信の迅速なかつ不中断の交換を確保するために必要な通信路及び
設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。

一八七 2 第一八六号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認めら
れた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができ状態に維持し、並びに
科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。

一八八 3 連合員は、その管轄の範囲内において、第一八六号の通信路及び設備を保護する。

一八九 4 すべての連合員は、特別の取極による別段の定めがある場合を除くほか、その管理の
範囲内にある国際電気通信回線の部分の維持を確保するために有用な措置をとる。

第三十九条 違反の通報

一九〇 連合員は、第六条の規定の適用を容易にするため、この憲章、条約及び業務規則に対す
る違反に関し、相互に通報することを約束する。

第四十条 人命の安全に関する電気通信の優先順位

一九一 国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関するすべ
ての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的
優先順位を与えなければならない。

第四十一条 官用電気通信の優先順位

一九二 前条及び第四十六条の規定に従うことを条件として、官用電気通信（附属書第一〇一四
号参照）は、当事者が特に請求したときは、可能な範囲で、他の電気通信に対して優先順
位を有する。

第四十二条 特別取極

一九三 連合員は、連合員全体には関係しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を、自己のため並びに認められた事業体及び正当に許可されたその他の事業体のために留保する。ただし、特別取極は、その実施によって、他の連合員の無線通信業務に生じさせる有害な混信に關して及び、一般に、他の連合員のその他の電気通信業務の運用に生じさせる技術的な支障に關しては、この憲章、条約及び業務規則に抵触してはならない。

第四十三条 地域的會議、地域的取極及び地域的機關

一九四 連合員は、地域的に取扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的會議を開催し、地域的取極を締結し、及び地域的機關を設置する權利を留保する。地域的取極は、この憲章又は条約に抵触してはならない。

第七章 無線通信に關する特別規定

第四十四条 無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用

一九五 1 連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、連合員は、改良された最新の技術を用いる限り速やかに適用するよう努める。

一九六 2 連合員は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、周波数及び対地静止衛星軌道が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集團が公平に使用することができるよう、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。

第四十五条 有害な混信

一九七 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

一九八 2 連合員は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に第一九七号の規定を遵守させることを約束する。

一九九 3 連合員は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一九七号の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

第四十六条 遭難の呼出し及び通報

二〇〇 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

第四十七条 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号

二〇一 連合員は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を放射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

第四十八条 国防機關の設備

二〇二 1 連合員は、軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

二〇三 2 もっとも、第二〇二号の設備は、遭難の場合において行う救助に關する規定、有害な混信を防ぐためとなる措置に關する規定並びに使用する放射の型式及び周波数に關する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に従って、できる限り遵守しなければならない。

二〇四 3 第二〇二号の設備は、また、公衆通信業務その他業務規則によって規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に従わなければならない。

第八章 國際連合その他の國際機關及び非連合員との關係

第四十九条 國際連合との關係

二〇五 國際連合と國際電気通信連合との關係は、これらの機關の間で締結された協定で定める。

二〇六 第五十条 その他の國際機關との關係

連合は、電気通信の分野における完全な國際的調整の実現に資するため、利害關係を有し又は關連する活動を行う國際機關と協力する。

第五十一条 非連合員との關係

二〇七 すべての連合員は、連合員でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自己のため及び認められた事業体のために留保する。連合員でない国から発する電気通信が連合員によって受信されたときは、その通信は、伝送されなければならない。また、当該通信が連合員の通信路を経由する限り、この憲章、条約及び業務規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第九章 最終規定

第五十二条 批准、受諾又は承認

二〇八 1 この憲章及び条約は、署名連合員により、自国の憲法上の規定に従って、単一の文書の形式で、同時に批准され、受諾され又は承認されなければならない。この文書は、できる限り速やかに事務總局長に寄託するものとし、事務總局長は、各文書の寄託を連合員に通報する。

二〇九 2 (1) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名連合員は、第二〇八号の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託していない場合にも、第二五号から第二八号までの規定により連合員に与えられる權利を有する。

二一〇 (2) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第二〇八号の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託していない署名連合員は、これらの文書のうちいずれかのものを寄託しない限り、連合のいかなる會議、理事会のいかなる會期、連合の各部門のいかなる會合又はこの憲章及び条約に従い通信によって行われるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。もっとも、この連合員の投票權以外の權利は、影響を受けない。

二一一 3 第五十八条の規定に従ってこの憲章及び条約が効力を生じた後は、批准書、受諾書又は承認書は、事務總局長に寄託した日に効力を生ずる。

第五十三条 加入

- 二二二 1 この憲章及び条約に署名しなかつた連合員又は第二条の(b)若しくは(c)の適用を受けるその他の国は、当該その他の国については同条の規定に従うことを条件として、いつてもこの憲章及び条約に加入することができる。加入は、この憲章及び条約の双方を対象とする単一の文書の形式で同時に行う。
- 二二三 2 加入書は、事務総局長に寄託する。事務総局長は、加入書を受領したときは直ちにこれを連合員に通報し、その認証謄本を連合員に送付する。
- 二二四 3 第五十八条の規定に従つてこの憲章及び条約が効力を生じた後は、加入書は、別段の表示がない限り、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。
- 二二五 第四十条に規定する業務規則は、拘束力を有する国際的な文書であり、また、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。
- 二二六 2 前二条の規定に従つて行うこの憲章及び条約の批准、受諾若しくは承認又はこれらの文書への加入は、権限のある世界会議がこの憲章及び条約の署名の日前に採択した業務規則に拘束されることについての同意を含む。この同意は、業務規則又はその改正の署名の際に付した留保が批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に維持されている限度において、当該留保を有するものではない。
- 二二七 3 第二一六号に規定する日の後に採択された業務規則の一部改正又は全部改正に署名したすべての連合員は、自国の国内法令の認める範囲内で、その改正を暫定的に適用する。その暫定的適用は、その業務規則の改正に定める日に開始するものとし、その改正の署名の際に留保を付した場合には、当該留保に従う。
- 二二八 4 第二一七号に規定する暫定的適用は、次のいずれかのときまで継続する。
- 二二九 (a) 連合員が、業務規則の改正に拘束されることについて同意する旨を事務総局長に通知し、かつ、必要な場合には、その改正の署名の際に付した留保を維持する限度を示すとき。
- 二二〇 (b) 連合員が、業務規則の改正に拘束されることについて同意しない旨を事務総局長に通知し、事務総局長がその通知を受領した後六十日が経過するとき。
- 二二一 5 暫定的適用の開始の日として業務規則の改正で定めた日から起算して三十六箇月の期間の満了前に、事務総局長が、その改正に署名した連合員から第二一九号又は第二二〇号に規定する通知を受領しない場合には、当該連合員は、当該改正の署名の際に留保を付したときには当該留保に従うことを条件として、当該改正に拘束されることについて同意したものとなす。
- 二二二 6 第二一六号に規定する日の後に採択された業務規則の一部改正又は全部改正に署名しなかつた連合員は、その改正に拘束されることについて同意する旨を速やかに事務総局長に通知するよう努める。第二二一号に規定する期間の満了前に、事務総局長が、当該連合員からいかなる通知も受領しない場合には、当該連合員は、当該改正に拘束されることについて同意したものとなす。

二二三 7 事務総局長は、この条の規定により受領した通知を速やかに連合員に通報する。

第五十五条 この憲章の改正に関する規定

- 二二四 1 連合員は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもつて行われ得るよう、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての連合員に送付する。
- 二二五 2 もっとも、第二二四号の規定に従つて提出された改正案に対する修正案については、連合員又は全権委員会議におけるその代表団は、これをいつても提出することができる。
- 二二六 3 全権委員会議の本会議においてこの憲章の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合に、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。
- 二二七 4 この憲章の改正案に対する修正案及び改正案全体（修正されたものであるかないかを問わない）は、採択されるためには、本会議において、全権委員会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の少なくとも三分の二によつて承認されなければならない。
- 二二八 5 第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、条約に定める会議に関する一般規定並びに会議及び他の会合の内部規則を適用する。
- 二二九 6 全権委員会議が採択したこの憲章のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員会議が定めた日に、この憲章及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。
- 二三〇 7 事務総局長は、改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての連合員に通報する。
- 二三一 8 改正文書の効力発生の後に行われる第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された憲章に対して行われるものとする。
- 二三二 9 事務総局長は、改正文書の効力発生の後、国際連合憲章第二百二条の規定により、当該改正文書を国際連合事務局に登録する。第二四一号の規定は、改正文書について準用する。

第五十六条 紛争の解決

- 二三三 1 連合員は、この憲章、条約又は業務規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、交渉によつて、外交上の経路によつて、国際紛争の解決のために締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続によつて又は合意により定めることのできるその他の方法によつて解決することができる。
- 二三四 2 第二三三号に定めるいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者である連合員は、条約で定める手続に従つて、紛争を仲裁に付すことができる。
- 二三五 3 この憲章、条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書は、当該選択議定書の締結国である連合員の間に適用する。

第五十七條 この憲章及び条約の廃棄

- 一三六 1 この憲章及び条約を批准し、受諾し、承認し又はこれらに加入した連合員は、これらを廃棄する権利を有する。この憲章及び条約を廃棄する場合には、事務総局長に於て通告により、単一の文書の形式で、同時に廃棄する。事務総局長は、その通告を受領したときは、これを他の連合員に通報する。
- 一三七 2 廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第五十八條 効力発生及び関係事項

- 一三八 1 この憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間に於て効力を生ずる。
- 一三九 2 この憲章及び条約は、第二三八号に定める効力発生の日に、この憲章及び条約の締約国の間においては、ナイロビ國際電気通信条約(千九百八十二年)を廃止し、これに代わる。
- 一四〇 3 連合の事務総局長は、國際連合憲章第二百二條の規定により、この憲章及び条約を國際連合事務局に登録する。
- 一四一 4 英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語で作成されたこの憲章及び条約の原本は、連合に寄託保存する。事務総局長は、各署名連合員に対し、要請された言語により、認證本一通を送付する。
- 一四二 5 この憲章及び条約の各言語による条約文の間に矛盾がある場合には、フランス文による。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この國際電気通信連合憲章の原本及び國際電気通信連合条約の原本に署名した。

千九百九十二年十二月二十二日にジュネーヴで作成した。

附屬書 國際電気通信連合の憲章、条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

- 一〇〇一 連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。
- 一〇〇二 主管庁 國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合条約及び業務規則の義務を履行するためにとるべき措置について責任を有する政府の機関
- 一〇〇三 有害な通信 無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行ない無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反覆的に中断し若しくは妨害する通信
- 一〇〇四 公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受信しなければならぬ電気通信
- 一〇〇五 代表團 同一の連合員が派遣する代表及び、場合により、代表者、顧問、隨員又は通訳の全体

各連合員は、任意にその代表団を構成するものとし、特に、条約の関連規定により承認された団体又は機関に属する者を、特に代表、顧問又は隨員の資格で、代表団に含めることができる。

- 一〇〇六 代表 全権委員會に對して連合員の政府が派遣する者又は連合の會議若しくは會合において連合員の政府若しくは主管庁を代表する者
- 一〇〇七 事業体 個人、団体、企業又は政府の施設で、國際電気通信業務を行うための電気通信設備又は國際電気通信業務に有害な通信を生じさせるおそれのある電気通信設備を運用するもの

- 一〇〇八 認められた事業体 第一〇〇七号に定義する事業体のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する事業体で、その主たる事務所の所在地がある連合員によって、又は自己の領域において電気通信業務に関する設置及び運用を当該事業体に許可した連合員によって、第六條に定める義務を課されたもの
- 一〇〇九 無線通信 電波による電気通信
- 一〇一〇 放送業務 一般公衆によって直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。放送業務は、音響のための発射、テレビジョンのための発射その他の形態の発射を含むことができる。

- 一〇一一 國際電気通信業務 異なった国に存在し又は属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信の提供
- 一〇一二 電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文

- 言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

- 一〇一三 電報 受取人に配達するため電信によって伝送することを意図した文言。この用語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。
- 一〇一四 官用電気通信 次のいずれかのものから発する電気通信又はその返信

元首

政府の長又は政府の一員である者

陸軍、海軍又は空軍の司令長官

外交官又は領事官

國際連合事務総長又は國際連合の主要機關の長

國際司法裁判所

- 一〇一五 私報 官用電報又は業務用電報以外の電報
- 一〇一六 電信 伝送された情報を受信と同時に画像記録の形式で記録するための電気通信の形式。伝送された情報は、場合により、他の形式で提供すること又は将来の使用のために記録することができ。

注 画像記録とは、情報の媒体であつて、筆記され若しくは印刷された文言又は静止影像を永久的な形式で記録するものであり、かつ、整理し及び検索することができ

- 一〇一七 電話 主として言語の形式で情報を交換するための電気通信の形式

国際電気通信連合条約

第一章 連合の運営

第一節

第一条 全権委員会

一 (1) 全権委員会議は、国際電気通信連合憲章(以下「憲章」という)第八条の関連規定により招集する。

二 (2) 全権委員会議の正確な場所及び期日は、実行可能なときは前回の全権委員会議が定め、これが不可能なときは連合員の過半数の同意を得て理事会が定める。

三 2 (1) 次回の全権委員会議の正確な場所及び期日又はこれらのいずれかは、次のいずれかの場合には、変更することができる。

四 (a) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

五 (b) 理事会が提案する場合

六 (2) 第四号又は第五号のいずれの場合の変更も、連合員の過半数の同意を要する。

七 理事会

八 1 理事会の構成員として選出された連合員は、第一〇号から第一二号までに定めるところにより欠員が生じたものとされる場合を除くほか、新たな理事会が選出される日までその任務を行う。これらの連合員は、再選されることができ、

九 2 (1) 全権委員会議から全権委員会議までの間において理事会に欠員が生じた場合には、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかったもののうち最大の投票数を得たものが、権利として理事会の構成員となる。

九 (2) 何らかの理由により第八号に定める手続に従って理事会の欠員を満たすことができない場合には、理事会の議長は、関係地域の他の連合員に対し、一箇月の期間内に立候補するよう要請する。この期間が経過した後、理事会の議長は、連合員に対し、理事会の新たな構成員を選出するよう要請する。その選出は、通信による秘密投票によって行うものとし、第八号に規定する投票数を得ることを必要とする。その新たな構成員は、次回の権限のある全権委員会議が新たな理事会の選挙を行うまでその地位にとどまる。

一〇 3 次のいずれの場合には、理事会に欠員が生じたものとみなす。

一一 (a) 理事会の構成員が理事会の連続する二の通常会期に代表者を出席せなかつた場合

一二 (b) 連合員が理事会の構成員としての地位を放棄した場合

役員

一三 1 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。事務総局長、事務総局次長及び各局長は、通常、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができ、

一四 2 事務総局長の職が空席となつた場合には、事務総局次長がその後任者となり、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。このようにして事務総局次長が事務総

局長の後任者となる場合には、事務総局次長の職は、同時に空席となるものとみなし、第一五号の規定が適用される。

一五 3 事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開会予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。

一六 4 事務総局長及び事務総局次長の職が同時に空席となつた場合には、各局長のうちその職にある期間の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。理事会は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開会予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、事務総局次長をも任命する。このようにして理事会が任命した者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまる。

一七 5 不測の事情により局長の職が空席となつた場合には、事務総局長は、その空席が生じた日の後の最初の通常会期において理事会が新たな局長を任命するまでの間、空席となつた局長の職務の遂行を確保するために必要な措置をとる。このようにして任命された局長は、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。

一八 6 理事会は、憲章第二十七条の関連規定に従うことを条件として、この条の関連規定に定める状態において事務総局長又は事務総局次長の職が空席となつた場合には、この空席が通常会期の九十日以内に生じたときは通常会期において、この条の関連規定に定める期間内に議長が理事会を招集したときはその会期において、これを補充する。

一九 7 第一四号から第一八号までに定めるところにより任命された役員の任期は、その役員がその職に選出され又は再選されるための選挙における被選挙資格に影響を及ぼすものではない。

二〇 無線通信規則委員会の委員

二一 1 無線通信規則委員会の委員は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。委員は、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができ、

二二 2 全権委員会議から全権委員会議までの間において、無線通信規則委員会の委員が辞職し又はその職務を行うことができなくなつた場合には、事務総局長は、無線通信局長と協議の上、関係地域に属する連合員に理事会の次回の会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、理事会の会期の前に又は理事会の会期から次回の全権委員会議までの間において九十日を超えて空席が生ずる場合には、関係連合員は、できる限り速やかに、かつ、九十日以内に、自国民である他の者を後任者として指名するものとし、この後任者は、場合に応じ、理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。後任者は、場合に応じ、理事会又は全権委員会議による選挙に対する候補者として指名されることができ、

二三 3 無線通信規則委員会の委員は、同委員会の会合に連続して数回欠席した場合に、その職務を行うことができなくなつたものとみなす。事務総局長は、同委員会の議長及び委員並びに関係連合員と協議の上、同委員会に空席が生じている旨を宣言し、第二一号に定める措置をとる。

第三条 その他の会議

- 二二三 1 全権委員會議から全権委員會議までの間に、憲章の関連規定に従い、通常、次に掲げる連合の世界會議を招集する。
- 二二四 (a) 一回の世界無線通信會議
- 二二五 (b) 一回の世界電気通信標準化會議
- 二二六 (c) 一回の世界電気通信開發會議
- 二二七 (d) 二回の無線通信總会(場所及び期日について世界無線通信會議と連携する。)
- 二二八 2 全権委員會議から全権委員會議までの間に、例外として次の措置をとることができ
- 二二九 二回目の世界無線通信會議及びその會議と連携する無線通信總会の招集を取りやめること又は、いずれか一方が招集される場合であっても、他方の招集を取りやめること。
- 三〇 追加の電気通信標準化會議を招集すること。
- 三一 3 第二十九号及び第三〇号に規定する措置は、次のいずれかの場合にとるものとする。
- 三二 (a) 全権委員會議が決定する場合
- 三三 (b) 先立って開催された關係部門の世界會議が勧告し、かつ、理事會が承認する場合
- 三四 (c) 連合員の少なくとも四分の一が事務總局長に対して個別に請求する場合
- 三五 (d) 理事會が提案する場合
- 三六 4 地域無線通信會議は、次のいずれかの場合に招集する。
- 三七 (a) 全権委員會議が決定する場合
- 三八 (b) 先立って開催された世界無線通信會議又は地域無線通信會議が勧告し、かつ、理事會が承認する場合
- 三九 (c) 關係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が事務總局長に対して個別に請求する場合
- 四〇 (d) 理事會が提案する場合
- 四一 5 (1) 世界會議、地域會議又は無線通信總会の正確な場所及び期日は、全権委員會議が定めることができる。
- 四二 (2) 第四一号に定める決定が行われない場合には、世界會議又は無線通信總会については連合員の過半数、地域會議については關係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、理事會がこれらの會議の正確な場所及び期日を定める。いずれの會議についても、第四七号の規定を適用する。
- 四三 6 (1) 會議又は總会の正確な場所及び期日は、次のいずれかの場合には、変更することができる。
- 四四 (a) 世界會議又は總会については連合員の少なくとも四分の一が、地域會議については關係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務總局長に対して個別に行うものとし、事務總局長は、承認を得るため、これを理事會に提出する。

第四五 (b) 理事會が提案する場合

- 四六 (2) 第四四号及び第四五号に規定する場合には、提案された変更は、第四七号に定めるところに従い、世界會議又は總会については連合員の過半数、地域會議については關係地域に属する連合員の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。
- 四七 7 第四二号、第四六号、第一一八号、第二二三号、第一三八号、第三〇二号、第三〇四号、第三〇五号、第三〇七号及び第三一二号の規定に係る協議において、理事會が定める期間内に回答しない連合員は、当該協議に参加しないものとみなし、したがって、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた連合員の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかに問わず最終的なものとする。
- 四八 8 (1) 世界國際電気通信會議は、全権委員會議の決定により招集する。
- 四九 (2) 世界無線通信會議の招集、同會議の議事日程の採択及び同會議への参加の条件に関する規定は、適当な場合には、世界國際電気通信會議について準用する。
- 第五〇 第二節 理事會
- 五一 1 理事會は、全権委員會議が選出した四十三の連合員で構成する。
- 五二 (1) 理事會は、連合の所在地において、毎年一回通常會期として会合する。
- 五三 (2) 理事會は、通常會期中、例外として追加の會期を開催することを決定することができる。
- 五四 (3) 通常會期から通常會期までの間において、理事會の構成員の過半数の請求があったときは第一八号に定めるところにより議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、理事會を招集することができる。
- 五五 3 理事會は、會期においてのみ決定を行う。會期中の理事會は、例外として、特別の問題を通信によつて解決することを決定することができる。
- 五六 4 理事會は、各通常會期の初めに、地域間の交替の原則を考慮して、理事會の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次回の通常會期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることができない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。
- 五七 5 理事會の構成員により理事會に参加するために任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わつて直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならない。
- 五八 6 理事會の各構成員の代表者が理事會の會期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。
- 五九 7 理事會の各構成員の代表者は、連合の各部門のすべての會合にオブザーバーとして出席する権利を有する。
- 六〇 8 事務總局長は、理事會の事務局長としての職務を行う。

- 六〇 9 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、権利として理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もっとも、理事会は、その構成員の代表者のみに限定した会合を行うことができる。
- 六一 10 理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し事務総局長が全権委員会議の一般的指示に従って作成した報告を毎年審査し、この報告に関して適当と認める措置をとる。
- 六二 11 理事会は、全権委員会議から全権委員会議までの間において、連合の総合的な運営及び管理を監督するものとし、特に次のことを行う。
- 六三 (1) 俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮して、連合の職員規則及び財政規則並びに必要と認めるその他の規則を承認し及び改正すること。
- 六四 (2) 必要な場合には、次のことを行うこと。
- 六五 (a) 専門職以上の職（選挙によって任命される職を除く。）の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。
- 六六 (b) 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整すること。
- 六七 (c) 専門職以上の職（選挙によって任命される職を含む。）の勤務地手当を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依りて調整すること。
- 六八 (d) 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に依りて調整すること。
- 六九 (3) 連合の職員の衡平な地理的配分を確保するために必要な決定を行い、及び当該決定の実施について監督すること。
- 七〇 (4) 事務総局及び連合の各部門の局の組織に関する主要な改革であって、憲章及びこの条約に適合するものについての提案が調整委員会による検討の後に事務総局長により付託された場合には、その提案について決定を行うこと。
- 七一 (5) 全権委員会議の一般的指示及び憲章第二十七条の関連規定を考慮して、連合の職員及び人的資源開発計画についての数年間にわたる総合計画を検討し及び決定し、並びに連合の職員編成（定員及び構成を含む。）に関する指針を与えること。
- 七二 (6) 必要な場合には、連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を同基金の規則及び細則に依りて調整し、並びに同基金における例に倣って、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価購買手当を調整すること。
- 七三 (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める経費の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、第八六号に規定する事

- 七四 務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。
- 七五 (8) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合には、次回の全権委員会議に提出するため、この会計計算書を承認すること。
- 七六 (9) 連合の会議の招集に必要な措置をとること並びに世界会議については連合員の過半数、地域会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、これらの会議を準備し及び組織するために事務総局長及び連合の各部門が行う技術的な援助その他の援助に関し、事務総局長及び連合の各部門に適当な指示を与えること。
- 七七 第二八号の規定に係る必要な決定を行うこと。
- 七八 (10) 会議が採択した決定であって会計上の影響を伴うものの実施について決定を行うこと。
- 七九 (11) 憲章、この条約及び業務規則に定める範囲内で、連合の良好な運営に必要と認めるその他のすべての措置をとること。
- 八〇 (12) 憲章、この条約、業務規則及びこれらの附属書に規定されておらず、かつ、次の回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。
- 八一 (13) 憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、理事会は、連合を代表して、同条に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八条の関連規定により次回の全権委員会議に提出しなければならない。
- 八二 (14) 会期の後できる限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を連合員に交付すること。
- 八三 (15) 前回の全権委員会議の後の連合の活動に関する報告及び適当と認める勧告を全権委員会議に提出すること。
- 八四 第三節 第五條 事務総局
- 八五 1 事務総局長は、次のことを行う。
- 八六 (a) 連合の資源を総合的に管理すること。事務総局長は、必要な場合には調整委員会と協議した上で、この資源の一部の管理を事務総局次長及び各局長に委任することができ。
- (b) 連合の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、調整委員会の意見を考慮して、事務総局及び連合の各部門の活動を調整すること。
- (c) 調整委員会と協議を行い、その意見を考慮した後、電気通信を取り巻く環境の変化を示す年次報告であって、第六一号に規定する連合の将来の政策及び戦略に関する勧告並びにその会計上の影響に対する評価を含むものを作成し、理事会に提出すること。

- 八七 (d) 全権委員會議が与える指示及び理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織し、及び事務総局の職員を任命すること。
- 八八 (e) 連合の各部門の局に關する事務的措置をとり、並びに關係局長による選考及び推薦に基づいて各局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。
- 八九 (f) 國際連合及び專門機關の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の條件に影響を及ぼすものを理事会に報告すること。
- 九〇 (g) 理事会が採択する規則の適用を確保すること。
- 九一 (h) 連合に対して法律上の助言を与えること。
- 九二 (i) 事務的な管理の必要上、連合の職員之最も有効な活用を確保し及び共通制度の勤務條件をこれらの職員に適用するため、これらの職員の監督を行うこと。各局長を直接補佐するために任命される職員は、理事会の一般的な事務上の指示に従いつつ、事務総局長の事務上の権限の下に置かれるものとし、關係局長の直接の指揮の下に執務する。
- 九三 (j) 連合の全般的な利益のため、關係局長と協議の上、連合の本部における事務量の變動に応じて、職員を任命された職務とは別の職務に臨時に配置すること。
- 九四 (k) 關係局長と合意の上、各部門の會議及び会合のため、必要な事務上及び會計上の措置をとること。
- 九五 (l) 各部門の責務を考慮して、連合の會議の前後において事務局としての適当な事務を行うこと。
- 九六 (m) 地域的な協議の結果を考慮して、第三四二号に定める代表団の長の第一回會合のために勧告を作成すること。
- 九七 (n) 必要な場合には招請政府と協力して、連合の會議の事務局を設置し、及び、必要に応じて關係局長と協力して、必要と認める範圍で第九三号の規定に従つて連合の職員を臨時に配置することにより、連合の會合の開催に必要な役務を提供すること。事務局局長は、請求があるときは、契約によつて、電氣通信に關するその他の會合の事務局を設置することができ。
- 九八 (o) 業務書類、公報その他の文書及び記録（事務総局及び各部門が作成したもの、連合に送附されたもの又は會議若しくは理事会が公表を請求するもの）を、適当な時期に公表し及び配布するため、必要な措置をとること。會議が公表を請求する業務書類その他の文書に關しては、理事会が、關係會議と協議の上、公表する文書の一覽表を常時整備しておく。
- 九九 (p) 収集された情報又は利用することができる情報（他の國際機關から収集することができるものを含む）により、電氣通信に關する一般の情報及び資料の雜誌を定期的に刊行すること。
- 一〇〇 (q) 調整委員會と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行った後、全権委員會議が定める限度額の範圍内で、連合の経費を支弁するための二年予算の案を作成し、理事会に提出すること。その予算案は、三部門のそれぞれの経費に基づく予算（事務総局長が与える予算上の指示に従つて作成されるもの）を一括する総合的なものとし、二の様式から成る。一の様式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の様式は、全権委員會議が定めた限度内の増額を伴う予算額（予備勘定のための繰入れを行った後のもの）を示す。予算に關する決議は、理事会の承認を得た後、すべての連合員に情報として送付する。
- 一〇一 (r) 調整委員會の援助の下に、財政規則に従ひ年次會計報告を作成し、理事会にこれを提出すること。審査及び最終的承認を受けるため、總括的な會計報告及び會計計算書を作成し、次回の全権委員會議に提出すること。
- 一〇二 (s) 調整委員會の援助の下に、連合の活動に關する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合員に送付すること。
- 一〇三 (t) その他連合のすべての事務局の職務を行うこと。
- 一〇四 (u) その他理事会が委任する職務を行うこと。
- 一〇五 2 事務総局長又は事務総局次長は、連合の會議に顧問の資格で出席することができる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての會合に顧問の資格で参加することができる。
- 第四節
- 第六條 調整委員會
- 一〇六 1 (1) 調整委員會は、憲章第二十六條及びこの條約の關連規定に定めるすべての事項について、事務総局長を補佐し、及び事務総局長に助言を与える。
- 一〇七 (2) 調整委員會は、連合が憲章の第四十九條及び第五十條に規定するすべての國際機關の會議に代表者を出席させることについて、これらの國際機關との調整を確保する。
- 一〇八 (3) 調整委員會は、連合の活動の結果を審査し、及び第八六條に規定する報告（理事会に提出するもの）の作成について事務総局長を補佐する。
- 一〇九 2 調整委員會は、全会一致の合意により結論に達するように努めなければならない。同委員會の議長は、同委員會の過半数の支持を得られない場合において、審議中の問題の解決が緊急を要し、理事会の次回の會期まで待つことができないと認めるときは、例外的に自らの責任で決定を行うことができる。この場合において、議長は、この問題について、当該決定を行った理由及び同委員會の他の構成員が書面により表明した意見を付して、理事会の構成員に書面で速やかに報告する。過半数の支持を得られなかった審議中の問題が緊急を要しないが重要である場合には、これを理事会の次回の會期で検討するために提出しなければならない。
- 一一〇 3 議長は、少なくとも毎月一回調整委員會を招集する。同委員會は、また、必要な場合には、二の構成員の請求により、會合することができる。
- 一一一 4 調整委員會の業務に關して作成される報告は、請求に基づいて理事会の構成員に提供される。
- 第五節 無線通信部門
- 第七條 世界無線通信會議
- 一二一 1 世界無線通信會議は、憲章第九〇號の規定により、特定の無線通信の問題を検討するために招集する。世界無線通信會議は、この條の關連規定に従つて採択された議事日程に掲げる事項を取り扱う。

- 一一三 2 (1) 世界無線通信会議の議事日程には、次のものを含めることができる。
- 一一四 (a) 憲章第四条に規定する無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正
- 一一五 (b) その他世界的性質を有する問題で世界無線通信会議の権限内のもの
- 一一六 (c) 無線通信規則委員会及び無線通信局の活動についてこれらに与える指示及びこれらの活動の審査に関する事項
- 一一七 (d) 無線通信総会が研究しなければならない問題及び同総会が将来の無線通信会議との関係において検討しなければならない問題の採択
- 一一八 (2) 世界無線通信会議の議事日程の主要は、会議の四年前に定めるべきであり、また、その最終的な議事日程は、理事会が、第四七号に定めるところに従い、可能な場合には会議の二年前に、連合員の過半数の同意を得て定める。
- 一一九 (3) 世界無線通信会議の議事日程には、全権委員会が議事日程に掲げることを選定した問題を含める。
- 一二〇 3 (1) 世界無線通信会議の議事日程は、次のいずれかの場合には、変更することができる。
- 一二一 (a) 連合員の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを理事会に提出する。
- 一二二 (b) 理事会が提案する場合
- 一二三 (2) 世界無線通信会議の議事日程の変更の提案は、第四七号に定めるところに従い連合員の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。
- 一二四 4 世界無線通信会議は、また、次のことを行う。
- 一二五 (1) 前回の世界無線通信会議の後の無線通信部門の活動に関する無線通信局長の報告を審査し及び承認すること。
- 一二六 (2) 将来の世界無線通信会議の議事日程に掲げるべき事項について理事会に勧告を行い、少なくとも四年に一回招集される同会議の議事日程について意見を表明し、及び同会議の会計上の影響を評価すること。
- 一二七 (3) 場合に依り、自己の決定に事務総局長及び連合の各部門に対する指示又は要請を含めること。
- 一二八 5 無線通信総会又は関係する研究委員会の議長及び副議長は、連携する世界無線通信会議に参加することができる。
- 一二九 第八條 無線通信総会
- 一三〇 1 無線通信総会は、自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員会その他の会議、理事会若しくは無線通信規則委員会が付託した問題について、勧告を検討し、必要な場合には、勧告を作成する。
- 一三一 2 無線通信総会は、第一二九号の規定に関し、次のことを行う。
- 一三二 (1) 無線通信研究委員会が第一五七号の規定に従って作成した報告を審査し、及びこの報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決すること。
- 一三三 (2) 連合の負担を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中的の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度

- 一三三 並びにそれらの問題の研究を実施することによる会計上の影響を評価し、並びにその研究を完了するための期間を定めること。
- 一三四 (3) 第一三二号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。
- 一三五 (4) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。
- 一三六 (5) 世界無線通信会議の要請に応じ、自己の権限内の事項について助言を与えること。
- 一三七 (6) 将来の無線通信会議の議事日程に掲げられる可能性のある事項に関する業務の進捗状況につき、連携する世界無線通信会議に報告すること。
- 一三八 3 無線通信総会においては、同総会が開催される国の政府が指名した者又は、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された者が議長となる。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。
- 一三九 第九條 地域無線通信会議
- 一四〇 地域無線通信会議の議事日程には、地域的性質を有する特定の無線通信の問題（無線通信規則委員会及び無線通信局による関係地域に関する活動について同委員会及び同局に与える指示を含む。ただし、この指示は、他の地域の利益に反するものであってはならない。）のみを掲げることができる。同会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができる。第一一八号から第一二三号までの規定は、関係地域の連合員の間にあって、地域無線通信会議について準用する。
- 一四一 第十條 無線通信規則委員会
- 一四二 1 無線通信規則委員会は、全権委員会が選出した九人の委員で構成する。
- 一四三 2 無線通信規則委員会は、憲章第十四条に定める任務を行うほか、一又は二以上の関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成する。
- 一四四 3 無線通信規則委員会の委員は、顧問の資格で無線通信会議及び無線通信総会に参加する義務を負う。同委員会の議長及び副議長又はこれらの代理として指名された者は、顧問の資格で全権委員会に参加する義務を負う。これらの義務を負う委員は、いずれの場合にも、自国の代表団の一員としてこれらの会議に参加してはならない。
- 一四五 4 無線通信規則委員会の委員が連合の業務のための職務を行うに際して要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。
- 一四六 5 無線通信規則委員会の運営方法は、次のとおりとする。
- 一四七 (1) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は毎年、副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選出される。議長及び副議長が不在のときは、委員は、臨時に、副議長を互選する。
- 一四八 (2) 無線通信規則委員会は、通常一年に四回を限度として、原則として連合の所在地において会合する。その会合には、委員の少なくとも三分の二が出席していなければならない。同委員会は、最新の通信手段により、その任務を行うことができる。

- 一四六 (3) 無線通信規則委員会は、全会一致で決定を行うよう努めなければならない。全会一致が得られない場合には、決定は、委員の少なくとも三分の二が投票によって賛成の意思を表明した場合に限り、有効と認められる。各委員は、一の票を有する。代理による投票は、認められない。
- 一四七 (4) 無線通信規則委員会は、必要と認める内部規定を採択することができる。この内部規定は、憲章、この条約及び無線通信規則に適合するものとし、手続規則の一部として公表する。

第十一条 無線通信研究委員会

- 一四八 1 無線通信総会は、無線通信研究委員会を設置する。
- 一四九 2 (1) 無線通信研究委員会は、第七條の規定に基づいて付託された問題を研究し、及び勧告案を作成する。これらの勧告案は、承認を得るために、無線通信総会が採択した手続に従って、同総会に提出し又は、同総会から同総会までの間においては、通信により主管庁に提出する。いずれの方法に従って承認された勧告も、同等の地位を有する。
- 一五〇 (2) 第一四九号に規定する問題の研究は、第一五八号の規定に従うことを条件として、主として、次に掲げるものを対象とする。
- 一五一 (a) 地上無線通信及び宇宙無線通信における無線周波数スペクトルの使用（並びに対地静止衛星軌道の使用）
- 一五二 (b) 無線システムの特性及び運用上の性能
- 一五三 (c) 無線通信の局の運用
- 一五四 (d) 避難及び安全に関する事項における無線通信の側面
- 一五五 (3) これらの研究は、原則として経済的な問題を扱わないものとするが、複数の技術的な解決方法の比較を前提とする場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。
- 一五六 3 無線通信研究委員会は、また、技術上、運用上及び手続上の問題に関する準備研究を行い、この準備研究は、世界無線通信会議及び地域無線通信会議による検討に付される。これらの研究委員会は、更に、無線通信総会が当該準備研究に関して採択した作業計画又は理事会の指示に従い、当該準備研究に関する報告を作成する。
- 一五七 4 各研究委員会は、無線通信総会のために、業務の進捗状況、第一四九号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同総会が検討しなければならぬ新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。
- 一五八 5 無線通信部門及び電氣通信標準化部門は、憲章第七九号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一五一号から第一五四号まで及び電氣通信標準化部門に関する第一九三号に定める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会に提出することができる。
- 一五九 6 無線通信研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国

際的な規模の電氣通信の創設、拡充及び改善の直接関連する問題の研究及び勧告の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電氣通信に関して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、無線通信に關係がある国内機関及び地域の機関その他の國際機關の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。

一六〇 7 無線通信部門の活動の検討を容易にするため、無線通信に關係がある他の機関並びに電氣通信標準化部門及び電氣通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべきである。これらの措置については、無線通信総会が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

第十二条 無線通信局

- 一六一 1 無線通信局長は、無線通信部門の業務を組織し及び調整する。無線通信局の任務は、無線通信規則に規定する任務によって補足される。
- 一六二 2 無線通信局長は、特に次のことを行う。
- 一六三 (1) 無線通信会議に關し、次のことを行うこと。
- 一六四 (a) 無線通信研究委員会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を連合員に通報し、連合員の意見を取りまとめ、並びに総合的な報告を無線通信會議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。
- 一六五 (b) 無線通信総会及び無線通信研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信會議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に關して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。
- 一六六 (c) 無線通信會議の準備に關して、開発途上国に対して援助を与えること。
- 一六七 (2) 無線通信規則委員會議に關し、次のことを行うこと。
- 一六八 (a) 手続規則案を作成し、承認を得るために無線通信規則委員会にこれを提出すること。この手続規則案には、特に、無線通信規則の適用に必要な計算の方法及びデータを含める。
- 一六九 (b) すべての連合員に無線通信規則委員會議の手続規則を通知し、同規則に關して主管庁が提出した意見を取りまとめること。
- 一七〇 (c) 無線通信規則の関連規定及び地域的な合意を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。
- 一七一 (d) 無線通信規則委員會議が承認した手続規則を適用し、同規則に基づく結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によつて解決することができないものを同委員會議に付託すること。
- 一七二 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに國際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際の使用状況を反映していない記載

- 一七三 関係主管庁の同意を得て、場合に依り、修正し又は削除するため、当該原簿への記載を検査すること。
- 一七四 (f) 有害な通信の事案を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告(関係主管庁に対する勧告案を含む)を作成すること。
- 一七五 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。
- 一七六 (h) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。
- 一七七 (i) 更に、次のことを行うこと。
- 一七八 (a) 有害な通信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するために研究を行うこと。
- 一七九 (b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用語により公表するために有用なすべての措置をとること。
- 一八〇 (c) 必要な記録を常時整備しておくこと。
- 一八一 (d) 世界無線通信会議に提出する報告において、前回の同会議の後の無線通信部門の活動を報告すること。世界無線通信会議が予定されない場合には、前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会及び連合員に提出すること。
- 一八二 (e) 無線通信部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含まれるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。
- 一八三 無線通信局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、無線通信局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上で行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。
- 一八四 無線通信局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に対し必要な技術上の支援を行う。
- 第六節 電気通信標準化部門
- 第十三条 世界電気通信標準化会議
- 一八五 1 世界電気通信標準化会議は、憲章第一〇四号の規定により、電気通信の標準化に関する特定の課題を検討するために招集する。
- 一八六 2 世界電気通信標準化会議が研究し及び勧告を作成する問題は、同会議が自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員会議その他の会議若しくは理事会が付託した問題とする。

- 一八六 3 世界電気通信標準化会議は、憲章第一〇四号の規定に基づき、次のことを行う。
- 一八七 (a) 電気通信標準化研究委員会が第一九四号の規定に従って作成した報告を審査し、及びこの報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決すること。
- 一八八 (b) 連合の資源に対する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度を決定し、並びにそれらの問題の研究を実施することによる会計上の影響及びその研究を完了するために必要な日程を評価すること。
- 一八九 (c) 第一八八号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。
- 一九〇 (d) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。
- 一九一 (e) 前回の世界電気通信標準化会議の後の電気通信標準化部門の活動に関する電気通信標準化局長の報告を審査し及び承認すること。
- 第十四条 電気通信標準化研究委員会
- 一九二 1 (1) 電気通信標準化研究委員会は、前条の規定に基づいて付託された事項について、問題を研究し、及び勧告案を作成する。これらの勧告案は、承認を得るために、世界電気通信標準化会議が採択した手続に従って、同会議に提出し又は、同会議から同会議までの間においては、通信により主管庁に提出する。いずれの方法に従って承認された勧告も、同等の地位を有する。
- 一九三 (2) 電気通信標準化研究委員会は、電気通信を世界的に標準化するため、第一九五号の規定に従うことを条件として、技術、運用及び料金の問題を研究し、並びにこれらの問題についての勧告案(公衆電気通信網における無線システムの相互接続及びこの相互接続に必要な性能に関するものを含む)を作成する。無線通信に特に関係する技術又は運用の問題で第一五一号から第一五四号までに掲げるものについては、無線通信部門が扱う。
- 一九四 (3) 各研究委員会は、世界電気通信標準化会議のために、業務の進捗状況、第一九二号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同会議が検討しなければならない新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。
- 一九五 2 電気通信標準化部門及び無線通信部門は、憲章第一〇五号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一九三号及び無線通信部門に関する第一五一号から第一五四号までに定める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会に提出することができる。
- 一九六 3 電気通信標準化研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的な規模の電気通信の創設、拡充及び整備に直接関連する問題の研究及び勧告

の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電気通信の世界的な標準化に關して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、国内標準化機関及び地域標準化機関その他の國際標準化機関の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。

4 電気通信標準化部門の活動の検討を容易にするため、標準化に關係がある他の機関並びに無線通信部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適當な措置がとられるべきである。これらの措置については、世界電気通信標準化会議が具体的な實務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

第十五条 電気通信標準化局

1 電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の業務を組織し及び調整する。

2 電気通信標準化局長は、特に次のことを行う。

(a) 電気通信標準化研究委員会の議長と協議の上、世界電気通信標準化会議が承認した作業計画を毎年最新のものとすること。

(b) 世界電気通信標準化会議及び電気通信標準化研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の會議及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に關して理事會が与えた指示に妥当な考慮を払う。

(c) 國際電気通信規則の關連規定又は世界電気通信標準化會議の決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報処理し、必要な場合には、それらの情報を適當な形式によつて公表するための準備を行うこと。

(d) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信標準化部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じて事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用語により公表するために必要な措置をとること。

(e) 世界電気通信標準化會議に提出する報告において、前回の同會議の後の電気通信標準化部門の活動を報告し、並びに二回目の同會議が招集される場合を除くほか、前回の同會議の後の二年の期間における同部門の活動に關する報告を理事會及び連合員に提出すること。

(f) 電気通信標準化部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員會によつて審査され及び連合の予算に含まれるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。

3 電気通信標準化局長は、理事會が承認した予算の範囲内で、電気通信標準化局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終的決定は、事務総局長が行う。

4 電気通信標準化局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に対し必要な技術上の支援を行う。

第七節 電気通信開発部門

第十六条 電気通信開発會議

208 1 電気通信開發會議の任務は、憲章第一一八号の規定に基づき、次のとおりとする。

209 (a) 世界電気通信開發會議は、電気通信の開發に關する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開發部門に対して当該作業計画に關する指針を与える。同會議は、必要に応じて、電気通信開發研究委員會を設置することができ。

210 (b) 地域電気通信開發會議は、關係地域の電気通信に係る固有のニーズ及び特性に關し、電気通信開發局に助言を与えることができる。同會議は、また、世界電気通信開發會議に勧告を提出することができる。

211 (c) 電気通信開發會議は、開發途上国の電気通信網及び電気通信業務の拡大及び近代化並びにこれらのために必要な資源の移動に対して特別な考慮を払いつつ、世界的な電気通信及び地域的な電気通信の均衡のとれた発展のための目標及び戰略を定めるべきである。同會議は、政策上、組織上、運用上、規制上、技術上及び財政上の問題並びにこれらに關係する問題(新たな財源の探求及びその財源からの資金調達を含む。)の検討を行う場とする。

212 (d) 世界電気通信開發會議及び地域電気通信開發會議は、それぞれの権限の範囲内において、提出された報告を検討し、及び電気通信開發部門の活動を評価する。これらの會議は、また、連合のその他の部門の活動に關係する電気通信の開發に係る事項を検討することができる。

213 2 電気通信開發會議の議事日程案は、電気通信開發局長が作成する。当該議事日程案は、事務総局長が理事會に提出するものとし、第四七号に定めるところに従い、世界電気通信開發會議については連合員の過半数、地域電気通信開發會議については關係地域に屬する連合員の過半数の同意を得て承認される。

214 第十七条 電気通信開發研究委員會

215 1 電気通信開發研究委員會は、開發途上国が関心を有する電気通信の特定の問題(第二一四号に規定する問題を含む。)を研究する。これらの研究委員會については、利用することができ資源を考慮して、その数及び設置期間を限定する。これらの研究委員會は、特定の任務を有し、開發途上国にとって優先度の高い問題を取り扱い、及びその任務の遂行に専念する。

216 2 憲章第一一九号の規定を考慮して、無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開發部門は、業務の配分について合意し、努力を調和させ及び調整を改善するため、研究を行う問題を常に再検討する。これらの三部門は、適當な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。

第十八条 電気通信開發局及び電気通信開發諮詢委員會

217 1 電気通信開發局長は、電気通信開發部門の業務を組織し及び調整する。

218 2 電気通信開發局長は、特に次のことを行う。

- 二二八 (a) 電気通信開発会議及び電気通信開発研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局長及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。
- 二二九 (b) 全権委員会議及び電気通信開発会議の関連決議及び関連決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。
- 二二〇 (c) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じて事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用語により公表するために必要な措置をとること。
- 二二二 (d) 事務総局長及び連合の他の部門と協力して、開発途上国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとって特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を収集し及び公表のために準備し、また、国際連合の主権する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。
- 二二三 (e) 世界電気通信開発会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信開発部門の活動を報告し、並びに前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会及び連合員に提出すること。
- 二二三 (f) 電気通信開発部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。
- 二二四 3 電気通信開発局長は、他の役員と協力して職務を行い、及び電気通信の開発を促進するための触媒としての連合の役割を強化することに従事する。同局長は、関係局長と協力して、関係部門の活動についての情報に関する会合を招集するために必要な措置をとる。
- 二二五 4 電気通信開発局長は、関係連合員の請求に基づき、他の局長及び必要な場合には事務総局長の協力を得て、当該関係連合員の国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与える。その研究が複数の技術的な解決方法の比較を含む場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。
- 二二六 5 電気通信開発局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信開発局の技術職員及び事務職員を選考する。これらの職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終的決定は、事務総局長が行う。
- 二二七 6 電気通信開発局長は、事務総局長と協議の上、電気通信開発諮問委員会を設置し、及びその委員を任命する。同諮問委員会は、電気通信の開発について関心及び能力を有する者が広範かつ公平に含まれるように構成する。同諮問委員会は、その委員の中から議長を選出する。同議長は、同諮問委員会の会合に参加するものとし、同諮問委員会は、

- 電気通信の開発に関する連合の活動において策定される優先順位及び戦略について、同局長に助言を与える。同諮問委員会は、特に、電気通信の開発に関係がある他の機関との協力及び調整を促進するための措置を勧告する。
- 第八節 三部門に共通の規定
- 第十九条 主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加
- 二二八 1 事務総局長及び各局長は、次に掲げる団体及び機関が連合の活動に一層広範に参加するよう奨励する。
- 二二九 (a) 認められた事業体、学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関であって関係連合員が承認したもの
- 二三〇 (b) その他電気通信の問題に関係を有する団体であって関係連合員が承認したもの
- 二三一 (c) 電気通信機関、標準化機関、金融機関又は開発機関であって地域的なものその他の国際的なもの
- 二三二 2 各局長は、連合の一又は二以上の部門の業務に参加することを承認された団体及び機関と緊密に協力して職務を行う。
- 二三三 3 第二九号に掲げる団体及び機関が憲章及びこの条約の関連規定に基づいていずれかの部門の業務に参加することを請求し、関係連合員がその請求を承認した場合には、当該請求は、当該関係連合員により事務総局長に於て送付されるものとする。
- 二三四 4 第二三〇号に掲げる団体の請求が関係連合員によって提出された場合には、当該請求は、理事会の定めた手続に従って取り扱う。理事会は、当該請求が当該手続に適合するかしないかを審査する。
- 二三五 5 第二三一号に掲げる団体又は機関（第二六〇号及び第二六一号に掲げるものを除く。）がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長に於て送付するものとし、理事会の定めた手続に従って取り扱う。
- 二三六 6 第二六〇号から第二六二号までに掲げる機関がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長に於て送付するものとし、当該機関は、第二三七号の一覧表に記載される。
- 二三七 7 事務総局長は、第二二九号から第二三一号まで及び第二六〇号から第二六二号までに掲げるすべての団体及び機関であって各部門の業務に参加することを承認されたものの一覧表を各部門について作成し及び常時整備しておく。事務総局長は、これらの一覧表を適当な間隔を置いて公表し並びにすべての連合員及び関係局長に通知する。当該関係局長は、関係団体及び関係機関に対し、それらが行った請求に関してとられた措置について通報する。
- 二三八 8 第二三七号の一覧表に掲げる団体及び機関は、連合の各部門の「構成員」とも称される。この構成員の各部門の業務への参加の条件は、この条、第三十三条その他の関連規定において定める。憲章第三条の規定は、この構成員については、適用しない。
- 二三九 9 認められた事業体は、これを認めた連合員が、当該連合員に代わって当該事業体が行動することを許可する旨を関係局長に通報した場合には、当該連合員に代わって行動することができる。

- 二四〇 10 いずれかの部門の業務に参加することを承認された団体又は機関は、事務総局長にあっては通告によつてその参加を終止する権利を有する。必要な場合には、関係連合員も、その参加を終止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。
- 二四一 11 事務総局長は、いずれかの部門の業務に参加することを認められなくなった団体又は機関を、理事会が定めた基準及び手続に従つて第二三七号の一覽表から削除する。
- 第二十条 研究委員会の業務の方法
- 二四二 1 無線通信總會、世界電氣通信標準化會議及び世界電氣通信開發會議は、各研究委員会について、一人の議長及び原則として一人の副議長を任命する。議長及び副議長を任命するに当たっては、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開發途上國の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払う。
- 二四三 2 研究委員会の業務量により必要とされる場合には、第二四二号の總會又は會議は、必要と認める副議長を任命する。ただし、副議長は、原則として、二名を超えてはならない。
- 二四四 3 研究委員会の議長が、関係部門の總會から總會まで又は會議から會議までの間において、その職務を行うことができなくなり、かつ、副議長が一人のみ任命されているときは、当該副議長がその地位に就く。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、次回の會合において、これらの副議長の中から新たな議長を、また、必要な場合には、研究委員会の構成員の中から新たな副議長を選出する。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、總會から總會まで又は會議から會議までの間において副議長の一人がその職務を行うことができなくなったときは、同様に、新たな副議長を選出する。
- 二四五 4 研究委員会に付託された業務は、できる限り、最新の通信手段を使用する通信により処理する。
- 二四六 5 各部門の局長は、権限のある會議又は總會の決定を考慮して、事務総局長と協議を行い、かつ、憲章及びこの条約で定める調整を行った後、研究委員会の會合に関する一般的な計画を作成する。
- 二四七 6 研究委員会は、會議から會議までの間において取りまとめた勧告案について、連合員からの承認を得るための措置をとることができる。そのような承認を得るために適用する手続は、権限のある總會又は會議が承認した手続とする。このようにして承認された勧告は、會議自体が承認したものと同等の地位を有する。
- 二四八 7 必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。
- 二四九 8 各部門の局長は、その部門の業務に参加した主管庁、機関及び団体に対し、研究委員会の最終報告(第二四七号の規定により承認された勧告の一覽表を含む。)を送付する。この最終報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、次回の關係會議の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。
- 第二十一条 會議が他の會議に対して提出する勧告
- 二五〇 1 會議は、連合の他の會議に対し、自己の権限の範圍内の勧告を提出することができる。
- 二五一 2 第二五〇号の勧告は、第三二〇号に定めるところにより集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもつて事務総局長に於て送付する。
- 第二十二條 各部門相互の關係及び各部門と國際機關との關係
- 二五二 1 各局長は、共通の利害關係を有する問題について研究し及び勧告案を作成するため、適当な協議を行い、かつ、憲章、この条約及び権限のある會議又は總會の決定に定める調整を行った後、二又は三の部門の研究委員会の合同の會合を組織することを決定することができる。当該勧告案は、關係部門の権限のある會議又は總會に提出する。
- 二五三 2 各部門の會議又は會合には、事務総局長、事務総局次長、他の部門の局長又はこれらの者の代理及び無線通信規則委員會の委員が、顧問の資格で出席することができる。これらの會議又は會合は、必要な場合には、事務総局長又はそれらの會議若しくは會合に代表者を出席させることを必要と認めなかった他の部門に対し、代表者を顧問の資格で出席させるよう招請することができる。
- 二五四 3 いずれかの部門が國際機關の會合に参加するよう招請されたときは、当該部門の局長は、第一〇七号の規定を考慮して、顧問の資格で代表者を出席させるための措置をとる権限を有する。
- 第二章 會議に関する一般規定
- 第二十三條 招請政府がある全權委員會會議への招請及び参加の承認
- 二五五 1 全權委員會會議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第一条の規定に従つて定める。
- 二五六 2 (1) 招請政府は、全權委員會會議の開會日の一年前に、各連合員の政府に招請状を發出する。
- 二五七 (2) 招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により發出することができる。
- 二五八 3 事務総局長は、次に掲げる機關に対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。
- 二五九 (a) 國際連合
- 二六〇 (b) 憲章第四十三條に規定する電氣通信に関する地域的機關
- 二六一 (c) 衛星システムを運用する政府間機關
- 二六二 (d) 國際連合の専門機關及び國際原子力機關
- 二六三 4 (1) 連合員の回答は、全權委員會會議の開會日の少なくとも一箇月前に招請政府に到着しなければならぬ。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示すものでなければならぬ。
- 二六四 (2) 招請政府に対する回答は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。
- 二六五 (3) 第二五九号から第二六二号までに掲げる機關の回答は、全權委員會會議の開會日の一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。
- 二六六 5 事務総局長及び連合の三部門の局長は、顧問の資格で全權委員會會議に代表者を出席させる。
- 二六七 6 次に掲げる者は、全權委員會會議に参加することを承認される。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

- 二六八 (a) 代表団
- 二六九 (b) 第二五九号から第二六二号までの規定により招請される機関のオブザーバー
- 二七〇 1 無線通信会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従って定める。
- 二七一 2 (1) 第二五六号から第二六五号までの規定は、無線通信会議について準用する。
- 二七二 (2) 連合員は、受領した無線通信会議への招請状について、認められた事業体に通知すべきである。
- 二七三 3 (1) 招請政府は、理事会と合意の上又は理事会の提案により、第二五九号から第二六二号までに掲げる機関以外の国際機関であつて、顧問の資格で無線通信会議に参加するオブザーバーを派遣することを希望する可能性があるものに通知を发出することができ。
- 二七四 (2) 第二七三号に規定する国際機関で関心を有するものは、招請政府に対し、通知の日付の日から二箇月の期間内に、参加の承認を請求する。
- 二七五 (3) 招請政府は、参加の承認の請求を集める。参加の承認の決定は、無線通信会議が自ら行う。
- 二七六 4 次に掲げる者は、無線通信会議に参加することを承認される。
- 二七七 (a) 代表団
- 二七八 (b) 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関のオブザーバー
- 二七九 (c) 第二七三号から第二七五号までの規定により参加することを承認される国際機関のオブザーバー
- 二八〇 (d) 認められた事業体であつて、第十九条の規定により無線通信研究委員会に参加することを承認され、かつ、関係連合員によって正当に許可されるものを代表するオブザーバー
- 二八一 (e) 連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。ただし、顧問の資格によるものとし、また、連合の役員については、その権限内の問題を会議が取り扱う場合に限る。
- 二八二 (f) 地域無線通信会議に投票権なしで参加する他の地域の連合員のオブザーバー
- 二八三 第二十五条 招請政府がある無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議への招請及び参加の承認
- 二八四 1 各総会又は各会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従って定める。
- 二八五 2 事務総局長は、総会又は会議の開会日の一年前に、関係局長と協議の上、次に掲げるものに招請状を发出する。
- 二八六 (a) 各連合員の主管庁
- 二八七 (b) 第十九条の規定により関係部門の業務に参加することを承認された団体及び機関
- 二八八 (c) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関
- 二八八 (d) 衛星システムを運用する政府間機関

- 二八九 (e) その他の地域的機関又は国際機関であつて総会又は会議に関係する問題を取り扱うもの
- 二九〇 3 事務総局長は、更に、次に掲げる機関に対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。
- 二九一 (a) 国際連合
- 二九二 (b) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関
- 二九三 4 回答は、総会又は会議の開会の少なくとも一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。この回答は、代表団又は代表者の構成に関するすべての事項をできる限り示すものでなければならない。
- 二九四 5 事務総局長及び連合の役員は、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。
- 二九五 6 次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。
- 二九六 (a) 代表団
- 二九七 (b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー
- 二九八 (c) 第二八六号に規定する団体及び機関の代表者
- 二九九 第二十六条 連合員の請求又は理事会の提案による世界会議又は無線通信総会の招集又は取りやめに関する手続
- 三〇〇 1 全権委員会から全権委員会までの間における二回目の世界電気通信標準化会議の招集並びに当該会議の正確な場所及び期日の決定又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信総会の取りやめのための手続は、次のとおりとする。
- 三〇一 2 (1) 二回目の世界電気通信標準化会議の招集を希望する連合員は、その旨を、当該会議の場所及び期日に関する提案と共に、事務総局長に通知する。
- 三〇二 (2) 事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。
- 三〇三 (3) 第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が第三〇一号の請求に係る提案の全体に賛成することを表明するとき、すなわち、提案された場所及び期日を同時に受諾するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によって直ちにすべての連合員に通知する。
- 三〇四 (4) 受諾された提案が連合の所在地以外において二回目の世界電気通信標準化会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、招請政府と合意の上、当該会議の招集に必要な措置をとる。
- 三〇五 (5) 提案の全体(場所及び期日)が第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数によって受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員に通知し、異論が生じた事項について、その通知の受領の日から起算して六週間以内に最終的に意思を表明するよう連合員に要請する。
- 三〇五 (6) 異論が生じた事項は、第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が承認したときは、採択されたものとみなす。

三〇六 3 (1) 二回目の世界無線通信會議又は二回目の無線通信總會の取りやめを希望する連合員は、その旨を事務総局長に通知する。事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電氣通信手段によって直ちにすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。

三〇七 (2) 第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が第三〇六号の請求に係る提案に賛成することを表明するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電氣通信手段によって直ちにすべての連合員に通知するものとし、二回目の世界無線通信會議又は二回目の無線通信總會は、取りやめるものとする。

三〇八 4 第三〇一号から第三〇七号までに定める手続(第三〇六号に定めるものを除く)は、理事會が二回目の世界電氣通信標準化會議の招集又は二回目の世界無線通信會議若しくは二回目の無線通信總會の取りやめを提案する場合について準用する。

三〇九 5 世界國際電氣通信會議の招集を希望する連合員は、その旨を全權委員會に提案する。同會議の議事日程並びに正確な場所及び期日は、第三二条の規定に従って定める。

三一一 第二十七條 連合員の請求又は理事會の提案による地域會議の招集に関する手続地域會議の場合には、第三〇〇号から第三〇五号までに定める手続を、關係地域の連合員の間に於いて準用する。會議の招集が当該地域の連合員の決議によって行われるときは、事務総局長が当該地域の連合員の四分の一から一致した請求を受けることで足りる。また、第三〇一号から第三〇五号までに定める手続は、理事會が地域會議の招集を提案する場合について準用する。

第二十八條 招請政府がない會議に関する規定

三一二 招請政府がない會議を開催しなければならないときは、第二十三條から第二十五條までの規定を準用する。事務総局長は、スイス連邦政府と合意の上、連合の所在地において會議を招集し及び組織するため、必要な措置をとる。

第二十九條 會議の場所又は期日の変更

三一二 1 會議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事會の提案によつて會議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従って決定される關係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。

三二三 2 會議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。

三三四 3 事務総局長は、必要な場合には、場所又は期日の変更から生ずることのある會計上の影響(例えば、当初定められた場所における會議の開催を準備するために要した経費がある場合における影響)を第三〇一号に規定する通知で通報する。

第三十條 會議に対する提案及び報告の提出の期限及び方法

三三五 1 この條の規定は、全權委員會、世界無線通信會議、地域無線通信會議及び世界國際電氣通信會議について適用する。

三三六 2 事務総局長は、招請状が發出された後直ちに、連合員に対し、會議の業務に関する提

案を會議の開会日の少なくとも四箇月前に事務総局長に送付するよう要請する。

三二七 3 その採用が憲章、この條約又は業務規則の改正をもたらす提案は、改正を必要とする部分を規定番号によって表示しなければならない。それぞれの場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならない。

三二八 4 事務総局長は、連合員から提案を受領した場合に、当該提案がいずれの連合員によつて行われたかを明らかにするため、連合員が当該連合員のために作成した記号を用いて注を付する。二以上の連合員が一の提案を提出した場合に、できる限り、各連合員の記号を用いて注を付する。

三二九 5 事務総局長は、提案を受領すること、これをすべての連合員に通知する。

三三〇 6 事務総局長は、連合員の提案を集めて整理し、及び提案を受領すること、かつ、いかなる場合にも會議の開会日の少なくとも二箇月前に、これを連合員に通知する。連合の役員及び職員並びにこの條約の関連規定により會議に出席することが出来るオブザーバー及び代表者は、提案を提出する権限を有しない。

三三一 7 事務総局長は、また、連合員、理事會及び連合の各部門から受領した報告並びに會議が作成した報告を集め、自己の報告と共に、會議の開会の少なくとも四箇月前に連合員に送付する。

三三二 8 事務総局長は、第三一六号に定める期限の後に受領した提案については、実行可能な限り速やかに、すべての連合員に通知する。

三三三 9 この條の規定は、憲章第五十五條及びこの條約第四十二條に定める改正の手続に関する規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第三十一條 會議のための委任状

三三四 1 連合員が全權委員會、無線通信會議又は世界國際電氣通信會議に派遣する代表團は、第三二五号から第三三一五号までの規定に従って正当に委任されていなければならない。

三三五 2 (1) 全權委員會に對する代表團は、元首、政府の長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

三三六 (2) 第三二四号に規定する會議のうち全權委員會以外のものに對する代表團は、元首、政府の長、外務大臣又は會議において取り扱われる問題に關して権限を有する大臣が署名した文書によつて委任される。

三三七 (3) 第三二五号又は第三二六号に規定する當局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表團は、招請政府に對して派遣されている關係連合員の外交使節の長又は、會議がスイス連邦で開催される場合には、國際連合ジュネーヴ事務局に對して派遣されている關係連合員の常駐代表團の長によつて、暫定的に委任されることが出来る。

三三八 3 委任状は、第三二五号から第三二七号までに規定する権限のある當局の一が署名し、かつ、次の基準の一に適合する場合には、受理される。

三三九 代表團に全權を与えること。

三三〇 代表團に政府を代表する権限を制限を課することなく与えること。

三三二

三三一

代表団又はその特定の構成員に最終文書に署名する権限を与えること。
 4 (1) 本会議によって委任状が正規のものであると認められた代表団は、憲章の第一六九号及び第二一〇号の規定に従うことを条件として関係連合員の投票権を行使し、及び最終文書に署名する権限を有する。
 (2) 本会議によって委任状が正規のものであると認められなかった代表団は、このような状態が是正されない限り、投票権を行使し、又は最終文書に署名する権限を有しない。

三三三

委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。委任状の審査は、第三六一号に規定する委任状委員会が行う。同委員会は、その結論に関する報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び関係連合員の投票権を行使する権限を有する。

三三四

連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めなければならない。もともと、連合員は、例外的理由によって自己の代表団を派遣することができないときは、他の連合員の代表団に、自己に代わって投票し及び署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三二五号又は第三二六号に規定する当局の一人が署名した文書によって行われなければならない。

三三五

投票権を有する代表団は、自己が出席することができない会合における投票権の行使を、投票権を有するその他の代表団に委任することができる。この場合には、投票権の行使を委任する代表団は、十分な余裕をもって、かつ、書面により、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

三三六

代表団は、一を超える票を代理として投ずることができない。
 8 電報による委任状及び代理権に係る電報による委任状は、受理されない。もともと、委任状について会議の議長又は事務局が行う照会に対する電報による回答は、受理される。

三三七

電氣通信標準化会議、電氣通信開発会議又は無線通信総会に代表団又は代表者を派遣することを意図する連合員又は承認された団体若しくは機関は、その旨を、代表団の構成員又は代表者の氏名及び職務と共に、関係部門の局長に通知する。

三三八

電氣通信標準化会議、電氣通信開発会議又は無線通信総会に代表団又は代表者を派遣することを意図する連合員又は承認された団体若しくは機関は、その旨を、代表団の構成員又は代表者の氏名及び職務と共に、関係部門の局長に通知する。

三三九

第三章 内部規則
 第三十二条 会議及び他の会合の内部規則
 憲章第五十五条及びこの条約第四十二条に定める改正の手續に関する規定が適用される場合を除くほか、この章に定める内部規則を適用する。

三四〇

1 席順
 会議の会合における代表団の席順は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順による。

三四一

2 会議の開催
 1 (1) 会議の開催に先立ち、代表団の長の会合を開催する。この会合においては、本会議の第一回会合の議事日程を作成し、かつ、交替の原則、地理的配分、必要な能力及び

三四二

三四三

三四四

第三四六号の規定を考慮して、会議及びその委員会の組織並びにこれらの議長及び副議長の指名について提案を行う。
 2 (1) 代表団の長の会合の議長は、第三四四号及び第三四五号の規定により指名される。
 (2) 会議は、招請政府が指名する者が開会する。
 (2) 招請政府がない場合には、会議は、代表団の長のうち最年長の者が開会する。
 3 (1) 本会議の第一回会合においては、会議の議長は、原則として、招請政府が指名する者とする。
 (2) 招請政府がない場合には、第三四二号に規定する代表団の長の会合において代表団の長が行った提案を考慮して、会議の議長を選出する。

三四五

本会議の第一回会合においては、また、次のことを行う。
 4 本会議の副議長の選挙
 (a) 会議の副議長の選挙
 (b) 会議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙
 (c) 第九七号の規定による会議の事務局の任命。事務局は、必要な場合には、招請政府の主管庁が提供する職員により補強することができる。

三四六

3 会議の議長の権限
 1 議長は、本会議の会合の開催及び閉会を宣言し、討論を主宰し、この内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表するほか、この内部規則によって与えられるその他のすべての権限を行使する。
 2 議長は、会議の業務を統括し、本会議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行に係る動議及び発言に関して決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は会合の閉会若しくは中止を提案する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本会議の会合の招集の延期を決定することができる。
 3 議長は、討論中の問題に関して、すべての代表団が自由かつ十分に意見を表明する権利を保護する。
 4 議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保するものとし、討論中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

三四七

4 委員会の設置
 1 本会議は、会議の討議に付される問題を検討するため、委員会を設置することができる。委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ作業部会を設置することができる。
 2 小委員会及び作業部会は、必要なときに設置する。
 3 第三五六号及び第三五七号に定めるところにより、次の委員会を設置するものとする。

三四八

4.1 運営委員会
 (a) 運営委員会は、通常、会議又は会合の議長（この委員会の議長となる。）、会議の副議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三四九

議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三三九

議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三三八

議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三三七

議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三五六

議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三六〇

(b) 運営委員会は、業務の円滑な運行に係るすべての活動について調整を行い、並びに一部の代表団の構成が制限されていることにかんがみ、会合ができる限り重複しないように、その順序及び回数計画する。

4.2 委任状委員会

全権委員会、無線通信会議又は世界国際電気通信会議は、これらの会議に対する代表団の委任状を審査することを任務とする委任状委員会を設置する。同委員会は、その結論を本会議が定めた期間内に本会議に報告する。

4.3 編集委員会

(a) 諸種の委員会は、表明された意見を考慮してできる限り最終的な形式で案文を作成し、その案文を編集委員会に送付する。編集委員会は、意味を変更することなく形式を完全にするに及び、必要な場合には、従前の文書の修正されない部分と併せて編集することを任務とする。

三六三

(b) 編集委員会は、第三六二号の案文を本会議に提出する。本会議は、これを承認し、又は再検討のために関係委員会に差し戻す。

4.4 予算統制委員会

(a) 本会議は、会議の開催に際して、その組織を検討すること、代表に提供する便宜を検討すること並びに会議の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し及び承認することを任務とする予算統制委員会を設置する。同委員会には、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長及び関係局長の代理並びに招請政府がある場合にはその代表者を含む。

三六五

(b) 理事会が承認した会議の予算が使用し尽くされる前に、予算統制委員会は、会議の事務局と協力して、経費の中間報告を本会議に提出する。本会議は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽くされる日を超えて会議を延長することが妥当であるかないかを決定するため、その中間報告を考慮に入れる。

三六六

(c) 予算統制委員会は、会議の終わりに、会議の経費の概算額及び会議が行った決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確に示す報告を本会議に提出する。

三六七

(d) 本会議は、第三六六号の報告を審査し及び承認した後、意見を付して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを理事会の次の通常会期に提出する。

5 委員会の構成

5.1

全権委員会
委員会は、連合員の代表及び第二六九号に掲げるオブザーバーであって、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。

5.2

無線通信会議及び世界国際電気通信会議
委員会は、連合員の代表並びに第二七八号から第二八〇号までに掲げるオブザーバー及び代表者であって、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。

三七〇

5.3 無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議
無線通信総会並びに電気通信標準化会議及び電気通信開発会議の委員会には、連合員の代表及び第二五九号から第二六二号までの規定によるオブザーバーのほか、関係する第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関の代表者も参加することができる。

三七二

6 小委員会の議長及び副議長
委員会の議長は、委員会が設置する小委員会の議長及び副議長の選任について委員会に提案する。

三七三

7 会合の招集
本会議の会合並びに委員会、小委員会及び作業部会の会合は、十分な余裕をもって、会議の場所を告知する。

三七四

8 会議の開催前に提出される提案
会議の開催前に提出される提案は、この内部規則4の規定により設置される関係委員会に本会議が割り当てる。もつとも、本会議は、あらゆる提案を直接に取り扱うことができる。

三七五

9 会議中に提出される提案又は修正案
1 会議の開催後提出される提案又は修正案は、会議の議長若しくは関係委員会の議長に交付し、又は会議の文書として印刷して配布するために会議の事務局に交付する。

三七六

2 書面によるいかなる提案又は修正案も、関係代表団の議長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

三七七

3 会議、委員会、小委員会又は作業部会の議長は、討議の進行の促進に役立つ提案をいつでも行うことができる。

三七八

4 提案又は修正案は、具体的かつ正確に表現された案文を含むものでなければならぬ。

三七九

5 (1) 会議の議長又は関係のある委員会、小委員会若しくは作業部会の議長は、各場合において、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第三七四号に定める条件に従って印刷して配布するために書面により提出すべきかを決定する。

三八〇

(2) 原則として、表決に付さなければならない重要な提案の案文は、会議の業務用言語により作成し、討議前に研究することができるように、十分な余裕をもって配布しなければならぬ。

三八一

(3) また、会議の議長は、第三七四号に規定する提案又は修正案を受領したときは、場合に応じ、これを関係委員会又は本会議に送付する。

三八二

6 会議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、本会議においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

三八三

10 提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一の代表団によって支持されない限り、討議に付することができない。

三八四

2 正当に支持された提案又は修正案については、これを討議に付さなければならず、次いで、必要な場合には表決により、決定を行わなければならない。

三九四 提案又は修正案が看過され、又はその審議が延期されたときは、当該提案又は修正案を提出した代表団は、これがその後審議されるよう留意する。

三九五 12.1 定足数 本会議における討論の方法

三九六 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。

三八七 12.3 12.4 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、緩やかな速度でかつ明瞭に述べなければならぬ。

三八八 12.3 12.4 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る動議又は発言を提出し又は行うことができる。議長は、この内部規則に従い、当該動議又は発言について直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができ、もつとも、その決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。

三八九 12.3 12.4 (2) 議事進行に係る動議を提出する代表団は、その発言において、討論中の問題の内容に関する事項を取り扱ってはならない。

三九〇 12.3 12.4 (3) 第三八八号に規定する議事進行に係る動議及び発言に与える優先順位は、次のとおりとする。

三九一 (a) この内部規則(表決の手續を含む。)の適用に関する議事進行に係る発言

三九二 (b) 会合の中止

三九三 (c) 会合の閉会

三九四 (d) 討論中の問題に関する討論の延期

三九五 (e) 討論中の問題に関する討論の終結

三九六 (f) その他のすべての議事進行に係る動議又は発言で、議長がその優先順位を定めるもの

三九七 12.5 会合の中止又は閉会の動議

代表団は、問題の討論中に、理由を明らかにして、会合の中止又は閉会の動議を提出することができる。この動議が支持された場合には、これに反対を表明する二人の発言者に中止又は閉会の問題についての発言を許した後、この動議を表決に付する。

三九八 12.6 討論の延期の動議 代表団は、問題の討論中に、討論を一定の期間延期する動議を提出することができる。この動議について討論が行われる場合には、その提出者のほか、三人の発言者に限り、その討論に参加することができ、そのうち、一人はこの動議に賛成する者、二人はこれに反対する者とする。その後、この動議を表決に付する。

三九九 12.7 討論の終結の動議 代表団は、討論中の問題の討論を終結する動議をいつでも提出することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、この動議を表決に付する。議長は、この動議が採択された場合には、直ちに討論中の問題の表決を要求する。

四〇〇 12.8 発言の制限 (1) 本会議は、必要な場合には、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数

四〇一 12.8 (2) を制限することができる。

四〇二 12.8 (3) もつとも、手続の問題に関しては、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。

四〇三 12.9 (1) 議長は、討論中に、登録された発言者の一覧表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をこの一覧表に追加するものとし、また、本会議の同意を得て、この一覧表を締め切ることができる。もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、この一覧表の締め切りの後においても、先に行われた発言に対して答弁する権利を与えることができる。

四〇四 12.9 (2) 一覧表に記載された発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論中の問題に関する討論の終結を宣言する。

四〇五 12.10 権限の問題 権限の問題が生じたときは、討論中の問題の内容に関する事項について表決を行う前に、これを解決しなければならない。

四〇六 12.11 動議の撤回及び再提出 動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。このようにして撤回された動議は、修正を加えて又は加えないで、修正案の提出者である代表団又は他の代表団が再提出することができる。

四〇七 13 投票権 1 会議に参加するために連合員によって正当に委任された代表団は、会議のすべての会合において、憲章第三条の規定に従って一の票を投する権利を有する。

四〇八 2 連合員の代表団は、第三十一条に定める条件に従って、投票権を行使する。

四〇九 3 無線通信総会、世界電気通信標準化会議又は電気通信開発会議において連合員が主管庁によって代表されていないときは、第二三九号の規定に従うことを条件として、関係連合員の認められた事業体の代表者が、その数を問わず全体で一の票のみを投する権利を有する。権限の委任に関する第三三五号から第三三八号までの規定は、これらの会議について準用する。

14 表決

14.1 過半数の定義

- 四一〇 (1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。
四一一 (2) 棄権は、過半数を構成するために必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。
四一二 (3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。
四一三 (4) この内部規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。

14.2 表決への不参加

四一四 出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又は参加しない旨を明らかに宣言するものは、第三八五号に定める定足数の決定上、欠席したものと同みなされず、また、第四一六号の規定の適用上、棄権したものと同みなされない。

14.3 特別多数

四一五 新たな連合員の加盟に関しては、必要とする多数は、憲章第二条に定めるところによる。

14.4 五十パーセントを超える棄権

四一六 棄権の数が投ぜられた票(賛成、反対、棄権)の数の二分の一を超えるときは、討論中の問題の審議は、その後の会合に延期するものとし、当該その後の会合においては、棄権は、計算に入れない。

14.5 表決の手続

- 四一七 (1) 表決の手続は、次のとおりとする。
四一八 (a) 原則として、挙手(b)の手続による指名点呼又は(c)の手続による秘密投票が請求された場合を除く。
四一九 (b) 次のいずれかの場合には、指名点呼(出席しかつ投票権を有する連合員のフランス語による名称のアルファベット順による。)
四二〇 1 表決の開始前に、出席しかつ投票権を有する少なくとも二の代表団が指名点呼を請求した場合(c)の手続による秘密投票が請求された場合を除く。
四二一 2 (a)の手続による表決で過半数が明らかにならない場合
四二二 (c) 表決の開始前に、出席しかつ投票権を有する少なくとも五の代表団が秘密投票を請求する場合には、秘密投票

四二三 (2) 議長は、表決の開始前に、表決の方法に関する請求を検討し、その後、適用する表決の手続及び表決に付される問題を正式に発表する。次いで、議長は、表決が開始された旨を宣言し、表決が完了したときは、その結果を発表する。

四二四 (3) 秘密投票の場合には、事務局は、直ちに、投票の秘密を確保するために適当な措置をとる。

四二五 (4) 適当な電子方式を使用することができるときは、会議が決定するときは、表決は、電子方式によって行うことができる。

四二六 開始された表決を中断させることの禁止
14.6 表決が開始されたときは、いずれの代表団も、表決の方法に関する議事進行に係る動議を提出する場合を除くほか、これを中断させることができない。この動議には、進行中の表決の変更又は表決に付された問題の内容の変更をたらす提案を含めることができな。表決は、表決が開始された旨の議長の宣言で開始し、表決の結果に関する議長の発表で終了する。

四二七 14.7 投票の説明
議長は、表決が行われた後、代表団がその投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。

四二八 14.8 提案の分割表決
(1) 提案の提出者が請求するとき、本会議が適当と認めるとき又は議長が提出者の承認を得て提議するときは、提案を分割し、各部分を個別に表決に付する。次いで、提案の採択された各部分の一体として、表決に付する。

四二九 (2) 提案のすべての部分が否決されたときは、当該提案は、否決されたものとみなす。
四三〇 同一の問題に関する提案の表決の順序
14.9 (1) 同一の問題に関して二以上の提案があるときは、これらの提案は、本会議が別段の決定を行わない限り、提出の順序に従って表決に付する。

四三一 (2) 各表決の後、本会議は、次の提案を表決に付する必要があるかないかを決定する。
四三二 修正案
14.10 (1) 原提案の一部の削除、原提案への追加又は原提案の一部の修正のみから成る変更の提案は、修正案とみなす。

四三三 (2) 提案に対する修正案は、当該提案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案に編入する。

四三四 (3) いかなる変更の提案も、本会議が原提案と矛盾すると認めるときは、修正案とはみなさない。

四三五 14.11 修正案の表決
(1) 提案に対する修正案があるときは、まず、この修正案を表決に付する。

四三六 (2) 提案に対して二以上の修正案があるときは、まず、原提案から最も近い修正案を表決に付する。この最も近い修正案が過半数を得ない場合には、更に、残余の修正案のうち原提案から最も近いものを表決に付し、以下修正案の一が過半数を得るまで、同様の手続によって表決を行う。提案されたすべての修正案が審議され、いずれも過半数を得なかった場合には、修正されない原提案を表決に付する。

四三七

(3) 一又は二以上の修正案が採択されたときは、次いで、これによって修正された提案を議決に付する。

14. 12 議決の繰り返し

四三八

(1) 会議又は会合の委員会、小委員会又は作業部会に關しては、これらの委員会、小委員会又は作業部会において既に議決により決定を行つた提案、提案の一部又は修正案は、同一の委員会、小委員会又は作業部会において、再度議決に付することができない。この規定は、選出した議決の手續のいかんにかかわらず適用する。

四三九

(2) 本會議に關しては、次の二の條件を満たさない限り、提案、提案の一部又は修正案を再度議決に付してはならない。

四四〇

(a) 投票権を有する連合員の過半数が請求すること。

四四一

(b) 議決の繰り返しの請求が議決から少なくとも一日後に行われること。

四四二

15 委員会及び小委員会の議長は、この内部規則3の規定によつて會議の議長に与えられる権限と同様の権限を有する。

四四三

2 本會議における討論の方法に關するこの内部規則12の規定は、定足数に關するものを除くほか、委員会及び小委員会における討論について準用する。

四四四

3 この内部規則14の規定は、委員会及び小委員会における議決について準用する。

四四五

16 留保
1 代表團は、原則として、自己の意見について他の代表團の賛同を得ることができなかったときは、できる限り、過半数の意見に同調するよう努めなければならない。

四四六

2 もっとも、代表團は、憲章、この条約又は業務規則の改正に係る決定であつて、当該改正に拘束されることについての自国の政府による同意を妨げる性質を有すると認められるものに關しては、暫定的又は確定的に留保を付することができる。そのような留保は、會議に参加しない連合員から最終文書に署名するための権限を第三十一条の規定により委任された代表團が、当該連合員に代わつて付することができる。

四四七

17 本會議の議事録
1 本會議の議事録は、會議の事務局が作成する。事務局は、議事録を、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合においても各会合の後五作業日以内に、代表團に配布することとを確保する。

四四八

2 議事録が配布されたときは、代表團は、正当と認める訂正を、できる限り短い期間内に、書面により會議の事務局に提出することができる。もっとも、議事録が承認される会合において、代表團が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。

四四九

3 (1) 議事録には、原則として、提案及び結論並びにそれらの主要な論議のみをできる限り簡潔に記録する。

四五〇

(2) もっとも、代表團は、自己が討論において行つた陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表團は、報告者の作業を容易にするため、原則として、発言の初めにその旨を表明しなければならない。代表團は、また、

四五一

4 陳述の記載に關しては、第四五〇号に定める権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

四五二

18 委員会及び小委員会の概要記録及び報告
1 (1) 委員会及び小委員会の討論は、会合ごとに、會議の事務局が作成する概要記録に取りまとめるものとし、事務局は、各会合の後五作業日以内に、代表團に配布する。概要記録には、討論の要旨、記録することを適當とする諸種の意見並びに討論から生ずる提案及び結論を特記する。

四五三

(2) もっとも、代表團は、第四五〇号に定める権利を行使することができる。

四五四

(3) 第四五三号の権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

四五五

2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができるものとし、また、状況によつて妥當であるとされる場合には、その業務の終了に際し、付託された研究から生ずる提案及び結論を簡潔な形式で取りまとめた最終報告を提出することができる。

四五六

19 議事録、概要記録及び報告の承認
1 (1) 議長は、原則として、本會議の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表團に対し、前回の会合の議事録又は概要記録(委員会又は小委員会の場合)に關して意見があるかないかを尋ねる。いかなる訂正も事務局に通知されず、かつ、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの議事録又は概要記録は、承認されたものとみなす。これと異なる場合には、これらの議事録又は概要記録に、必要な訂正を行う。

四五七

(2) 部分的報告又は最終報告は、關係委員会又は關係小委員会によつて承認されなければならない。

四五八

2 (1) 本會議の最終会合の議事録は、本會議の議長が審査し及び承認する。

四五九

(2) 委員会又は小委員会の最終会合の概要記録は、委員会又は小委員会の議長が審査し及び承認する。

四六〇

20 番号整理
1 修正される章、条及び項の番号は、本會議の第一說会まで存置する。追加する案文には、従前の文書における直前の項の番号に「A」、「B」等を付した番号を暫定的に付する。

四六一

2 第一說会における採択の後、章、条及び項の最終的番号整理を、通常、編集委員会に付託する。ただし、本會議の決定がある場合には、事務局局長に付託することができる。

四六二

21 最終的承認
全權委員會、無線通信會議又は世界國際電氣通信會議の最終文書の案文は、本會議の第二說会で承認されたときは、最終的なものとみなす。

22 署名

四六三 第四六二号に規定する會議が承認した最終文書は、連合員のフランス語による名称のアルファベット順に、第三十一条に定める委任状を有する代表の署名に付する。

23 報道機関及び公衆との関係

四六四 1 會議の業務についての正式の発表は、會議の議長の許可がなければ、報道機関に伝達することができない。

四六五 2 報道機関及び公衆は、第三四二号に規定する代表團の長の會合が承認した指針及び事務総局長がとった実務上の措置に従い、実行可能な範囲で、會議を傍聴することができ、いかなる場合にも、報道機関及び公衆の傍聴により、會合の業務の円滑な運行が妨げられてはならない。

四六六 3 連合の他の會合は、当該會合の参加者が別段の決定を行わない限り、報道機関及び公衆に公開しない。

24 料金の免除

四六七 會議の期間中、代表團の構成員、理事会の構成員の代表者、無線通信規則委員會の委員、會議に出席する事務総局長及び連合の各部門の上級職員並びに會議に派遣される連合の事務局の職員は、招請政府が他の關係政府及び關係のある認められた事業体と合意した範囲で、郵便、電報、電話及びテレックスの料金の免除を受ける権利を有する。

第四章 その他の規定

第三十三条 會計

四六八 1 (1) 連合員が憲章第二十八条の関連規定に従ってその分担等級を選定するための表は、次のとおりとする。

- 四十単位等級
- 三十五単位等級
- 三十単位等級
- 二十八単位等級
- 二十五単位等級
- 二十三単位等級
- 二十単位等級
- 十八単位等級
- 十五単位等級
- 十三単位等級
- 十単位等級
- 八単位等級
- 五単位等級
- 四単位等級
- 三単位等級
- 二単位等級
- 二分の三単位等級

一単位等級

二分の一単位等級

四分の一単位等級

八分の一単位等級(注)

十六分の一単位等級(注)

注 國際連合が定める後発開発途上国その他理事會が決定する連合員のためのもの

四六九

(2) いずれの連合員も、第四六八号に掲げる分担等級に代えて、四十を超える分担單位数を選定することができる。

四七〇

(3) 事務総局長は、選定する分担等級について各連合員が行った決定をすべての連合員に通報する。

四七一

(4) 連合員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

四七二

2 (1) 新たな連合員は、加入した年については、加入した月の初日から計算した分担金を支払う。

四七三

(2) 連合員は、憲章及びこの条約を廃棄した場合には、廃棄が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

四七四

3 債務額に対しては、連合の各會計年度の初めから利子を付する。利率は、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目の初めからは年六パーセントとする。

四七五

4 第四七六号から第四八三号までの規定は、第二五九号から第二六二号までに掲げる機關及び第十九条の規定に従って連合の活動に参加することを承認された団体の分担金について適用する。

四七六

5 第二五九号から第二六二号までに掲げる機關及び全權委員會、連合の部門又は世界國際電気通信會議に参加するその他の國際機關は、第四七九号から第四八一号までの規定に従い、場合に応じ、これらの會議又は連合の部門の経費を分担する。ただし、理事會が相互主義を条件としてその分担を免除する場合は、この限りでない。

四七七

6 第二三七号の一覽表に掲げる団体又は機關は、第四七九号及び第四八〇号の規定に従って連合の部門の経費を分担する。

四七八

7 第二三七号の一覽表に掲げる団体又は機關は、無線通信會議、世界國際電気通信會議又は自己が構成員でない部門の會議若しくは總會に参加する場合には、第四七九号及び第四八一号の規定に従って、これらの會議又は總會の経費を分担する。

四七九

8 第四七六号から第四七八号までに定める分担金は、第四六八号の表から任意に選定する分担等級を基礎とする。ただし、連合員のために保留する四分の一単位等級、八分の一単位等級及び十六分の一単位等級は、当該任意に選定する分担等級から除く(この適用除外は、電気通信開發部門については適用しない)。選定した等級は、事務総局長に通知する。關係団体又は關係機關は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

- 四八〇 9 各関係部門の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、連合員の分担単位当たりの分担金額の五分の一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第四七四号の規定に従って利子を付する。
- 四八一 10 会議又は総会の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、当該会議又は総会の予算総額を、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日から第四七四号に定める率で利子を付する。
- 四八二 11 分担単位数は、憲章第二十八条の関連規定に定める原則の適用によってのみ、減少させることができる。
- 四八三 12 いずれかの部門の業務への参加を中止した場合又は終止させられた場合(第二四〇号参照)には、当該終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。
- 四八四 13 刊行物の価格は、原則としてその販売により製作及び配布の経費を調達することを考慮の上、事務総局長が決定する。
- 四八五 14 連合は、必要不可欠な経費を負担すること及びできる限り借入金への依存を避けるために十分な現金の準備を維持することができるように、運転資金を提供する予備勘定を保持する。理事会は、予想される必要額に基づいて、毎年、予備勘定の金額を定める。支出しなかった又は支出を約束しなかったすべての予算上の金額は、各二年予算の執行の終了時に、予備勘定に繰り入れる。この予備勘定に関するその他の細目については、財政規則に定める。
- 四八六 15 (1) 事務総局長は、調整委員会と合意の上、現金又は現物による任意提出を受領することができる。ただし、この任意提出に適用される条件が、必要に応じ、連合の目的及び計画並びに財政規則に適合することを条件とする。財政規則には、任意提出の受領及び使用に関する特別規定を含めなければならない。
- 四八七 (2) 事務総局長は、第四八六号の任意提出について、会計報告により並びに提出源、提案された用途及びとられた措置を各任意提出について簡潔に示した文書により、理事会に報告する。
- 第三十四条 会議の会計上の責任
- 四八八 1 連合の会議は、会計上の影響を伴う提案又は決定を採択する前に、当該提案又は決定が理事会で承認することのできる金額を超える支出をもたらさないことを確保するため、連合の予算に関するすべての見直しを考慮する。
- 四八九 2 会議の決定は、その実施が理事会で承認することのできる金額を超えて経費の直接又は間接の増加を伴う場合には、実施してはならない。
- 第三十五条 言語
- 四九〇 1 (1) 連合の会議及び委員会において、次の場合には、憲章第二十九条の関連規定に定める言語以外の言語を使用することができる。
- 四九一 (a) 事務総局長又は関係局長に対し、一又は二以上の他の言語を討議又は文書に使用することの請求があった場合。ただし、この請求を行い又はこれを支持する連合員がこれらの言語の使用に要する追加の経費を負担する場合に限る。

- 四九二 (b) 代表団が、自己の費用で、その使用する言語を憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一に翻訳するため、自ら措置をとる場合
- 四九三 (2) 第四九一号に定める場合には、事務総局長又は関係局長は、関係連合員から所要の経費を連合に対して正当に支払うことの約束を得た上、できる限り、その請求に応じる。
- 四九四 (3) 第四九二号に定める場合には、更に、関係代表団は、希望するときは、自己の費用で、憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一をその使用する言語に翻訳することができる。
- 四九五 2 憲章第二十九条の関連規定に定めるすべての文書は、同条の関連規定に定める言語以外の言語により刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合員が所要の翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。
- 第五章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定
- 第三十六条 料金及び料金の免除
- 四九六 電気通信の料金に関する規定について及び料金の免除を行う諸種の場合については、業務規則で定める。
- 第三十七条 計算書の作成及び決済
- 四九七 1 国際計算の決済は、経常取引とみなし、これに関して関係連合員の政府が取極を締結した場合においては、関係連合員の通常の国際的義務に従って行う。このような取極がないときは、憲章第四十二条に定めるところにより締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、業務規則に従って行う。
- 四九八 2 連合員の主管庁及び認められた事業体で、国際電気通信業務を行うものは、その借方及び貸方の額について合意しなければならない。
- 四九九 3 第四九八号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従って作成する。ただし、関係当事者の間で特別の取極を締結している場合は、この限りでない。
- 第三十八条 貨幣単位
- 五〇〇 連合員の間で締結した特別の取極がない場合には、国際電気通信業務に関する計算料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、業務規則に定める国際通貨基金の貨幣単位又は金フランとする。その適用のための規定は、国際電気通信規則の付録第一に定める。
- 第三十九条 相互通信
- 五〇一 1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範囲においては、採用する無線システムのいかに問わず、相互に無線通信を交換しなければならない。
- 五〇二 2 もっとも、科学の進歩を妨げないようにするため、第五〇一号の規定は、他のシステムと通信することができない無線システムを使用することを妨げるものではない。ただし、他のシステムと通信することができないことは、当該無線システムの特質によるものでなければならず、専ら相互通信を妨げるために採用する装置の結果であってはならない。
- 五〇三 3 第五〇一号の規定にかかわらず、局は、業務の目的に応じ、又は使用するシステムと関係のない他の事情により、制限的な国際電気通信業務の用に供することができる。

第四十条 暗語

五〇四 1 官用電報及び業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
五〇五 2 暗語による私報は、すべての連合員の間に認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した連合員については、この限りでない。

五〇六 3 連合員は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、憲章第三十五条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
第六章 仲裁及び改正

第四十一条 仲裁手続(憲章第五十六条参照)

五〇七 1 仲裁を希望する当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。
五〇八 2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によって決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかったときは、仲裁は、政府に付託する。

五〇九 3 仲裁を人に付託する場合には、仲裁者は、紛争当事者である国の国民でなく、当該国に住所を有しておらず、かつ、その機関に雇用されていない者でなければならない。
五一〇 4 仲裁を政府又はその主管庁に付託する場合には、当該政府又は当該主管庁は、適用について紛争を生じた協定の締約国であつて紛争に関係がない連合員のうちから選定されなければならない。

五一二 5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。
五一三 6 二を超える当事者が紛争に関係する場合には、紛争について共通の利害関係を有する当事者の集合の双方は、第五一〇号及び第五一一号に定める手続に従い、それぞれ一の仲裁者を指名する。

五一三 7 このようにして指名された二の仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管庁でない場合には、第三仲裁者は、第五〇九号に定める条件に適合しなければならない。二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争にいかなる利害関係も有しないそれぞれ一の第三仲裁者を提案する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を指名するためのくじ引を行う。

五一四 8 紛争当事者は、合意によって指名する単一の仲裁者に紛争を解決させるように合意することができる。紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、これらのうちから単一の仲裁者を指名するためのくじ引を行うことを事務総局長に請求することができる。
五一五 9 仲裁者は、仲裁を行う場所及び仲裁に適用する手続規則を任意に決定する。
五一六 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁が

二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

五一七 11 各紛争当事者は、自己が仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

五一八 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての情報を提供する。仲裁者の裁定は、紛争当事者の決定により、将来における参考のために事務総局長に通知する。
第四十二条 この条約の改正に関する規定

五二九 1 連合員は、この条約の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての連合員に送付する。

五二〇 2 もっとも、第五一九号の規定に従って提出された改正案に対する修正案については、連合員又は全権委員会議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。

五二一 3 全権委員会議の全会議においてこの条約の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合に、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。

五二二 4 この条約の改正案に対する修正案及び改正案全体(修正されたものであるかないかを問わない)は、採択されるためには、全会議において、全権委員会議に派遣されたかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団によって承認されなければならない。

五二三 5 第五一九号から第五二二号までに特に規定する場合を除くほか、この条約に定める会議に関する一般規定並びに会議及び他の会合の内部規則を適用する。

五二四 6 全権委員会議が採択したこの条約のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員会議が定めた日に、この条約及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。

五二五 7 第五二四号の規定にかかわらず、全権委員会議は、この条約のある改正が憲章のある改正を適正に適用するために必要である旨を決定することができる。この場合には、この条約の当該改正は、憲章の当該改正の効力発生前には、効力を生じない。

五二六 8 事務総局長は、改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての連合員に通報する。

五二七 9 改正文書の効力発生の後に行われる憲章の第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された条約に対して行われるものとする。

五二八 10 事務総局長は、改正文書の効力発生の後、國際連合憲章第二百二条の規定により、当該改正文書を國際連合事務局に登録する。憲章第二百四一号の規定は、改正文書について準用する。

連合の条約及び業務規則の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

(a) 自国の政府又は主管庁

(b) 第十九条の規定により承認された団体又は機関

(c) 國際機關

二〇〇二 オブザーバー この条約の関連規定に基づいて派遣される次に掲げる者

顧問の資格で全権委員会議又はいづれかの部門の会議若しくは会合に参加するため、国際連合、国際連合の専門機関、国際原子力機関、電気通信に関する地域的機関又は衛星システムを運用する政府間機関が派遣する者

顧問の資格でいずれかの部門の会議又は会合に参加するため、国際機関が派遣する者
地域会議に投票権なしで参加するため、連合員の政府が派遣する者

一〇〇三 移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

一〇〇四 學術団体又は工業団体 政府の施設又は機関以外の団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用機器の企画若しくは製作に従事するもの

一〇〇五 無線通信 電波による電気通信

注1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する当面三、〇〇〇ギガヘルツより低い周波数の電磁波をいう。

注2 第一四九号から第一五四号までの規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する三、〇〇〇ギガヘルツを超える周波数の電磁波による電気通信も含む。

一〇〇六 業務用電気通信 国際公衆電気通信に関する電気通信で、次の者の間で交換されるもの
主管庁

認められた事業体

理事会の議長、事務総局長、事務総局次長、各局長、無線通信規則委員会の委員その他の連合の代表者又は連合が認めた職員（その代表者又は職員には、連合の所在地以外において公的職務を行う者を含む。）

審查報告書

國際電氣通信連合憲章、國際電氣通信連合條約

約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月三日

外務委員長 井上 章平

參議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、一九八二年に作成された現行の紛争の義務的解決に関する選択議定書に代わ

るものであり、国際電気通信連合憲章等の解釈又は適用に関する紛争をいづれか一方の紛争当事国の請求により義務的仲裁に付することができるとするものである。我が国がこの議定書を締結することは、電気通信分野における国際協力を一層推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

別に費用を要しない。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成六年四月一日

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

国際電気通信連合憲章、国際電気通信合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

國際電氣通信連合憲章、國際電氣通信連合
 條約及び業務規則に係る紛争の義務的解決
 に関する議定書

下名の全権委員は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーヴ)に署名するに際し、紛争の義務的解決に関するこの選択議定書に署名した。

この選択議定書の締約国である連合員は、

憲章、条約又は憲章第四条に規定する業務規則の解釈又は適用に関するすべての紛争を、これらの連合員に関するものである限り、解決のための義務的仲裁に付する希望を有することを表明して、次のとおり協定した。

第一条

憲章 条約又は憲章第四条に規定する業務規則の解釈又は適用に関する紛争は、憲章第五十六条に定める解決方法の一方が合意により選定されない限り、いずれか一方の当事者の請求に基づき、義務的仲裁に付する。その手続は、条約第四十一条に定める手続とする。この場合において、同条5（第五十一号）の規定は、次のとおり補足する。

5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。一方の当事者がこの期間内に仲裁者を指名しないときは、事務総局長は、他方の当事者の請求に基づき、条約の第五〇九号及び第五一〇号の規定に従つてその指名を行う。

第二条

この議定書は、連合員が憲章及び条約に署名する時に、連合員による署名のために開放する。この議定書は、署名連合員により、自国の憲法上の規定に従つて、批准され、受諾され又は承認されなければならない。この議定書は、憲章及び条約の締約国であるすべての連合員並びに連合員となるすべての国による加入のために開放しておく。

批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務総局長に寄託する。

第三条

この議定書は、この議定書に係る少なくとも二の批准書、受諾書、承認書又は加入書が憲章及び条約の効力発生の日までに寄託されている場合には、当該効力発生の日に、その日までにこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した国について効力を生ずる。その他の場合に

平成六年六月六日 参議院會議録第十九号

国際電気通信連合章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件
国際電気通信連合章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件
条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

国際電気通信連合

平成六年六月六日 参議院會議録第十九号

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を
求めるの件 千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

五二

は、この議定書は、二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四条

この議定書は、連合の全権委員會議の会期中に、この議定書の締約国が改正することができ

第五条

この議定書の締約国である連合員は、事務総局長にあてた通告によりこの議定書を廃棄することができる。廃棄は、事務総局長が当該通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第六条

事務総局長は、すべての連合員に次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (b) この議定書が効力を生ずる日
- (c) 改正が効力を生ずる日
- (d) 廃棄が効力を生ずる日

以上の証拠として、各全権委員は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの議定書に署名した。矛盾がある場合には、フランス文による。この原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に送付する。

千九百九十二年十二月二十二日にジュネーヴで作成した。

審査報告書

千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月三日

外務委員長 井上 章平

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、千九百八十六年の国際コリア協定に代わるもので、世界のコリア市場の安定に寄与することを主な目的とし、国際コリア機関の存続、コリアの生産調整の実施、消費増大の奨励等について規定したものである。我が国がこの協定を締結することは、開発途上にあるコリア生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

費用

平成六年度一般会計予算に、国際コリア機関分担金(外務省所管)として、七百五十四万八千円が計上されている。

千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成六年四月二十二日 内閣総理大臣 細川 護熙

千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十三年の国際コリア協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十三年の国際コリア協定

第一章 目的及び定義

第一条 目的

千九百九十三年の国際コリア協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発會議の採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)、開発のための新たなパートナーシップ(カルタヘナ約束及び「カルタヘナ精神」に定める関連目的に照らして、次のとおりとする。

- (a) 世界のコリア経済のすべての部門における国際協力の進展及び強化を推進すること。
- (b) すべての加盟国の利益のため、特に次の点について努力することにより世界のコリア市場の安定に寄与すること。
- (i) 供給と需要との間の中期的及び長期的な均衡を確保するために、必要な生産の調整を容易にし、かつ、消費を促進するよう努力することにより、世界のコリア経済の均衡のとれた発展を実現すること。
- (ii) 生産者及び消費者にとって公平かつ妥当な価格による十分な供給を確保すること。
- (c) コリアの国際貿易の拡大を容易にすること。
- (d) 関連統計の収集、分析及び公表並びに適当な研究の実施により世界のコリア経済の動向

の透明性を促進すること。

- (e) コリアの分野における科学的な研究及び開発を促進すること。
- (f) 世界のコリア経済に関するすべての問題の討議のための適当な場を提供すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

- 1 「コリア」とは、カカオ豆及びコリア製品をいう。
- 2 「コリア製品」とは、コリアペースト(コリアリカー)、カカオ脂、コリア粉(甘味を付けてないもの)、コリアケーキ、コリアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品その他理事會が決定するコリアを含有する製品をいう。
- 3 「コリア年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。
- 4 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第四条に規定する政府間機関をいう。
- 5 「理事會」とは、第六条に規定する国際コリア理事會をいう。
- 6 「日ごとの価格」とは、この協定の目的のために使用され、かつ、第三十五条の規定に従って計算されるコリアの国際価格の代表的な指標をいう。
- 7 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない)をいう。
- 8 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸出量が輸入量を上

- 17 「単純多数票」とは、加盟輸出国の投する票の過半数の票及び加盟輸入国の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。
- 18 「特別引出権(SDR)」とは、国際通貨基金の特別引出権をいう。
- 19 「特別多数票」とは、加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び加盟輸入国の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。ただし、五以上の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国が出席することを条件とする。
- 20 「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。
- 第二章 組織条項
- 第三章 加盟国
- 第三条 機関の加盟国
- 1 締約国は、機関の加盟国となる。
- 2 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。
- (a) 加盟輸出国
- (b) 加盟輸入国
- 3 加盟国は、理事会の定める条件に従って自国の区分を変更することができる。
- 第四条 政府間機関の加盟
- 1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、このような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。
- 2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができる。
- 3 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。
- 第四章 組織及び運用
- 第五条 国際コリア機関の設立、本部及び構成
- 1 千九百七十二年の国際コリア協定によって設立された国際コリア機関は、存続する。機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視する。
- 2 機関は、次のものによって、その機能を営む。
- (a) 国際コリア理事会及び執行委員会
- (b) 事務局長その他の職員
- 3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。
- 第六条 国際コリア理事会の構成
- 1 機関の最高機関は、国際コリア理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
- 2 加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合に一人又は二人以上の代表代理により代表される。加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。
- 第七条 理事会の権限及び任務
- 1 理事会は、この協定に明示的に定められた事項の実施のために必要なすべての権限を行使し、及びこれらの事項の実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。
- 2 理事会は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に對しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、資金を借り入れる能力を有しない。理事会は、契約を締結する権限を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの2及び第二十三条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もっとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、理事会の権限を超えらるものとはならない。
- 3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則(理事会及び委員会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。)を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。
- 4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録その他適当と認める記録を保管する。
- 5 理事会は、その任務の遂行に当たり、適当な場合には、理事会を補佐する作業部会を設置することができる。
- 第八条 理事会の議長及び副議長
- 1 理事会は、各コリア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。
- 9 「コリアの輸出」とは、コリアがいずれかの国の関税地域から外へ出ることをいい、「コリアの輸入」とは、コリアがいずれかの国の関税地域の内に入ることをいう。ただし、この9の規定の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいう。
- 10 「ファイン・コリア又はフレバー・コリア」とは、ファイン・コリア又はフレバー・コリアの生産国として指定される国において、理事会が第四十三条の規定に従って決定する割合を限度として生産されるコリアをいう。
- 11 「輸入国又は加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸入量が輸出量を上回る国又は加盟国をいう。
- 12 「加盟国」とは、4に定義する締約国をいう。
- 13 「機関」とは、第五条に規定する国際コリア機関をいう。
- 14 「生産国」とは、商業的にみて相当な量のコリアを栽培する国をいう。
- 15 「生産管理計画」とは、中期的及び長期的に世界の生産量を消費量に均衡させていくための手段としての計画であつて、第二十九条に規定するものをいう。
- 16 「生産管理プログラム」とは、第二十九条に規定する生産管理計画の目的を達成するために加盟輸出国が実施するすべての措置及び行動をいう。

- 2 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コリア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。
 - 3 議長及び二人の副議長のすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうち一人若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。
 - 4 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。
- 第九条 理事会の会期
- 1 理事会は、原則として、各コリア年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。
 - 2 理事会は、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。
 - (a) 五の加盟国
 - (b) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国
 - (c) 執行委員会
 - (d) 事務局長（第二十二条及び第五十八条の規定の適用がある場合）

- 3 会期の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。
 - 4 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を負担する。
- 第十条 票数
- 1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、2から7までの規定に従つて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。
 - 2 加盟輸出国の票は、各コリア年度につき、次のとおり配分する。各加盟輸出国は、五の基本票を有する。残余の票は、すべての加盟輸出国の間で、「コリア統計四半期報告」の最新版において機関が数値を公表した最近の三コリア年度における各国のコリアの輸出量の平均数量に比例して配分する。輸出量は、カカオ豆の純輸出量に第三十七条に定める換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したコリア製品の純輸出量を加えて計算する。
 - 3 加盟輸入国の票は、各コリア年度につき、次のとおり配分する。百票は、平等に配分し、端数を生ずる場合には、直近の整数となるように整理する。残余の票は、機関が確定的な数字を入手することのできる最近の三コリア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均が当該三コリア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均の合計に占める百分率に基づいて配分する。輸入量は、カカオ豆の純輸入量に第三十七条に定め

- る換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したコリア製品の純輸入量を加えて計算する。
- 4 理事会は、2及び3の規定に従つて票数を計算するための統計上の数値を決定し又は最新のものとすることが何らかの理由により困難である場合には、特別多数票による議決で、票数を計算するための異なる統計上の数値を決定することができる。
 - 5 いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。2から4までの計算から生じた四百を超える部分の票は、それぞれ2から4までの規定の例により他の加盟国に再配分する。
 - 6 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。
 - 7 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。
- 第十一条 理事会の投票手続
- 1 加盟国は、自国の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たつて票を分割してはならない。もっとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投することができる。
 - 2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投することを委託することができる。この場合には、前条に定める制限は、適用しない。
 - 3 他の加盟国から当該他の加盟国が前条の規定により有する票を投することを委託された加盟

- 国は、当該他の加盟国の指示に従つて当該票を投する。
- 第十二条 理事会の決定
- 1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票によることを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で行う。
 - 2 理事会の決定又は勧告に必要な票数の算定に当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。
 - 3 この協定において特別多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。
 - (a) 必要とされる多数が三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、単純多数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。
 - (b) (a)の規定を適用しても必要とされる多数が二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、単純多数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。
 - (c) 三回目の表決においても必要とされる多数が一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、可決されたものとみなす。
 - (d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものとみなす。
 - 4 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾すること

第十三条 他の機関との協力

- 1 理事会は、国際連合及びその諸機関（特に国際連合貿易開発会議）並びに、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関及び政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。
- 2 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び業務計画について同会議に通報する。
- 3 理事会は、ココアの生産者、貿易業者又は製造業者の国際的な機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることができ。
- 4 理事会は、ココアの生産及び消費政策に関する自己の業務において、世界のココア経済に関心を有する国際金融機関その他の団体による関与を得るよう努力する。

第十四条 オブザーバーの参加

- 1 理事会は、非加盟国に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。
- 2 理事会は、前条に規定する機関等に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

第十五条 執行委員会の構成

- 1 執行委員会は、十の加盟輸出国及び十の加盟輸入国で構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十未満である場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、特別多数票による議決で執行委員会の構成

成国の総数を変更することができる。執行委員会の構成国は、次条に定めるところにより各ココア年度につき選出されるものとし、再選を妨げられない。

- 2 構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。当該構成国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。
- 3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会により各ココア年度につき選出されるものとし、双方とも、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する構成国の代表のうちから選出される。これらの職は、各ココア年度ごとに、両区分の構成国に交互に振り当てられる。議長又は副議長が一時的に欠けた場合は恒久的に欠けることとなった場合には、執行委員会は、該当する区分に属する構成国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。議長及び執行委員会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができる。これらの者の代理は、自己の代表する構成国の投票権を行使することができる。
- 4 執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を負担する。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

- 1 執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定により行う。
- 2 加盟国は、第十条の規定により自国の有するすべての票を一の候補に投ずる。第十一条の規定により委託された票については、加盟国は、他の候補に投ずることができる。
- 3 最も多数の票を得た候補を当選国とする。

第十七条 執行委員会の権限

- 1 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。
- 2 執行委員会は、市況を常時検討するものとし、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。
- 3 理事会は、次の権限を除くほか、単純多数票による議決が必要とされる事項については単純多数票による議決で、特別多数票による議決が必要とされる事項については特別多数票による議決で、理事会の権限の行使を執行委員会に委任することができる。もっとも、理事会がその権限を自ら行使することを妨げるものではない。

定 章

- 1 執行委員会の構成国は、自国が第十六条の規定に基づいて得たすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。
- 2 執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国は、第十六条2の規定により自国が票を投じた候補が選出されなかった場合には、議長に対する書面による通告により、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを、場合に依り、執行委員会の構成国であるいずれかの加盟輸出国又は加盟輸入国に委

託することができる。ただし、1の規定の適用はあつたものとする。

3 加盟国は、コリア年度の途中において、自国が第十六条の規定により票を投じた執行委員会の構成国との協議の後、当該構成国に対する自国の票の委託を撤回することができる。委託を撤回した票は、場合に応じ、執行委員会の他の構成国である加盟輸出国又は加盟輸入国に委託することができ、当該他の構成国への委託は、コリア年度の残余の期間中撤回することができない。票の委託を撤回された場合においても、執行委員会の構成国は、コリア年度の残余の期間中、執行委員会の議席を維持する。この3の規定に基づいてとられる措置は、議長が書面による当該措置の通告を受けた後に効力を生ずる。

4 執行委員会の行いかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる単純多数票又は特別多数票による議決で行う。

5 加盟国は、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。理事会は、その手続規則において、異議の申立ての条件を定める。

第十九条 理事会及び執行委員会の定足数

1 理事会の会期の第一回会合においては、五以上の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならぬ。

2 理事会の会期の第一回会合の日として予定さ

れた日において1に定める定足数が得られない場合には、当該会期の二日目以降の会合においては、区分ごとに総票数の過半数を有する加盟輸出国及び加盟輸入国が出席していなければならぬ。

3 1の要件を満たす第一回会合の後に開催される会合の定足数は、2に定める定足数とする。

4 第十一條2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。

5 執行委員会の会合の定足数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。

第二十条 機関の職員

1 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。

2 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

3 機関の職員は、事務局長に対して責任を負うものとし、事務局長は、理事会に対して責任を負う。

4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民のうちから任命する。

5 事務局長その他の職員は、コリア産業又はコリアの取引、輸送若しくは宣伝に関しかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局長その他の職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長その他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること及びこれらの者が責任を果たすに当たつてこれらの者を左右しようとしなことを約束する。

7 事務局長その他の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に規定する自己の任務の適切な遂行に必要な場合を除くほか、この協定の運用又は実施に関するいかなる情報も外部に漏らしてはならない。

第五章 特権及び免除

第二十一条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「接受政府」という。)と國際コリア機関との間の本部協定がこの協定の適正な実施のために必要な改正を経て適用される。

3 機関の本部が他の国に移転する場合には、新たな接受政府は、理事会が承認する本部協定を

できる限り速やかに機関と締結する。

4 2の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

5 機関は、この協定の適正な実施のために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

第三部 会計事項

第六章 会計

第二十二条 会計

1 この協定の運用のため、運営勘定を置く。この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、第二十四条に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金をもつて支弁する。もっとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、その要請に応ずることを決定することができるものとし、また、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

2 理事会は、第四十条の規定を実施するための別個の勘定を置くことができる。この勘定は、加盟国又は他の機関からの任意拠出をもつて充てる。

3 機関の会計年度は、コリア年度と同一とする。

4 理事会及び執行委員会並びにこれらに属する委員会に出席する代表団の費用は、關係加盟国が負担する。

5 機関の財務状況がコア年度の残余の期間に係る費用を負担するために十分でないか又は十分でなくなると予想される場合には、事務局長は、理事会が三十日以内に会合を予定していない限り、二十作業日以内に理事会の特別会期を招集する。

第二十三条 加盟国の責任

加盟国の理事会及び他の加盟国に対する責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。理事会と取引を行う第三者は、理事会の権限及び加盟国の義務についてのこの協定の規定、特に第七条2及びこの条の前の規定を知っているものとみなされる。

第二十四条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度に係る他の加

盟国の分担金の額は、変更しない。

4 この協定が最初の完全な会計年度の開始前に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間に係る運営予算を承認する。

第二十五条 運営予算に係る分担金の支払

1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に加盟国となった国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、当該国が加盟国となった日に生ずる。

2 前条4の規定により承認された運営予算に係る分担金は、当該分担金の額の決定の日から三箇月以内に支払う。

3 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時（新たに加盟国となった国については、理事会が当該国の分担金の額を決定した後三箇月を経過した時）に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対して速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した時に当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

4 加盟国は、3の規定により投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づきその他の権利を奪われ又はこの協定に基

づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、引き続き、分担金を支払い、かつ、この協定に基づきその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

5 理事会は、二会計年度に係る分担金を滞納している加盟国についてその地位を検討することができるとし、特別多数票による議決で、当該加盟国がその権利を停止されること又は分担金の割当ての対象とされないことを決定することができる。当該加盟国は、この協定に基づきその他の資金上の義務を履行することについて引き続き責任を負う。当該加盟国は、滞納している分担金を支払うことによって、加盟国としての権利を回復する。分担金を滞納している加盟国が支払を行った場合には、その支払は、その時の会計年度分担金に先立って、滞納している分担金に充当する。

第二十六条 会計の検査及び公表

1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十二条に規定する勘定について、当該会計年度の決算書及び当該会計年度の終了の時における貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家（理事会が各会計年度につき加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。）の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの会計検査専門家は、その職務について機関から報酬を受けない。もっとも、旅費及び滞在費については、理事会が定める条件に従い、機関から払戻しを受けることができる。

2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条

件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るためその後開催される最初の通常会期に提出する。

3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

第二十七条 一次産品のための共通基金との関係

1 機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。

2 指定された国際商品団体としての機関は、一次産品のための共通基金の第二勘定を通じて資金を供与される事業の実施に関し、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係る義務を含むいかなる資金上の義務も負わない。機関は、当該事業に関する加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について責任を負うものではなく、また、他のいずれの加盟国も、そのような債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

第四章 経済条項

第七章 供給及び需要

第二十八条 加盟国間の協力

1 加盟国は、コア経済を可能な限り発展させることの重要性並びにこのため供給と需要との間の最良の均衡が確保されるように生産及び消費の均衡のとれた発展を促進するための加盟国の努力を調整することの重要性を認識する。加盟国は、この目的を達成するため、理事会と十分に協力する。

2 理事会は、コア経済の調和のとれた発展及び活発な拡大に対する障害を特定し、この障害

を克服するための受諾可能かつ実行可能な措置を検討する。加盟国は、理事会が策定し勧告する措置を適用するよう努力する。

3 機関は、世界の現実の及び潜在的な消費量及び生産能力を最も信頼することのできる方法により算定するために必要な最新の入手可能な情報を常時収集する。この点に關して、加盟国は、機関と十分に協力する。

第二十九条 生産

1 加盟輸出国は、中期的及び長期的な市場の不均衡の問題特に構造的な過剰生産の問題に対処するため、世界の生産と消費との間の持続的均衡を達成するための生産管理計画を実施することとを約束する。生産管理計画は、理事会がこの目的のために設置する生産委員会において生産国によって作成される。

2 生産委員会は、すべての加盟輸出国及び加盟輸入国で構成する。もっとも、生産管理計画及び生産管理プログラムに關連する同委員会のすべての決定は、第四十三条の規定に従うことを条件として、同委員会に参加する加盟輸出国が行う。

3 生産委員会の付託事項は、特に次のとおりとする。

(a) 同委員会の作成する生産管理計画を考慮して、各生産国が決定する政策及び生産管理プログラムを調整すること。

(b) 世界のコリアの供給と需要との間の持続的均衡のできる限り速やかな回復に寄与し得るすべての措置及び活動（適当な場合には、多様化を含む。）を特定し、並びにこれらの実施を勧告すること。

4 理事会は、この協定の効力発生の後に開催される第一回会期において、少なくともこの協定の有効期間に相当する期間における世界の生産及び消費についての年次予測を採択する。事務局長は、年次予測の作成のために必要な資料を提供する。理事会の採択した年次予測は、必要な場合には、毎年検討され及び改定される。生産委員会は、この協定の目的に従って供給と需要との間の均衡を達成しかつ維持するために必要な世界の生産の年間水準についての指標となる数値を定める。この数値を定めるに当たって考慮されるべき要素には、実質的な価格の動向に於いた生産及び消費の予想される変化並びに在庫水準の予想される変化を含む。

5 4の規定により生産委員会が定める指標となる数値に照らして、加盟輸出国は、集団として、世界の供給と需要との間の中期的及び長期的な均衡を達成するために生産管理計画を実施する。各加盟輸出国は、この条に定める目的を達成することができるよう自国の生産を調整するための生産管理プログラムを作成する。各加盟輸出国は、自国の生産管理プログラムを実施するために採用する政策、方法及び規制措置について責任を負うものとし、また、採用され又は廃止された最近の政策及び生産管理プログラム並びにこれらの結果について定期的に生産委員会に通報する。

6 生産委員会は、生産管理計画及び生産管理プログラムの実施を監視する。

7 生産委員会は、理事会に対しその通常会期ごとに詳細な報告を提出する。理事会は、この報告に基づき、一般的な状況について検討し、特に、この条の規定に照らして世界の供給及び需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができる。

8 生産管理計画及び生産管理プログラムの資金は、生産委員会の任務を遂行するために必要な通常の事務的役務に關連する費用を除くほか、加盟輸出国が負担する。

9 各加盟輸出国は、自国の生産管理プログラムの実施のための資金調達について責任を負う。

10 いずれの加盟輸出国又は団体も、生産委員会が策定する活動のための共同の資金調達に貢献することができない。

11 生産委員会は、その規則を定める。

12 事務局長は、必要に応じて、生産委員会を補佐する。

第三十条 在庫

1 加盟国は、世界のコリアの在庫に關する評価を容易にし、かつ、市場のより一層の透明性を確保するため、事務局長に対し、前コリア年度の終了の時に自国が保有しているコリアの在庫について入手し得る情報を毎年五月の末日までに提供する。

2 事務局長は、1の情報に基づき、世界のコリアの在庫に關する詳細な報告を少なくとも一年に一回、理事会に対し、その検討のため提出する。理事会は、その後加盟国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 理事会は、この条の規定の実施について理事会を補佐する作業部会を設置する。

第三十一条 供給の保証及び市場への進出の機会の確保

加盟国は、この協定の目的が達成されるようにこれを考慮した貿易政策を実施する。加盟国は、特に、コリアの安定した供給及び市場への安定した進出の機会が加盟輸入国及び加盟輸出国の双方にとって不可欠であることを認識する。

第三十二条 消費

1 すべての加盟国は、自国におけるコリアの消費の増大を奨励するために必要なすべての実行可能な措置をとるよう努力する。各加盟国は、そのために用いる手段及び方法について責任を負う。加盟国特に加盟輸入国は、特に、コリアの消費の増大に対する国内の障害を除去し又は大幅に削減するよう並びにコリアの新しい用途を発見し及び開発するための活動を奨励するよう努力する。この点に關して、加盟国は、少なくとも各コリア年度に一回、關連する国内法令及び国内措置並びにコリアの消費に關するその他の情報（内国税及び関税に關するものを含む。）を事務局長に通報する。

2 理事会は、輸出国及び輸入国の双方におけるコリアの消費の動向及び見通しを検討すること並びにコリアの消費の増大に対する障害を特定することを目的とする消費委員会を設置する。

3 消費委員会の付託事項は、特に次のとおりとする。

(a) コリアの消費の動向及び各国又はその集団において実施されるプログラムで世界のコリアの消費に影響を及ぼすおそれのあるものを監視し及び評価すること。

(b) コリアの消費の増大に影響を及ぼすような障害を特定すること。

(c) コリアの消費の可能性特に非伝統的な市場における可能性の開発を調査し及び奨励すること。

- (d) 適当な場合には、能力を有する適当な機関及び団体と協力して、ココアの新しい用途に関する調査を促進すること。
 - 4 消費委員会の構成国の地位は、理事会のすべての加盟国に開放される。
 - 5 消費委員会は、その規則を定める。
 - 6 事務局長は、必要に応じ、消費委員会を補佐する。
 - 7 理事会は、消費委員会の提出する詳細な報告に基づき、各通常会期において、一般的なココアの消費状況について検討し、特に世界の需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができる。
 - 8 理事会は、特定のココアの消費振興プログラムを促進するための小委員会を設置することができる。小委員会への参加は、任意とし、かつ、当該消費振興プログラムの費用を提出する国に限る。いずれの国又は団体も、理事会の定める方法に従い、消費振興プログラムに提出することができる。小委員会は、いずれかの国の領域において消費振興運動を実施する場合に、それに先立ち、当該国の同意を求める。
- 第三十三条 ココアの代替品
- 1 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれのあることを認識する。加盟国は、ココアから作られたものでない物質を消費者に誤認させる目的をもってココアの代わりに使用することを禁止するため、ココア製品及びチョコレートに関する法令を制定し又は必要に応じ改正することを合意する。
 - 2 加盟国は、1の規定に基づく法令の制定又は改正に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。
 - 3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために適当であると理事会が認める措置をとるよう勧告することができる。
 - 4 事務局長は、ココアの代替品の状況及びこの条の規定の遵守状況に関する年次報告を理事会に提出する。

- 改正に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。
- 第三十四条 非加盟国との商業的取引
- 1 加盟輸出国は、非加盟国にココアを売却する場合に、売却の条件を、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも通常の貿易慣行に照らし買手にとって商業的に有利になるものとし、これを約束する。
 - 2 加盟輸入国は、非加盟国からココアを購入する場合に、購入の条件を、同一の時点において加盟輸出国から受け入れるものよりも通常の貿易慣行に照らし売手にとって商業的に有利になるものとし、これを約束する。
 - 3 理事会は、1及び2の規定の実施状況を定期的に検討するものとし、第三十八条の規定に従って適当な情報を提供するように加盟国に要求することができる。
 - 4 加盟国は、他の加盟国が1又は2の義務を履行しなかったと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報することができるものとし、また、第四十六条の規定に基づき協議を要請し又は第四十八条の規定に基づき当該義務の不履行に係る苦情を理事会に付託することができる。

第五部 市場監視及び関連事項

第八章 市場監視規定

第三十五条 日ごとの価格

- 1 事務局長は、この協定を実施するため及び特にココア市場の動向を監視するため、カカオ豆の日ごとの価格を計算し及び公表する。この価格は、一トン当たりの特別引出権(SDR)で表示する。
 - 2 日ごとの価格は、ロンドン・ココア定期市場及びニュー・ヨーク・コーヒー・砂糖・ココア取引所のロンドン・ココア定期市場の終了の現在における最も最近の三の限月のカカオ豆の相場を日ごと平均したものとする。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン外国為替市場の終了の時間における六箇月先物の為替相場を用いて、一トン当たりアメリカ合衆国ドル建てに換算する。アメリカ合衆国ドルで表されたロンドン及びニュー・ヨークの価格の平均は、国際通貨基金が公表するアメリカ合衆国ドルとSDRの適切な日ごとの公式換算率を用いてSDR建てに換算する。理事会は、これらの二のココア市場のうちいずれか一方における相場が得られない場合又はロンドン外国為替市場が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も最近の当限月の直前の月の十五日とする。
 - 3 理事会は、日ごとの価格の計算方法として、この条に定める方法よりも優れていると認める他の方法があるときは、当該他の方法を特別多数票による議決で決定することができる。
- 第三十六条 輸出入量及び輸入量の報告
- 1 事務局長は、理事会の定める規則に従い、加盟国のココアの輸出入量及び輸入量の記録を維持する。
 - 2 加盟国は、1に規定する記録の維持のため、仕向国別のココアの輸出入量及び原産国別のココアの輸入量を理事会の定めるその他の資料と共に理事会の決定する間隔で事務局長に報告する。
 - 3 理事会は、この条の義務の不履行に対処するために必要と認める規則を定める。
- 第三十七条 換算係数
- 1 ココア製品のカカオ豆相当量を算出するための換算係数は、次のとおりとする。
カカオ脂 一・三三
ココアケーキ及びココア粉 一・一八
ココアペースト(ココアリカー) 一・二五
及びココアニブ
 - 2 理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行うことができる。この1において換算係数が定められているココア製品以外のココア製品の換算係数は、理事会が定める。
 - 3 理事会は、特別多数票による議決で1の換算係数を改定することができる。

第九章 情報及び研究

第三十八条 情報

- 1 機関は、次のものに関する情報の効率的な収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。
(a) 世界におけるココアの生産、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計
(b) 適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術

2 理事会は、加盟国に対し、この協定の他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほか、に、理事会がその運営のために必要と認める情報（生産及び消費に係る政策、価格、輸出、輸入、在庫並びに課税に関する定期的報告を含む。）を提供するように要求することができる。

3 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を要する期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、これに必要な措置をとることができる。

4 理事会は、各ココア年度において、当該各ココア年度におけるカカオ豆の生産量及び磨砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第三十九条 研究

理事会は、必要と認める範囲内において、ココアの生産及び流通の経済的条件（動向及び予測を含む）、輸出国及び輸入国における政府の施策のココアの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるココアの消費の増大の可能性並びにこの協定の実施のココアの輸出者及び輸入者に及ぼす影響（輸出者及び輸入者の交易条件に及ぼす影響を含む。）に関する研究を奨励するものとし、これらの研究の主題につき加盟国に対して勧告を行うことができる。理事会は、これらの研究の奨励のため国際機関その他の適当な機関と協力することができる。

第四十条 科学的な研究及び開発

理事会は、ココアの生産、加工及び消費に関する科学的な研究及び開発並びに当該研究及び開発

から得られた成果の普及及び実用化を奨励することができ、このため、理事会は、国際機関及び研究機関と協力することができる。

第四十一条 年次検討及び年次報告

1 理事会は、各ココア年度の終了の後である限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びこの協定の目的の達成の状況を検討する。理事会は、検討の後、加盟国に対しこの協定の実施の改善のための方法及び手段について勧告を行うことができる。

2 理事会は、年次報告を公表する。年次報告は、1の規定による年次検討に関する部分及び理事会が適当と認める他の情報を含むものとする。

第十章 ココア経済における協力

第四十二条 ココア経済における協力

1 理事会は、加盟国がココアに関する問題について専門家の意見を求めることを奨励する。

2 加盟国は、この協定に基づく義務の履行に当たり、確立した取引経路を尊重して活動するものとし、ココア経済のすべての部門の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3 加盟国は、この協定の実施のために定められた規則を理由とする契約不履行の可否についてのココアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、このような商事紛争の仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守しなければならないことをもって、契約不履行の理由又は抗弁として認めてはならない。

第六部 その他の条項

第十一章 ファイン・ココア又はフレーパー・ココア

第四十三条 ファイン・ココア又はフレーパー・ココア

1 理事会は、この協定の効力発生の後に開催される第一回会期において、附属書Cに掲げる国のココアの生産及び輸出におけるファイン・ココア又はフレーパー・ココアの割合を決定するため、同附属書を検討し、及び特別多数票による議決でこれを修正する。理事会は、その後この協定の有効期間中いつでも同附属書を検討することができる。必要の場合には、特別多数票による議決でこれを修正することができる。理事会は、この問題に関し、適宜専門家の助言を求める。

2 生産管理計画の実施及びその運用のための資金調達に関するこの協定の規定は、ファイン・ココア又はフレーパー・ココアのみを生産する加盟輸出国のファイン・ココア又はフレーパー・ココアについては、適用しない。

3 2の規定は、ファイン・ココア又はフレーパー・ココアを一部生産する加盟輸出国についても、当該加盟輸出国のファイン・ココア又はフレーパー・ココアの生産割合を限度として適用する。残りの部分については、生産管理計画に関するこの協定の規定を適用する。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この条の規定が適切に適用されるようにするために適当な措置をとる。これらの規定が適切に適用されていないと認める場合には、当該国は、理事

会の特別多数票による議決で、同附属書から削除されるものとし、この協定に定めるすべての制限及び義務に服する。

5 ファイン・ココア又はフレーパー・ココアのみを生産する加盟輸出国は、4に規定する附属書Cの修正に関する議決の場合を除くほか、生産管理計画の実施に関する事項については投票してはならない。

第十二章 義務の免除及び特別の救済措置

第四十四条 例外的な事態における義務の免除

1 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務を理由として、特別多数票による議決で、加盟国の義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づいて加盟国に対して免除を与えるに当たり、義務が免除される条件、期間及び理由を明示する。

3 理事会は、1の規定にかかわらず、第二十五条の規定に基づく加盟国の分担金の支払の義務及び分担金を支払わないことから生ずる結果について免除を与えてはならない。

第四十五条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）の規定に照らし、適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第十三章 協議、紛争及び苦情

第四十六条 協議

加盟国は、自国に対し他の加盟国がこの協定の解釈又は適用に關して行つた申立てに十分かつ妥當な考慮を払ふものとし、協議のための十分な機会を与える。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、適当な調停の手続を定める。この手続に係る費用は、機関の負担とし、この手続により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、協議に係る事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従つて理事会に付託することができる。

第四十七条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に關する紛争であつて当事国間で解決されないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、理事会に對し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、總票数の三分の一以上を有する加盟国又は五の加盟国は、理事会に對し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3の規定に従つて構成される特別諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他

の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員となることを妨げられない。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が負担する。

4 特別諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第四十八条 苦情及び理事会の措置

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案を検討し、当該事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、単純多数票による議決で、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、この協定の他の条(第五十九条を含む。)に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国の他の権利(理事会又は委員会の役員に選出され又は役員の地位を保持する権利を含む。)を停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、この協定に基づく資金上の義務その他の義務を履行することについて引き続き責任を負う。

第十四章 公正な労働基準

第四十九条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるコリア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方につき、関係国の発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十五章 環境上の側面

第五十条 環境上の側面

加盟国は、国際連合貿易開発会議第八回会期及び国際連合環境開発会議において合意された持続可能な開発に關する原則に留意して、コリア資源及びその加工の持続可能な管理に妥當な考慮を払う。

第十六章 最終規定

第五十一条 寄託者

国際連合事務局長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第五十二条 署名

この協定は、千九百九十三年八月十六日から九月三十日まで、国際連合本部において、千九百八十六年の国際コリア協定の締約政府及び千九百九十二年の国際連合コリア会議に招請された政府による署名のために開放しておく。もつとも、千九百八十六年の国際コリア協定の理事会又はこの協定の理事会は、この協定の署名の期限を延長することができる。理事会は、その延長を寄託者に直ちに通告する。

第五十三条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十三年九月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、千九百八十六年の国際コリア協定の理事会又はこの協定の理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかった署名政府に對し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

第五十四条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。

2 千九百八十六年の國際コリア協定の理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定の理事会の追認を得ることを条件として、1に規定する条件を定めることができる。

3 この協定の附屬書のいづれにも掲げられていない国がこの協定に加入する場合には、理事会は、1に規定する条件を定めるに当たり、当該国がいずれの附屬書に掲げられているものとみなされるかを決定する。

4 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行ふ。

第五十五条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を自国の憲法上の手続又は自国の国内法令に従って暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができ、通告を行う政府は、通告の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいづれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日から又はその特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第五十六条 効力発生

1 この協定は、附屬書Aに掲げるところにより

輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量に有する五以上の輸出国を代表する政府及び附屬書Bに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百九十三年十月一日までに又はその後のいづれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した場合に、同年十月一日又は当該その後のいづれかの日に確定的に効力を生ずる。この協定は、暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前段の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずるに至らない場合において、附屬書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附屬書Bに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百九十三年十月一日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、同年十月一日に暫定的に効力を生ずる。これらの政府は、暫定的加盟国としての地位を有する。

3 國際連合事務局長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百九十三年十月一日までに満たされなかった場合には、実行可能な最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。これらの政府は、当該政府の定める日からこの

協定の全部若しくは一部を当該政府の間で確定的に若しくは暫定的に発効せしめるか又は必要と認めるその他の措置を採択するかについて決定を行うことができる。ただし、この協定の生産管理計画に関する経済事項は、附屬書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府が、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託者に寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告してはいない限り、効力を生じない。

4 1から3までの規定に従ってこの協定が効力を生じた後に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は暫定的適用の通告を行う政府については、これらの文書は、寄託の日に効力を生ずるものとし、この通告は、前条1の規定に従って効力を生ずる。

第五十七条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第五十八条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、その旨を直ちに理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。理事会は、脱退の結果この協定の加盟状況が第五十六条1に規定する効力発生の要件を満たさないこととなる場合には、この事態を検討し及び適当な決定を行うため特別会合を開催する。

第五十九条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第四十八条3の規定により認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができ、理事会は、その除名を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日以後九十日で、加盟国でなくなる。

第六十条 脱退し又は除名される加盟国に係る会計上の処理

理事会は、脱退し又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わなければならない。これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第六十二条2の規定によりこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

第六十一条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後第五の完全なコリア年度が終了する時まで効力を有する。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、この協定が効力を有している間に、この協定に代わる協定が1の第五コリア年度の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるように、特別多数票による議決で、この協定

に代わる協定について交渉することを決定することができる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を二回（それぞれ二コピア年度を超えないものとする。）延長することができる。理事会は、その延長を寄託者に通告する。

4 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。その終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。ただし、第二十五条の規定に基づく加盟国の義務は、この協定の運用に係る債務が履行される時まで継続する。理事会は、その決定を寄託者に通告する。

5 理事会は、この協定のいかなる方法による終了の後、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行うために必要な期間を存続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

6 第五十八条の規定にかかわらず、この条の規定に基づいて延長されたこの協定に参加することを希望しない加盟国は、その旨を理事会に通報する。当該加盟国は、延長期間の開始の時からこの協定の締約国でなくなる。

第六十二条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総数の八十五パーセント以上を有するもの及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後百日目の日又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、改正の受諾の通告期限を定めることができる。この期限までに改正の効力発生の要件が満たされなかった場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

2 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの協定への参加を終了する。ただし、理事会が当該加盟国による国内手続の完了を可能にするため当該加盟国の受諾の通告期限を延長することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

3 理事会は、改正の勧告が採択された後直ちに、改正の写しを寄託者に送付する。理事会は、寄託者に対し、受領した受諾の通告が改正の効力発生の要件を満たすものであるかないかを決定するために必要な情報を提供する。

第六十三条 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百八十六年の国際コピア協定に代わる協定とみなす。

2 千九百八十六年の国際コピア協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であつて、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づいて変更がない限り、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百九十三年七月十六日にジュネーブで作成した。この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書 A 第五十六条(効力発生)の規定の適用のために計算されたコピアの輸出量(注 a)

国 名 (注 b)	1989— 1990年度 (千トン)	1990— 1991年度 (千トン)	1991— 1992年度 (千トン)	1989—1990年度から 1991—1992年度までの 三年間の平均 (千トン)	(割合)
輸出総量	736.4	803.9	729.5	756.6	35.37%
ガーナ	254.5	265.1	284.8	268.13	12.54%
ブラジル	270.0	277.9	220.2	266.03	11.97%
ベトナム	226.0	211.2	211.2	216.13	10.10%
ナイジェリア	142.8	147.2	105.5	131.83	6.16%
インドネシア	100.0	130.3	164.8	131.70	6.16%
カメルーン	128.1	109.1	106.8	113.00	5.28%
エチオピア	105.1	102.1	80.9	96.03	4.49%
パナマ共和国	53.3	37.1	43.4	44.60	2.09%
パプア・ニューギニア	40.8	38.4	40.9	39.37	1.79%
コロンビア	9.4	10.1	8.6	9.37	0.44%
サウジアラビア	8.4	10.0	7.7	8.70	0.41%
シハラ・レオネ	5.3	13.4	7.3	8.67	0.41%
モーリタニア	6.1	9.3	8.0	7.80	0.36%
メキシコ	8.0	1.6	11.9	7.17	0.34%
ペルー	4.8	5.2	6.4	5.47	0.26%
ボツワナ	7.6	5.2	3.5	5.43	0.25%
ソロモン諸島	3.6	4.1	3.5	3.73	0.17%
ザンビア	3.6	3.4	3.2	3.40	0.16%
カンボジア・フニンシン	2.8	2.6	2.6	2.67	0.12%
マダガスカル	2.5	2.5	2.9	2.63	0.12%
ハイチ	2.8	1.9	2.6	2.43	0.11%
ホンジュラス	2.0	3.0	2.3	2.43	0.11%
リベリア	4.5	2.0	0.5	2.33	0.11%
ザンビア	2.2	2.2	2.3	2.23	0.10%
タンザニア共和国	2.0	2.5	2.0	2.17	0.10%
ロシア・ウカ	2.9	1.2	1.2	1.77	0.08%
ジャマイカ	1.3	1.3	1.8	1.47	0.07%
ガボン	1.6	1.4	1.4	1.47	0.07%
トニガッド・トンガ	1.4	1.2	0.9	1.17	0.05%
グレナダ	1.1	1.1	0.7	0.97	0.05%

平成六年六月六日 参議院會議録第十九号 千九百九十三年の國際ココア協定の締結について承認を求めるの件

六四

ボリチヤ	1.4	1.3	0.1	0.98	0.04%
コンゴ	0.9	0.3	0.7	0.63	0.03%
ウガンダ	0.2	0.6	0.6	0.47	0.02%
ナイジェ	0.3	0.2	0.3	0.27	0.01%
西サモア	0.5	—	—	0.17	0.01%
バチヤ	0.3	0.1	0.1	0.17	0.01%
スリ・ランカ	0.1	0.2	—	0.10	—
グアテマラ	0.1	0.1	0.3	0.10	—
ニカラグア	0.1	—	—	0.07	—
ドミニカ	—	—	0.1	0.03	—
スリナム	0.1	—	—	0.03	—
合 計 (注c)	2,139.9	2,205.2	2,071.5	2,138.87	100.00%

注a カカオ豆の純輸出量と次に掲げる換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸出量との合計の千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間の平均値

カカオ脂
ココア粉及びココアケーキ
ココアペースト(ココアリカー)

一・三三
一・一八
一・二五

注b 千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間に平均十トン以上の輸出を行った国のみを掲げたもの。國際ココア機關事務局が入手することのできる情報に基づく。

注c 各欄に掲げる合計値は、当該各欄の各国別の輸出量を合計したものと、四捨五入のため一致しない場合がある。

注d 延長された千九百八十六年の國際ココア協定の加盟国(千九百九十三年六月二十二日現在)一零、無視し得る数値又はこの表で用いた最小単位に満たない数値

出所 國際ココア機關による「ココア統計四半期報告」第十九卷第二号(千九百九十三年三月) 附屬書B 第五十六条(効力発生)の規定の適用のために計算されたココアの輸入量(注a)

国 名 (注b)	1989—	1990—	1991—	1989—1990年度から 1991—1992年度までの 三年間の平均	(割 合)
	(千トン)	(千トン)	(千トン)		
アメリカ合衆国	612.2	602.0	679.1	631.10	23.74%
ドイツ(注c)	376.7	409.2	402.3	396.07	14.90%
合 計	m	m	m	m	m

オランダ	m	313.5	327.9	268.0	303.13	11.40%
連合王国	m	189.9	214.7	228.0	210.87	7.93%
フランス	m	165.0	187.0	183.7	178.57	6.72%
ベルギー＝ルクセンブルグ	m	92.7	98.3	108.4	99.80	3.75%
イタリア	m	79.6	86.0	97.4	87.67	3.30%
日本国	m	79.9	84.7	79.0	81.20	3.05%
スペイン	m	66.6	66.3	72.6	66.50	2.50%
シンガポール	m	77.8	46.5	59.6	61.13	2.30%
ロシア連邦(注d)	m	86.2	70.2	14.6	57.00	2.14%
カナダ	m	52.1	51.2	58.7	54.00	2.03%
スイス	m	44.1	43.9	45.8	44.60	1.68%
オーストラリア	m	33.3	33.3	35.1	33.80	1.28%
ポーランド	m	23.3	31.0	28.6	27.68	1.04%
オーストリア	m	25.5	27.3	25.6	26.13	0.98%
中国	m	19.2	28.6	30.4	26.07	0.98%
アルゼンチン	m	9.0	26.3	27.5	20.98	0.79%
アルルラソ	m	18.7	17.0	20.3	18.67	0.70%
スウェーデン	m	18.0	19.2	17.1	18.10	0.68%
ハンガリー	m	14.5	16.1	11.5	14.03	0.53%
ドイツ連邦	m	11.3	15.3	15.4	14.00	0.53%
大韓民國	m	11.2	13.1	12.6	12.30	0.46%
アフガニスタン	m	11.9	12.5	10.8	11.73	0.44%
トルコ	m	9.6	12.1	13.1	11.60	0.44%
ギリシャ	m	13.3	11.8	9.0	11.37	0.43%
チベット共和国(注e)	m	8.2	10.9	13.1	10.73	0.40%
ノルウェー	m	9.4	9.3	9.7	9.47	0.36%
フィリピン(注f)	m	10.2	10.7	6.9	9.27	0.35%
フィリピン	m	8.7	8.1	8.9	8.57	0.32%
インドネシア	m	7.3	9.0	8.3	8.20	0.31%
ルーマニア	m	7.7	7.0	6.9	7.20	0.27%
ニュー・ジラランド	m	6.4	8.2	5.6	6.73	0.25%
イスラエル	m	5.0	6.3	6.0	5.93	0.22%
タイ	m	4.6	6.3	6.4	5.77	0.22%
チリ	m	4.0	6.4	6.5	5.63	0.21%
スロヴァキヤ(注e)	m	4.1	5.4	6.6	5.37	0.20%
ポルトガル	m	4.0	5.3	5.6	5.13	0.19%

国名	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
アルゼンチン	5.2	4.8	4.1	4.70	0.18%		
エジプト	0.5	4.8	4.4	3.23	0.12%		
ウルグアイ	1.9	3.2	2.7	2.60	0.10%		
シリア・アラブ共和国	1.6	2.3	3.1	2.33	0.09%		
ケニア	1.3	1.2	1.0	1.17	0.04%		
トルジマリア	1.1	1.5	0.8	1.13	0.04%		
チニシヤ	0.8	1.1	1.4	1.10	0.04%		
モロッコ	0.8	0.8	1.4	1.00	0.04%		
イラン・イスラム共和国	0.9	0.4	1.3	0.87	0.03%		
カサハ・アラビア	0.6	0.4	1.4	0.80	0.03%		
タイランド	0.7	0.6	0.7	0.67	0.03%		
レバノン	0.4	1.0	0.6	0.67	0.03%		
エル・サルヴァドル	0.8	0.8	0.3	0.63	0.02%		
ジョルダン	0.5	0.7	0.8	0.50	0.02%		
ハイチ	0.3	0.4	0.4	0.37	0.01%		
ジンバブエ	0.1	0.2	0.6	0.30	0.01%		
イラク	0.6	—	0.2	0.27	0.01%		
インド	—0.1	—0.1	0.9	0.23	0.01%		
リビア	0.2	0.3	0.1	0.20	0.01%		
マルタ	0.1	0.1	0.1	0.10	—		
ロシア連邦以外の旧ソヴィエト連邦諸国(注d)	47.6	22.4	16.8	28.93	1.09%		
合 計 (注e)	2,594.5	2,693.0	2,688.5	2,658.67	100.00%		

注a カカオ豆の純輸入量と次に掲げる換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したココア製品の総輸入量との合計の千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間の平均値

カカオ脂 一・三三
ココア粉及びココアケーキ 一・一八
ココアペースト(ココアリカー) 一・二五

注b 千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間に平均十トン以上の輸入を行った国のみを掲げたもの。国際ココア機関事務局が入手することのできる情報に基づく。

注c 統計値は、ドイツ連邦共和国の輸入量と旧ドイツ民主共和国の輸入量の合計に関するものであり、両ドイツ間貿易の推定量を勘案して適宜調整したものである。

注d ロシア連邦代表団により提供された数値に基づく暫定的推定量。「ロシア連邦以外の旧ソヴィエト連邦諸国」に関する数値は、旧ソヴィエト連邦の総量からロシア連邦に関する数値を減ずることにより算出したものである。

注e 旧チェッコ・スロヴァキアに関する統計に基づく暫定的推定量。これらの推定量は、旧チェッコ・スロヴァキアに関する数値をチェッコ共和国とスロヴァキアとの間で二対一の比率で分配したものである。

注f フィリピンは、輸出国となる資格も有する。

注g 各欄に掲げる合計値は、当該各欄の各国別の輸入量を合計したものと、四捨五入のため、一致しない場合がある。

m 延長された千九百八十六年の国際ココア協定の加盟国(千九百九十三年六月二十二日現在)

— 零、無視し得る数値又はこの表で用いた最小単位に満たない数値

出所 国際ココア機関による「ココア統計四半期報告」第十九巻第二号(千九百九十三年三月)及び同機関事務局の推定量

附属書C ファイン・ココア又はフレー

バー・ココアの生産国(その輸出の全部又は一部がこれらのココアであるもの)

コスタ・リカ

ドミニカ

エクアドル

グレナダ

インドネシア

ジャマイカ

マダガスカル

パナマ

パプア・ニューギニア

セント・ルシア

セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島

西サモア

サントメ・プリンシペ

スリ・ランカ

スリナム

トリニダード・トバゴ

ヴェネズエラ

審査報告書

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月三日

農林水産委員長 浦田 勝
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工

平成六年六月六日 参議院會議録第十九号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長しようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算(農林水産省所管)に七千五百六十三万六千円が計上されている。

附帯決議

農産加工工業は、農産物の重要な仕向先として、農業と密接な結びつきを有しているばかりでなく、食料の安定供給、地域経済の活性化等の面においても、大きな役割を果たしている。

しかるに、近年、農産加工工業を取り巻く情勢は、輸入自由化に伴う競合製品の輸入の増加等国際化の進行、人件費等コストの増大、景気後退に伴う食料消費の低迷、価格競争の激化等一段と厳しさを増しており、農産加工工業者はもとより原料生産農家にも大きな不安を与えている。

よって政府は、農業及び農産加工工業の発展に資するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 農産加工品の輸入自由化の進展等に伴い、農産加工工業の経営に対するその影響は、今後更に強まることと予想されるため、本制度を初めとする関係諸施策の一層の充実とその十全な活用を努め、新商品・新技術の研究開発、事業提携等を促進して、農産加工工業の経営体質の強化を図ること。

二 本制度の運用に当たっては、今後の情勢変化に即応して対象業種を追加指定する等適切かつ

弾力的に対処すること。

三 農産加工工業における輸入原料への依存や海外進出の進行に伴い、地域農産物の販路の確保が喫緊の課題となっている実態にかんがみ、原料生産農家の経営安定を図りつつ、高品質な国産原料農産物を量、価格ともに安定的に供給できるように、加工適性品種の開発・普及、栽培技術の確立、実需者ニーズの迅速な把握のための情報システムの整備等原料農産物供給体制の強化に努めること。

四 食品の安全性確保に対する国民意識の高まりにこたえるため、農産加工品の輸入増大に対応して、輸入検査体制の整備を一層促進すること。右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年四月一日

内閣総理大臣 細川 護熙

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。附則第二条中「五年」を「十年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第九項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三の二第十三項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

審査報告書

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月三日

建設委員長 前田 勲男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図るため、病院、劇場等の特定建築物における出入口、廊下等の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置についての建築主の努力義務並びに当該措置に関し建築主の判断の基準となるべき事項の策定並びに都道府県知事等による指導及び支援のための措置を講ずるとともに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に係る建築基準法の容積率の

特例等を定めようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高齢や障害に伴い日常生活や社会生活に身体上の制限を受けている人々が、特段の不自由を感じることなく円滑に利用することのできる建築物は、すべての人々にとって望ましいものであるという観点に立つて、関係者の理解を深めるための措置の充実に努めること。

二、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、将来、この法律において建築主の判断事項としている基準が一般的な基準として普及するよう、必要な施策の充実に努めること。

三、特定建築物に対する施策の充実に加えて、生活の基盤となるまち全体が高齢者、障害者や子供にやさしい構造となるよう、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、電線類の地中化等の道路整備、安全で利用しやすい遊び場や公園の整備、公共交通機関の施設・設備の改善等の施策を総合的に推進するとともに、それらの施策の推進のために有効な制度についても検討を進めること。右決議する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成六年三月十八日

内閣総理大臣 細川 護熙

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 特定建築物に係る措置等(第二条—第十一條)

第三章 雑則(第十二條—第十六條)

第四章 罰則(第十七條—第十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 特定建築物に係る措置等

(特定建築主の努力)

第二条 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が利用する政令で定める建築物(建築物の部分を含む。以下「特定建築物」という。)を建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の建設省令で定める施設(以下「特定施設」という。)を高齢者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者(以下単に「高齢者、身体障害者等」という。)が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

下「特定建築物」という。)を建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の建設省令で定める施設(以下「特定施設」という。)を高齢者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者(以下単に「高齢者、身体障害者等」という。)が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定建築主の判断の基準となるべき事項)

第三条 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第四条 都道府県知事は、特定建築物について第二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主に対し、前条に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定める規模以上のものの特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が前条に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、その判断の根拠を示し

て、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計画の認定)

第五条 特定建築主は、建設省令で定めるところにより、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 特定建築物に設ける特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築の事業に関する資金計画
- 五 その他建設省令で定める事項

8 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が第三条に規定する判断の基準となるべき事項に適合し、かつ、前項第四号に規定する資金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、認定(以下「計画の認定」という。)をすることができる。

4 計画の認定の申請をする者は、都道府県知事に対し、当該申請に併せて、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築の計画が当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の建築主事の通知(第七項及び第八項において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた都道府県知事は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。

7 都道府県知事が、適合通知を受けて計画の認定をしたときは、当該計画の認定に係る特定建築物の建築の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けたものとみなす。

8 建築基準法第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(計画の変更)

第六条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第七条 都道府県知事は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定建築物」という。)の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第八条 都道府県知事は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第九条 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(資金の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、認定建築物の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例)

第十一条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合において、当該昇降機が次に掲げる基準に適合し、特定行政庁(建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。次項において同じ。)が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該昇降機については、同法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定は適用しない。

一 昇降機及び当該昇降機の設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が建設省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 昇降機の制御方法及びその作動状態の監視方法が建設省令で定める安全上の基準に適合していること。

2

建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

第三章 雑則

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例)

第十二条 特定施設の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、建設大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で必要と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する建築物とみなして、同項の

規定を適用する。

(研究開発の促進のための措置)

第十三条 国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第十六条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第四章 罰則

(罰則)

第十七条 第四条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三第二十項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項の表中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)第六条第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第七条に規定する計画の認定を受けた計画(平成八年三月三十一日までに同法第五条第三項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。))を受けたものに限る。)に従って建築する同法第七条に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置

される同法第二条に規定する特定施設で政令

で定めるものに係るものの新築又は増築に係る

政令で定める部分に係るものに限る。に對し

ては、当該新築又は増築が当該計画の認定を

受けた計画に係る同法第五条第三項の規定に

よる認定を受けた日から三年を経過する日ま

での間に行われたときに限り、第七百一条の

三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に

係る事業所税を課することができない。この

場合においては、第七百一条の三十四第十項

の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項、第三十九条第十一

項及び第四十条第八項中「附則第三十二條の三

第十九項」を「附則第三十二條の三第二十項」に、

「第十八項」を「第十九項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

平成六年六月三日

建設委員長 前田 勲男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、市街地において土地を合理的に

利用する必要性の増大、住宅建築に関する技術

開発の進展等にかんがみ、住宅の地階の容積に

関する規制の合理化を行うとともに、建築基準

法に基づく手続の簡素化を図るため、防火壁に

関する規定が適用されない建築物について、特

定行政庁の認定を廃止して建設大臣が定める基

準に適合することをもって足りることとしよう

とするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい

て適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期す

べきである。

一、住宅の地下室に係る容積率の制限の合理化に

配慮すること。

二、住宅の地下室の建築が促進されることに伴い

隣接地の建築物に安全上の問題が生じるなど相

隣関係上の問題が増加することのないよう、適

正な施工の確保について建築行政上十分配慮す

ること。

右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案

平成六年五月十三日
内閣総理大臣 羽田 孜

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の

一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「若しくは第二項」を「若

しくは第四項」に改める。

第二十六条第三号中「特定行政庁が」を削り、

「により」を「に」と認め、そのものとし

て建設大臣が定める基準に適合するに改める。

2 前項、第四項及び第八項、第五十九条第一項

及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十條

第一項、第六十八條の三(第二項第一号イ並び

に第三項ただし書及び第二号ロを除く)、第六

十八條の四第一項、第六十八條の五第一項、第

六十八條の八、第六十八條の九並びに第八十六

条第九項に規定する建築物の延べ面積(第五十

九条第一項及び第六十八條の九に規定するもの

については、建築物の延べ面積の敷地面積に對

する割合の最高限度に係る場合に限る。には、

建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一

メートル以下にあるものの住宅の用途に供する

部分の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅

の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一

を超える場合においては、当該建築物の住宅の

用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)

は、算入しないものとする。

3 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接

する位置の平均の高さにおける水平面をいい、

その接する位置の高さが三メートルを超える

場合においては、その高低差三メートル以内の

との平均の高さにおける水平面をいう。

第五十九條の二第一項中「第三項」を「第五項」に

改める。

第六十八條の三第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物が同条第二項の規定によ

り建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積

が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を

有するときは、当該部分の床面積を含む当該建

築物の延べ面積の敷地面積に對する割合は、当

該建築物がある地域に関する都市計画において

定められた同条第一項第三号又は第四号に掲げ

る数値の一・五倍以下でなければならない。

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成六年六月六日 参議院會議録第十九号 建築基準法の一部を改正する法律案

六九

第六十八条の七第五項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第六十八条の八中「第五十二條第二項、第六項及び第七項」を「第五十二條第四項、第八項及び第九項」に改める。

第八十六條第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第八十六條の二中「第三項まで」を「第五項まで」に改める。

第九十九條第一項第五号中「第五十二條第一項若しくは第二項」を「第五十二條第一項若しくは第四項」に改め、「第六十二條」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六條第三号の改正規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、附則第六項の規定は高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第 号）の施行の日から施行する。（特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物に関する経過措置）

2 第二十六條第三号の改正規定の施行前に改正前の建築基準法第二十六條第三号の規定により特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物は、改正後の建築基準法第二十六條第三号の建設大臣が定める基準に適合する建築物とみなす。

（平成四年改正法附則によりなおその効力を有する旧法の規定に係る建築物の延べ面積の算定方法）

8 改正後の建築基準法第五十二條第二項及び第

三項の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）以下「平成四年改正法」という。（附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法第二條の規定による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第五十二條第一項（第五号を除く。）、第六十八條の三（ただし書及び第二号を除く。）及び第八十六條第八項に規定する建築物の延べ面積の算定方法について準用する。

4 旧法の一部を次のように改正する。
旧法第六十八條の三に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物が建築基準法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）附則第三項において準用する同法による改正後の建築基準法第五十二條第二項及び第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第五十二條第一項第三号又は第四号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。

（罰則に関する経過措置）
この法律（第二十六條第三号の改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正）

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
第十二條中「第五十二條第六項第一号」を「第五十二條第八項第一号」に改める。

審査報告書
消防法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成六年六月三日
地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、消防業務協力者に係る補償制度の対象範囲を拡大することとし、あわせて、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の受験資格の認定制度を廃止するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

消防法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成六年四月二十二日
内閣総理大臣 細川 護熙

消防法の一部を改正する法律案
消防法の一部を改正する法律
消防法昭和二十三年法律第八十六号の一部を次のように改正する。

第十三條の三第四項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に、「又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者」を「その他その者に準ずるものとして自治省令で定める者」に改め、同条第五項中「の外」を「のほか」に、「命令」を「自治省令」に改める。

第十七條の八第四項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校」を「大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校」に改め、「工業化学」の下に「土木」を、「学科」の下に「又は課程」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして自治省令で定める者
第十七條の八第五項中「命令」を「自治省令」に改める。

第三十六條の三第二項中「前項」を「第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五條第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲

ける者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の自治省令で定める者

二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、自治省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の自治省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)

第三十九条の二第一項中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第三十九条の三第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「百万円」を「二百万円」に改める。

第四十条第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「警戒防禦」を「警戒防禦に」、「あたり」を「当たり」に改める。

第四十一条第一項及び第四十一条の二から第四十一条の六までの規定中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条第一項、第四十三条の二から第四十四条まで、第四十六条及び第四十六条の二中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十六条の三 第十六条の十三第二項又は第二十一条の二十二の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

本則中第四十六条の三の次に次の一条を加える。

第四十六条の四 第二十一条の十六の四第一項又は第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十九条の二から第四十四条まで及び第四十六条から第四十六条の三までの改正規定並びに本則中第四十六条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第十三条の三及び第十七条の八の改正規定並びに次条の規定 平成七年四月一日

(経過措置)
第二条 平成七年四月一日前に、改正前の消防法(以下この条において「旧法」という。第十三条の三第四項第一号の規定に基づいて都道府県知事が認定した者(都道府県知事が旧法第十三条の五第一項の規定に基づき自治大臣の指定する者に危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせている場合にあっては、当該自治大臣の指定する者が認定した者)は当該認定に係る試験については改正後の消防法(以下この条において「新法」という。第十三条の三第一号の自治省

令で定める者と、旧法第十七条の八第四項第三号の規定に基づいて都道府県知事が認定した者(都道府県知事が旧法第十七条の九第一項の規定に基づき自治大臣の指定する者に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせている場合にあっては、当該自治大臣の指定する者が認定した者)は当該認定に係る試験については新法第十七条の八第四項第三号に掲げる者とそれぞれみなす。

(罰則に関する経過措置)
第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)
第四条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定は、同条の規定の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

第十七号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

九 一 終わり ありあます

二 一 三 ガンボジア カンボジア

三 一 三 信じますか。 信じます。

七 一 三 信じますか。 信じます。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三〇九円
(配送料別)	九円を含む